

平成 2 6 年
予算審査特別委員会
せたな町議会会議録

(平成 2 6 年 3 月 5 日、1 3 日、1 4 日)

平成26年せたな町議会予算審査特別委員会 第1号

平成26年3月5日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名委員の指名について
- 2 委員長の互選について
- 3 副委員長の互選について

○出席委員（11名）

委員長 大野 一男 君	副委員長 細川 伸男 君
委員 奥村 喜美男 君	委員 本多 浩 君
委員 内田 尊之 君	委員 熊野 主税 君
委員 石原 広務 君	委員 小平 久 君
委員 澤田 光子 君	委員 大湯 圓郷 君
委員 平澤 等 君	

○欠席委員（0名）

- 1 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局 長	佐々木 正則 君
事務局 次長	佐藤 英美 君
書 記	松林 功 君

開会 午前 11 時 42 分

○臨時委員長（奥村喜美男君） それでは委員会条例の定めるところにより臨時に委員長の職務を行います。

よろしく願いをいたします。

ただ今の出席委員 11 名で定足数に達していますので本特別委員会は成立しました。

よってこれよりせたな町議会予算審査特別委員会を開会します。

直ちに会議を開きます。

整理番号第 1、会議録署名委員の指名を行います。本多委員、大野委員を指名いたします。

なお、この指名は本特別委員会開会中の指名とします。

整理番号第 2、委員長の互選を行います。互選の方法についてお諮りします。

全員協議会で確認のとおり投票により行います。

その方法でご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時委員長（奥村喜美男君） ご異議なしと認め、委員長の互選方法は投票で行うことに決しました。

委員会室の出入り口を閉めます。

（委員会室閉鎖）

○臨時委員長（奥村喜美男君） ただいまの出席委員は 11 名です。

次に、立会人を指名します。

臨時委員長において、立会人に石原委員、澤田委員を指名します。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○臨時委員長（奥村喜美男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時委員長（奥村喜美男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時委員長（奥村喜美男君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

ただいまから投票を行います。

（投票）

○臨時委員長（奥村喜美男君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時委員長（奥村喜美男君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。石原委員、澤田委員立ち会いをお願いします。

(開 票)

○臨時委員長（奥村喜美男君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、これは出席委員数と符合しています。そのうち有効投票 11 票、無効投票はありません。

有効投票のうち、小平久委員 11 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、小平久委員が委員長に当選されました。委員会室の出入り口を開きます。

(委員会室開鎖)

○臨時委員長（奥村喜美男君） ただいま委員長に当選されました小平久委員が会場におられますので、当選の告知をします。

小平委員長に当選の承諾の発言を求めます。

小平委員長お願いします。

○委員長（小平 久君） 謹んでお受けをいたします。

今回の委員長を公正公平を旨としてしっかり頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞ皆様のご協力よろしくお願いします。

○臨時委員長（奥村喜美男君） これで臨時委員長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

小平委員と代わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午前 11 時 51 分

○委員長（小平 久君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

整理番号第 3、副委員長の互選を行います。

互選の方法についてお諮りします。

副委員長の互選方法も投票により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長（小平 久君） ご異議なしと認め、副委員長の互選方法は投票で行うことに決定をいたしました。

委員会室の出入り口を閉めます。

(委員会室閉鎖)

○委員長（小平 久君） ただいまの出席委員は 11 名です。

次に、立会人を指名します。

委員長において立会人に、本多委員、内田委員を指名いたします。
投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○委員長(小平 久君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「はい」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○委員長(小平 久君) 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

ただいまから投票を行います。

(投票)

○委員長(小平 久君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 投票なしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票を行います。

本多委員、内田委員立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○委員長(小平 久君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、これは出席委員数と符合しています。そのうち有効投票 11 票。

有効投票のうち、細川委員 11 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、細川委員が副委員長に当選されました。

委員会室の出入り口を開きます。

(委員会室開鎖)

○委員長(小平 久君) ただいま副委員長に当選された細川委員が会場におられますので、
当選の告知をいたします。

細川委員副委員長に当選の承諾の発言を許します。

○副委員長(細川伸男君) 謹んでお受けいたしたいと思います。副委員長としての職務を全
うしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○委員長(小平 久君) 本日の本特別委員会はこれで休会といたします。

次回、本特別委員会は 3 月 13 日午前 10 時から予定をしていますので、議場にご参集を願
います。

これで散会をいたします。

ありがとうございました。

散会 午前 11 時 59 分

委員会条例第28条の規定により署名する。

平成26年4月15日

臨時委員長 奥村喜美男

委員長 小平久

署名委員 本多浩

署名委員 大野一男

平成26年せたな町議会予算審査特別委員会 第2号

平成26年3月13日（木曜日）

○議事日程（第2号）

- 1 議案第27号 せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第28号 せたな町税条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第29号 せたな町健康で安心して暮らせるまちづくり条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第30号 せたな町産業担い手育成条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第31号 せたな町国民宿舎条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第32号 せたな町防災行政用無線施設管理条例の一部を改正する条例について
- 7 議案第33号 せたな町営農用水道等給水条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第34号 指定管理者の指定について（町営牧場）
- 9 議案第35号 指定管理者の指定について（米乾燥貯蔵施設）
- 10 議案第36号 指定管理者の指定について（玄米ばら集出荷施設）
- 11 議案第1号 平成26年度せたな町一般会計予算
- 12 議案第2号 平成26年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算
- 13 議案第3号 平成26年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算
- 14 議案第4号 平成26年度せたな町介護保険事業特別会計予算
- 15 議案第5号 平成26年度せたな町介護サービス事業特別会計予算
- 16 議案第6号 平成26年度せたな町簡易水道事業特別会計予算
- 17 議案第7号 平成26年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算
- 18 議案第8号 平成26年度せたな町公共下水道事業特別会計予算
- 19 議案第9号 平成26年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算
- 20 議案第10号 平成26年度せたな町風力発電事業特別会計予算
- 21 議案第11号 平成26年度せたな町病院事業会計予算

○出席委員（11名）

委員長 大野 一 男 君	副委員長 細 川 伸 男 君
委員 奥 村 喜美男 君	委員 本 多 浩 君
委員 内 田 尊 之 君	委員 熊 野 主 税 君
委員 石 原 広 務 君	委員 小 平 久 君
委員 澤 田 光 子 君	委員 大 湯 圓 郷 君
委員 平 澤 等 君	

○欠席委員（0名）

1. せたな町議会委員会条例第19条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高	橋	貞	光	君
教育委員会委員長		枡	田	道	廣	君
農業委員会会長		三	上	博	則	君
選挙管理委員会委員長		大	坪	観	誠	君
代表監査委員		残	間		正	君

1. 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高	野	利	廣	君
総務課長	西	村	晋	悟	君
財政課長	高	田		威	君
税務課長	堂	端	重	雄	君
町民児童課長	中	野	真	一	君
保健福祉課長	井	口	勝	則	君
産業振興課長	鎌	田	勝	幸	君
建設水道課長	丹	羽	光	則	君
出納室長	原	田	一	美	君
国保病院事務局長	小	林	安	晴	君
産業振興課参事	下	堀		亨	君
総務課長補佐	高	橋		純	君
総務課長補佐	中	野	俊	司	君
財政課長補佐	神	田		昌	君
税務課長補佐	丹	羽		優	君
町民児童課長補佐	樋	口		靖	君
町民児童課長補佐	佐々木		真由美		君
北檜山保育所長	太	田	啓	子	君
保健福祉課長補佐	西	田	良	子	君
保健福祉課長補佐	元	島	敬	二	君
地域包括支援センター所長	横	川		忍	君
産業振興課長補佐	渋	田	彰	人	君
産業振興課長補佐	八	木	忠	義	君
農業センター副所長	三	浦	孝	史	君
建設水道課長補佐	原			進	君
建設水道課長補佐	松	本	健	裕	君
建設水道課長補佐	尊	保	和	仁	君

建設水道課長補佐	早川	泰	二	君
出納室長補佐	関	功	悦	君
国保病院事務局次長	小坂橋		司	君
総務課主幹	増田	和	彦	君
税務課主幹	濱口	喜	秋	君
税務課主幹	佐々木	正	人	君
町民児童課主幹	濱登	幸	恵	君
町民児童課主幹	坂谷	洋	二	君
北檜山保育所主幹	伊藤	悦	子	君
保健福祉課主幹	上野	宏	行	君
保健福祉課主幹	長内		京	君
産業振興課主幹	浜高	正	明	君
農業センター主幹	沼口	英	樹	君
建設水道課主幹	上田	一	男	君
建設水道課主幹	平田	大	輔	君
国保病院事務局主幹	伊勢	千佳	子	君
職員厚生係長	阪井	世	紀	君
まちづくり推進係長	奥村	大	樹	君
広報統計係長	尾野	真	也	君
情報管理係長	水野	万寿	夫	君
財政係長	吉田	有	哉	君
環境衛生係長	藤谷	知	昭	君
保育士係長	加茂	秀	子	君
福祉係長	神成	和	江	君
保健推進係長	垣本	利	子	君
介護保険係長	竹内	亜希	子	君
地域支援係長	古守	亜	珠	君
農業振興係長	三浦	剛	大	君
水産振興係長	手塚	清	人	君
耕地整備係長	河原	泰	平	君
畜産係長	吉田	一	也	君
管理係長	井村	裕	行	君
上下水道係長	川上	佳	隆	君
上下水道係長	鈴木	涼	平	君
管財係長	金澤	喜	嗣	君
出納係長	堀部	智	美	君

給食係長 林 隆子 君
《大成総合支所》

総合支所長 岡崎 邦三郎 君
産業建設課長 佐野 英也 君
地域町民課長補佐 木村 一夫 君
産業建設課長補佐 沖崎 孝純 君
産業建設課長補佐 杉村 彰 君
地域町民課主幹 中川 譲 君
産業建設課主幹 久津間 智 君
水産種育苗センター主幹 栄田 武志 君
大成保育園長 中宿 八千代 君
国保病院大成診療所事務長 古守 幸治 君
税務係長 芦田 三恵子 君
住民係長 萩原 千明 君
環境生活係長 中島 則雄 君
福祉係長 谷川 一志 君
水産振興係長 藤井 卓也 君
建設係長 高橋 真一 君
保育士係長 沼口 恵子 君

《瀬棚総合支所》

総合支所長 駒谷 正義 君
産業建設課長 福士 裕継 君
養護老人ホーム三杉荘所長 新保 修二 君
地域町民課長補佐 萩原 勝幸 君
産業建設課長補佐 松岡 義明 君
国保病院瀬棚診療所事務長 高木 雅彦 君
地域町民課主幹 古畑 英規 君
瀬棚保育所長 國井 美千代 君
税務係長 小林 和仁 君
住民係長 稲船 奈穂子 君
環境生活係長 山下 誠一 君
福祉係長 山本 亨 君
水産振興係長 池田 裕之 君
商工労働観光係長 栗谷 一樹 君
上下水道係長 小池 秀樹 君
養護老人ホーム三杉荘総務係長 平賀 英治 君

養護老人ホーム三杉荘生活相談係長	平	山	史	明	君
養護老人ホーム三杉荘生活相談係長	畠	中	悦	子	君

1. 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長	成	田	円	裕	君
教育委員会事務局長	篠	塚	三	喜郎	君
大成教育事務所長	辻		雄	一	君
教育委員会事務局次長	横	川	洋	二	君
瀬棚教育事務所長	沖	崎	善	光	君
教育委員会事務局主幹	上	野	朋	広	君
教育委員会事務局主幹	丹	羽	小	百合	君
教育委員会事務局主幹	黒	澤	美	知子	君
給食センター副所長	早	川	克	紀	君
北檜山幼稚園長	鎌	田	郁	美	君
大成教育事務所主幹	杉	村	輝	明	君
社会教育係長	松	原	孝	樹	君

1. 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	吉	崎	照	人	君
農 地 係 長	長	内	解	人	君

1. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	西	村	晋	悟	君
書 記 次 長	中	野	俊	司	君

1. 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	佐々木	正	則	君
事 務 局 次 長	佐藤	英	美	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	佐々木	正	則	君
事 務 局 次 長	佐藤	英	美	君
書 記	松	林	功	君

開議 午前１０時００分

○委員長（小平 久君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席委員１１名で、定足数に達していますので、予算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本特別委員会に付託された議案第１号から第１１号までと議案第２７号から第３６号までの計２１件の議案審査に入ります。

先に条例等から審議いたします。提案理由は３月５日に説明済みですので、内容説明からといたします。

整理番号第１、議案第２７号 せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） おはようございます。

それでは議案その３の３ページをお開き願います。せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。第１２条住宅手当についての条項でございますが、現在、持ち家に支給されている住宅手当を廃止しようとするための条例改正をお願いするものでございます。右側の欄の改正前でございますが、１２条第１項第２号で自己の所有に属する住宅に居住している職員、その他これに準ずるものとして規則で定めた職員に対しまして、支給している規定でございますが、それと第２項第２号で、その額を１，０００円と定めてございますが、この２点につきまして、改正後におきましては削除した内容となっております。附則といたしまして、この条例は平成２６年４月１日から施行するものでございます。参考までに申し上げますと、国におきましては、この持ち家の住宅については平成２１年度限りですでに廃止となっているものでございますが、当町におきましては、国と地方の住宅事情、政策の違いなどから平成２１年度までは５，０００円を支給していたものでございますが、２２年度から段階的に引き下げを行いまして、今年度限りで廃止をしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

整理番号第2、議案第28号 せたな町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

内容の説明を求めます。

堂端税務課長。

○税務課長（堂端重雄君） それでは議案の7ページをご覧くださいと思います。新旧対照表でございますが、右側の改正前の欄でございますが、入湯税の税率を定めてございますが、1号、2号でございます。1号は宿泊客1日につき150円、2号は宿泊を伴わない入浴客1日につき100円と定めておりますが、今般、提案理由で副町長が説明いたしましたように、宿泊を伴わない入浴客につきましては、入湯税を課さないという提案でございます。そういうことから改正後でございますが、ここで字句の訂正をお願い申し上げたいと思いますが、143条入湯税の税率はの次でございますが、入浴客と記載しておりますが、これを入湯客に訂正をお願い申し上げます。大変失礼いたしました。入湯客一人一泊について150円とすることで、宿泊のみの入湯税となるわけでございます。そして附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するということでございます。

以上でございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第3、議案第29号 せたな町健康で安心して暮らせるまちづくり条例の一部を改正する条例を議題といたします。

内容の説明を求めます。

井口保健福祉課長。

○保健福祉課長（井口勝則君） それでは、せたな町健康で安心して暮らせるまちづくり条例の一部を改正する条例につきましては、11ページの新旧対照表により説明をいたします。このたびの改正につきましては、高齢者等に提供するサービス事業のうち除雪サービス事業において、除雪を行う掻き手の高齢化等によりその確保が年々困難となっております。また、利用者の多様なニーズに対応できるサービスとし、ニーズと費用にあった内容とすることから、条例の一部を改正しようとするものであります。改正前、第4条の見出し、利用申請及び決定を改正後は、利用又は助成の申請及び決定に改めます。同条第1項中の利用申請書を改正後は、利用（助成）申請書に改めます。同条第2項中の利用申請についても同じく改めるのであります。そして、第9条を第10条として8条の次に1条を加えるものであります。第9条として、助成額として、除雪サービス事業の利用者に対し、掻き手による除雪経費は、2万円を限度とし、機械を使用する除雪経費は2万5,000円を限度として助成するものとする。これを加えるものであります。次に、別表第7条関係におきましては、改正後はサービス事業の名称欄から除雪サービス事業、利用料の欄から経費の10%を削除するのであります。新年度からは、利用者と掻き手の契約のもとに実施するのであり、従来の利用者による除雪経費の自己負担金いわゆる事業費の1割を無くしまして、今年度より助成制度とするのであります。なお、高齢者等で掻き手との契約が困難な方につきましては、まちにおいて対応することと考えております。附則としてこの条例は平成26年4月1日から施行するものでありますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

石原委員。

○委員（石原広務君） 内容については異議はないんですけど、説明の中で町民と掻き手との契約が困難な場合は、まちが対応するということでの説明がありますが、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（井口勝則君） 毎年除雪サービスを利用されてる方は、次の年も同じ方と契約されるのが流れだと思いますけども、どうしても見つからない、契約の相手方が見つからないという場合には、まちで除雪してもらえる相手方を探してお願いをするということで、まちで対応したいと思います。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） その辺に關しての町民への周知の仕方というか、今までやってたことも含めてお知らせいただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 井口保健福祉課長。

○保健福祉課長（井口勝則君） 従来の先ほど申し上げましたとおり、自己負担金いわゆる1割の負担金がありましたけども、今年度からは助成制度にすることから、自己負担金がないよということで、周知をいたしますけども、この議会で決定された後におきましては、直ちに、

今掻いている方との話合いといいますか調整、聞き取り等について、進めさせていただきます。

○委員長（小平 久君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第４、議案第３０号 せたな町産業担い手育成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） せたな町産業担い手育成条例の一部改正についてご説明をいたします。議案は１３ページから１８ページになります。このたびの改正は、提案理由でもご説明いたしましたが、産業担い手の就業の一層の促進と就業時の負担軽減を図るため、改正をするものであります。改正の主な内容は、支給年齢要件の引き上げ、奨励金の一括交付化、また、本条例で規定していた就学助成金について産業担い手育成基金助成規則へ移行することにしたほか、集落営農組織の戸数、要件の明文化や本条例改正前に奨励金の交付を受けた者への５年後交付を平成２６年度に交付できることにしたなど、これらに伴う文言などの整理をしたものであります。

それでは１６ページの新旧対照表でご説明をいたします。まず、条例第２条関係でございます。現行の第１項第３号の就学者については、漁業研修所に入所する者への就学助成を対象としていましたが、奨励金ではなく研修費での助成費が適当であるとの判断から、第３号を削り、せたな町担い手育成基金助成規則で対応することにいたしました。第５号では、Ｕターン等就業者の年齢要件を現行４０歳以下の者としていましたが、対象年齢を拡大し４５歳まで引き上げ新規就業者の年齢要件と統一をしたものであります。第７号では、集落営農組織の定義について３戸以上の農業者の集団の文言を追加し、明文化をしたものであります。

続いて第３条関係でございます。第１項では、先ほど説明した第２条第１項第３号の道立漁業研修所に入所する就学者への規定を削ったことから、第１号を削り文言を整理したほか、第２号に規定する新学卒者及びＵターン等就業者への奨励金について、これまで１００万円を就業時と５年後に５０万円ずつ交付していたものを就業時に一括１００万円を交付することに改

め、一人または1世帯につき1回限りとする交付要件につきましては、本条例で削り同条例施行規則で規定することにいたしました。第3号の新規就農者への200万円の奨励金につきましても、これまでの2回から新規学卒者及びUターン等と同様に、就業時に200万円を一括交付することに改めたものであります。第5号では、町長の特認について定めておりましたが、これを削りこれにつきましても同条例施行規則で定めることにしたものであります。

続いて第5条関係でございます。新たに奨励金の交付を受けようとする者に、交付の制限規定を追加したもので、第1号から第3号までの規定に該当した場合、交付しないことになります。

続いて第6条関係でございます。現行第5条では奨励金等の交付後、または交付を受けようとする者への交付の取消し等を規定していましたが、前第5条で交付を受けようとする者への交付制限を規定したため、文言を整理し整合性を図ったものであります。また、改正後の第2項では、交付の取消し等に該当する第1号から第4号の規定に疑義が生じた場合、被交付者の就業状況について、町長が調査する権限を新たに規定したものであります。

第7条では、第3条において道立漁業研修所での就学助成金の規定を削除したことから、奨励金等を削り文言を整理したものであります。附則として、この条例は平成26年4月1日から施行するものとし、2項では、改正前の奨励金の交付を受けた者に対しての5年後の交付について、今回の一括交付同様に就業者の負担軽減を図るため、26年度に交付することができる旨を規定したものであります。なお、今回の改正に伴う予算措置につきましては、平成21年度から対象となる35人、1,900万円のうち、当初予算で250万円を計上しているため不足分については、補正対応をしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第5、議案第31号せたな町国民宿舎条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

佐野産業建設課長。

○大成総合支所産業建設課長（佐野英也君） それでは議案書の２２、２３ページをお開き願います。新旧対照表によりご説明申し上げます。今回の改正につきましては、国民宿舎あわび山荘の使用料は、条例で定められている額を上限とし、これまで様々な宿泊プランを設定し、利用者へのサービス提供を図ってきましたが、現在の使用料の上限額設定では、提供するサービスに限界を生じていること、また、全国的に食に関する意識が高まり、国民宿舎の利用者においても、特に地元食材等を利用した食の提供に対する要求が増加していることなどから、利用者のニーズに対応できるプラン設定を行えるよう使用料の上限を改正するものでございます。また、これに合わせまして、現在の使用料は入浴料を除き、すべてにおいて消費税を含む表示となっていることから、消費税率の引き上げに対応するため、消費税を含まない税抜き表示に改正するものでございます。それでは改正後の別表１項、宿泊施設使用料上限額の宿泊料、１泊一人につき、大人４，２００円。小学生２，８００円。幼児１，４００円につきましては、改正前の金額から消費税相当分を除いた税抜き金額としております。また、食事の大人及び小学生の朝食９００円。夕食４，５００円の上限額については、特に集客が見込めるゴールデンウィーク、お盆、正月など期間を限定した魅力のある料理を提供するプランを計画するものであります。これにより宿泊料、食事及び入湯税の１５０円を含めると、大人で９，７５０円。小学生で８，２００円。幼児では１，４００円の上限額となります。また、宿泊料、食事については消費税を含まないとする税抜き表示としております。なお、貝取潤温泉公社としては、通常プランとして８，０００円前後の料金設定を計画しているところであります。

続きまして、２項休憩料、３項貸室料及び５項暖房料の改正後の料金についても、改正前の金額から消費税相当分を除いた税抜き金額としております。料金については、消費税を含まない税抜き表示としております。附則といたしまして、この条例は平成２６年４月１日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第6、議案第32号せたな町防災行政用無線施設管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長(西村晋悟君) それでは、議案の27ページをお開き願います。せたな町防災行政用無線施設管理条例の一部を改正する条例について、新旧対照表によりご説明申し上げます。まず第3条の戸別受信機の指定する場所につきまして、改正前の第5号の欄中、設置場所について、下線を引いてある認められた場所を、改正後は認めた場所に改め、第2項に前項に定めるもののほか、まちの区域内において事業を営む法人及び個人で受信機の設置を希望する者も設置の対象とする旨を加えたものでございます。また、第6条を第7条に、第7条を第8条に、第8条を第9条にそれぞれ繰り下げまして、新たに第6条の受信機設置費の負担として、設置費は無料とする。ただし、第3条第2項に定める者に係る設置費の負担額を、1台目は2万円、2台目以降は、1台につき4万円と定めるものでございます。別表では屋外子局の設置場所につきまして、せたな町大成区富磯39番地となっていたものを、せたな町大成区富磯38番地3に変更するものでございます。附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ようよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(小平 久君) 説明が終わりました。

質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第7、議案第33号せたな町営農用水道等給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽光則君） それでは議案の３１ページの新旧対照表でご説明申し上げます。提案理由で申し上げましたとおり、大成区水道施設整備事業の一部完了に伴いまして、現行定額料金制度の砂貝取潤簡易給水施設、中貝取潤簡易給水施設、平浜飲料水供給施設を廃止し、平成２６年４月１日から久遠簡易水道に統合し、計量給水料金制とすることに加えまして、給水区域の表示を統一するため、文言の整理等により本条例を改正しようとするものでございます。また富磯、太田簡易給水施設と、瀬棚地区営農用水道美谷飲料水供給施設の給水区域の文言の整理変更をいたします。附則としまして、この条例は平成２６年４月１日から施行するものでございます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第８、議案第３４号指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） それでは議案第３４号の指定管理者の指定についてご説明をいたします。本提案は、せたな町営牧場の指定管理期間が、本年３月末をもって終了することから新たに指定管理者を公募したところ１件の申し込みがあり、先般開催されました選定委員会において、指定管理者の候補者選定となったことから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。公の施設の名称は、せたな町営牧場。指定管理者となる団体の名称及び所在地は、新函館農業協同組合で、北斗市本町１丁目１番２１号。指定の期間は、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの１年間です。

以上で説明を終わります。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第9、議案第35号指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

鎌田産業振興課長。

○産業振興課長(鎌田勝幸君) 議案第35号の指定管理者の指定についてご説明をいたします。本提案は、せたな町米乾燥貯蔵施設の指定管理期間が、本年3月末をもって終了することから、新たに指定管理者を公募したところ1件の申し込みがあり、先般開催されました選定委員会におきまして、指定管理者の候補者選定となったことから地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。公の施設の名称は、せたな町米乾燥貯蔵施設。指定管理者となる団体の名称及び所在地は、新函館農業協同組合。所在が北斗市本町1丁目1番21号。指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間であります。

以上で説明を終わります。

○委員長(小平 久君) 説明が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第 10、議案第 36 号指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

鎌田産業振興課長。

○産業振興課長(鎌田勝幸君) 議案第 36 号 指定管理者の指定について説明をいたします。
本提案は、せたな町玄米ばら集出荷施設の指定管理者の指定管理期間が、本年 3 月末をもって終了することから、新たに指定管理者を公募したところ 1 件の申し込みがあり、先般開催されました選定委員会において、指定管理者の候補者選定となったことから地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。公の施設の名称は、せたな町玄米ばら集出荷施設。指定管理者となる団体の名称及び所在地は、北檜山町農業協同組合。久遠郡せたな町北檜山区北檜山 20 番地。指定の期間は平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

以上で説明終わります。

○委員長(小平 久君) 説明が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

条例案等の質疑が終わりました。

ここで、皆様にお諮りいたします。

一般会計予算審議の進め方は、歳出から予算内容説明資料により 1 款ごとに担当課長の説明を受け質疑を行い、歳入は予算書により 1 款から 10 款までと 11 款から 20 款までに分け、1 款町税については税務課長から、そのほかの款については財政課長から説明を受け、質疑を行い、質疑終了後、歳入歳出全款一括で質疑を受け、討論、採決と取り進めたいと思います。また、特別会計の説明は、各会計予算概要説明資料により担当課長から歳出歳入の順で一括説明を受け、一括質疑、討論、採決と取り進めたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 異議なしと認め、そのように取り進めることといたします。

説明員に申し上げます。説明及び答弁を行う場合は、挙手を行い、発言の許可を受けてから発言をしてください。

各委員に申し上げます。質疑がある場合は、発言の許可の後、質疑内容が明確になるよう予算書または説明資料のページを申し示してから発言するようお願いいたします。

説明員を入れ替えるため暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 36 分

再開 午前 10 時 37 分

○委員長（小平 久君） それでは会議を再開いたします。

それではこれより各会計予算の審査に入ります。

整理番号第 11、議案第 1 号 平成 26 年度せたな町一般会計予算を議題といたします。

一般会計歳出予算内容説明資料により 1 款議会費の説明を求めます。

高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） それでは、説明資料の 1 ページをお開き願います。1 款、1 項、1 目ともに議会費でございます。継続で議員報酬等 4,684 万 1,000 円を計上してございます。議員 12 名分の報酬、期末手当、共済組合負担金となっております。次に新規で政務活動費交付金 144 万円でございます。調査研究等の議員活動に必要となる経費の一部として交付するものでございます。

以上で議会費の説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 1 款議会費の質疑を終わります。

次に 2 款総務費の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費についてご説明申し上げます。予算書のページは 36 ページでございます。これは新規事業でございまして、パソコン購入事業、予算額 2,100 万円、全額一般財源でございます。平成 14 年から平成 17 年度にかけまして購入いたしましたパソコン 115 台につきまして、更新をするものでございます。

○委員長（小平 久君） それでは丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽光則君） 予算書の 39 ページからでございます。5 目財産管理費で継続事業、町有施設解体事業で予算額が 6,409 万円でございます。財源内訳は 6,400 万円が地方債で、一般財源 9 万円でございます。施設の老朽化等による周辺環境の悪化防止し及

び安全安心な地域保全を図るため、北檜山区9棟、大成区で12棟、瀬棚区で12棟の全36棟の解体を予定してございます。

次に新規事業で合同庁舎屋根外壁塗装等工事で、予算額が485万円で全額一般財源でございます。屋根外壁塗装及び既存窓を改修し、賃貸建物の長寿命化及び適正な維持管理を図るものでございます。この施設は北部檜山森林組合へ貸与している施設でございます。

次も新規で元浦町有住宅跡地擁壁改修工事で、予算額が100万円、全額一般財源でございます。元浦町有住宅跡地に設置された擁壁を改修するものでございます。

以上です。

○委員長（小平 久君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 予算書は40ページでございます。8目の住民運動推進費でございます。環境美化運動推進事業、予算額は305万6,000円、例年行っております道路の緑地帯花壇等へ植栽する花いっぱい運動への補助金でございます。各区の植栽見込み数は、記載のとおりでございます。

次に、街路灯維持管理事業、予算額は1,209万5,000円、これは地域の安心安全のために、町内会が維持管理する防犯灯に対して、電気料や維持補修費について補助を行うものでございます。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 続きまして、予算書の42ページからになりますが、12目総合支所改修事業費でございます。新規でございまして、瀬棚総合支所屋上防水改修工事、予算額1,166万4,000円、財源内訳でございまして、地方債1,100万円、一般財源66万4,000円となっております。内容につきましては、庁舎の老朽化により屋上アスファルトの防水機能が低下し、天井から雨漏りがしているため改修を行うものでございます。

次に、13目合併10周年記念事業費、新規でございます。合併10周年記念事業、予算額335万5,000円、財源内訳につきましては、その他財源として268万円、一般財源67万5,000円でございます。平成27年9月1日に合併10周年を迎えるに当たりまして、平成26年度におきましては、プレイベント事業を実施するものでございます。併せてその啓発用備品を購入するというものでございます。内容につきましては、プレイベント事業で文化講演会の実施、それからスポーツイベントの実施を予定してございます。備品購入につきましては、垂れ幕を3幕、それからカメラを一式購入するものでございます。

続きまして14目諸費でございます。継続事業ですが生活交通路線維持費補助金、予算額2,139万円、全額その他財源でございます。生活交通路線の維持を図るため、生活路線の運行に係る欠損額分を函館バスに補助するものでございまして、3路線ございますがそれぞれ金額となっております。

次に、継続事業でございまして、通学定期運賃補助金、予算額886万2,000円、全額その他財源でございます。せたな町に住所を有する者で、定期券により路線バスを利用して檜山北高等学校へ通学する生徒を対象といたしまして、定期券運賃の2分の1以内の額を補助す

るものでございます。

続きまして継続事業です。瀬棚区バス運行事業補助金 726 万 4,000 円、全額一般財源でございます。瀬棚区におきまして、地域住民の交通手段を確保するため、生活路線バス運行経費に対し赤字補てん分補助するものでございます。この運行区間につきましては、須築から本町までの往復 38.2 キロメートルとなっております。

続きまして継続でございます。地域間幹線系統維持費補助金 492 万 8,000 円でございます。全額その他財源でございます。生活交通路線の維持を図るため、地域間幹線の運行に係る欠損額分を函館バスに対しまして補助するものでございます。

続きまして新規事業でございます。定住化促進住宅奨励金、予算額 750 万円でございます。全額一般財源でございます。自己が居住するための住宅を町内に建設する方、または購入する方に対しまして、奨励金を交付しようとするものでございまして、住宅の建設を促進し、また、人口流出等により空家対策の一助として定住化と地域経済の活性化を図ることを目的として実施するものでございます。なお、交付期間につきましては、本年度と 27 年度の 2 カ年の予定でございます。交付額につきましては、一つ目の新築の場合は、町内業者で建設したものにつきましては 100 万円。同じく新築の場合で、町内業者以外で建設をした場合につきましては 30 万円、それから物件を購入した場合につきましては 20 万円と金額を設定してございます。

続きまして継続でございます。住宅リフォーム助成金、予算額 2,000 万円、全額一般財源でございます。住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上のため町内の業者によるリフォームを要する経費の一部を助成しまして、町民が安心して快適に暮らす住環境の整備並びに町内建設産業の振興及び雇用を促進することを目的としているものでございます。

続きまして継続でございます。地域活動等推進事業費補助金 225 万円全額一般財源でございます。町民の自主的なまちづくり及び防災活動の促進を図るため、町内会等を単位としたコミュニティ活動、自主防災組織の結成、自主的な防災活動に対しまして助成を行い、地域力、地域防災力の向上を図ることを目的としております。

以上でございます。

○委員長（小平 久君） 堂端税務課長。

○税務課長（堂端重雄君） それでは予算は 44 ページでございます。2 項徴税費、2 目賦課徴収費でございますが、これは継続事業で、渡島檜山地方税滞納整理機構負担金でございます。予算額は 87 万 6,000 円、財源内訳につきましては、国道支出金がございしますが、これは道民税の徴収委託金を充当させていただいております。機構への負担金の内容でございますが、3 項目ございまして、均等割それから処理件数割、そして徴収実績ということで 3 項目でございますが、これの 40% の負担金でございます。一般会計で 40% を計上させていただいておりますが、残りの 60% につきましては、国民健康保険事業特別会計で、国保税の関係で 60% を見させていただいております。

次のページをお開きください。続きましても継続事業でございますが、納税貯蓄組合運営事務費交付金でございます。予算額 231 万 1,000 円、財源内訳につきましては、国道支出

金で、これも先ほど同様、道民税徴収委託金を充当させていただいております231万1,000円でございます。連合会はすでに解散しておりますが、各納税貯蓄組合への運営費の助成で、組合数は町内に123組合ございます。組合員数につきましては2,656人という状況となっております。

以上でございます。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

内田委員。

○委員（内田尊之君） 説明資料の1ページ目の13目、合併10周年記念事業で335万5,000円計上されております。先ほどの説明においては27年9月の10周年に向けたプレイベントで本年度予算計上されているということですが、その中で記念事業の推進会議設置されるということでもあります。そして委員が19名ということで資料がございますけれども、その委員になれる方は、どういう方を委員として迎えるのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（小平 久君） 高橋課長補佐。

○総務課長補佐（高橋 純君） 合併10周年記念につきましては、広く町民の意見を取り入れた事業の展開を図るために推進会議を設置しております。構成員につきましては、町長を委員長として、議会議長、地域協議会会長、各産業団体の代表者、文化協会の会長、体育協会の会長それと校長会の会長、老人クラブ会長、女性団体連絡協議会の会長と19名の委員で構成しております。

以上です。

○委員長（小平 久君） 内田委員。

○委員（内田尊之君） 今説明ございましたけれども、10周年の記念事業でございますので、町民の意見を広く聞くことは大事だと思います。確かに推進員会の委員のメンバーは各団体の団体長だと思いますので、当然その町民の意見は吸収されているとは思いますが、そこは視野を狭く持たないで、これは合併して10年の節目に当たりますから、広く町民の意見を取り入れていただきたいということ。プレイベントですから来年本イベントがあるんだろうと思います。今後、こういう周年事業になりますと20年、30年ということも考えられると思うんですが、そこら辺はまちとして周年事業として、今後、継続的にこのような形を持っていきたいのか。それとも10周年という一つの節目で終わらせたいのか、そこをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（小平 久君） 高橋課長補佐。

○総務課長補佐（高橋 純君） 現在10周年に向けて事務を取り進めておりますが、今後20周年、30周年の実施につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（小平 久君） 内田委員。

○委員（内田尊之君） そうすると今の段階ではわからないということなんではないでしょうか。理事

者いらっしゃいますから町長いかがですか。

○委員長（小平 久君） 副町長。

○副町長（高野利廣君） 来年、平成27年合併10周年を迎えるということで、ことしからいろいろ準備を進めていっているわけでございます。ただいまのご質問でございますけども、私どもの考えとしては、20年、30年できれば、少なくとも10年くらいの単位でこういった記念事業を実施していけたらいいのかなと理解をしているところでございます。

○委員長（小平 久君） 内田委員。

○委員（内田尊之君） 理事者のほうでは今後も継続していきたいということだと思いますので、そこはやはり計画的に、これはせたな町としての歴史を刻むことにもなりますので、当然、町史も同時にそういう中では整理されていくと思いますので、そこは明確に理事者として、周年事業というものを考えていっていただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 町長。

○町長（高橋貞光君） あまり深くは考えておりませんでしたが、これは常識の範囲で世間並みにはきちっとやらないとならないと思っていますので、議員もたぶんそういう意味でご質問だろうと思います。周年の記念事業については、きちんとやってまいりたいと思っております。

○委員長（小平 久君） よろしいですか。

○委員（内田尊之君） はい。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 10周年記念事業について内田委員から質問ありましたが、今回予算の中にプレイベントという名目で、本来なら来年が10周年であるけども、今年実施するということで、今の質問ありましたように、10年記念事業の推進委員会がある中で今回のプレイベントの事業内容200万円という大きなお金を使った中で実施するということでございますが、これは先例ともなり得るので、10年後、20年後ですか、こういった感じで1年前にイベントをするということについて、私は果たしてこれがいいのかなとちょっと疑問を感じています。それで、この事業内容を10周年は来年だけでも今年やるというスポーツイベントですが、細目に書いてございますけども、その辺のプレイベントする内容についてもうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 高橋課長補佐。

○総務課長補佐（高橋 純君） 平成26年度は10周年の周知と町民の一層の一体感を図る目的でプレイベント事業を実施するものでございます。内容につきましては、文化講演会それとスポーツイベントの開催を予定しております。スポーツイベントにつきましては、NHKと現在交渉中ございまして、一流の講師を招きまして、スポーツ教室それとミニトークショーなどを計画しております。文化講演会につきましても、芸能の関係の講師を招いて、公演をしていただく形になりますが、講師につきましては、今後開催される推進会議で決定して進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 今の話でもうちょっと詳しく説明してほしかったんですが、NHKから来てもらうスポーツの講師の方、有名スポーツの方だと思うんですけども、その方に対する費用ですか、そういうのは今回の予算には見てないと。それから文化講演会については見てるんですね。この内容についても再度説明願います。

○委員長（小平 久君） 高橋課長補佐。

○総務課長補佐（高橋 純君） スポーツイベントにつきましては、NHKと共催でございまして、掛る経費につきましては、NHKで全額を見ていただく形になります。町の負担は会場設営分となっております。文化公演会につきましては、有名芸能人を招聘するということで200万円の予算を計上しております。

以上です。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 当然、費用を計上しているんですから、内容がどういう内容で、どの方をとるか、ただ漠然と予算計上したわけでないと思うんです。その点の中身について説明ございませんが、それからもう一つ確認でございますけども、10周年記念事業の推進員の説明が先ほどございました。その中で、推進の会議の中で既に決定されたことが今回の予算に載っていると解釈してよろしいんですね。

○委員長（小平 久君） 高橋課長補佐。

○総務課長補佐（高橋 純君） 推進会議につきましては、今後開催する予定となっております。この文化講演会それとスポーツイベントにつきましては、今後開催される推進会議において説明し、承認を得た段階で事業を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） そこが私理解できないところなんですけども、10周年記念事業で推進委員は作った中でこの事業をしていくということなのに、これは開催前に予算計上されてるというのが、これはどこに主導権があるんだろうかということなんです。各町内の団体長がそれぞれ集まった中で、来年の10周年記念事業を行うという意味で委員の方を策定し、さらに事業内容を決めていくという中で、既に予算計上されてこのような事業をやっていくということ、今回の新年度予算に上げていくというのは、この姿勢というのは私ちょっと理解できないんですけども再度説明して下さい。

○委員長（小平 久君） 総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただいまの平澤委員のご質問でございますが、おっしゃる内容につきましては私もそのとおりだと思っております。というのは流れにつきましては、広く町民の意見を反映させたものという大前提がございますので、ただいま平澤委員おっしゃいましたように、まずは町民の声を聞いてそれからその声を吸い上げながら、本年度の予算化すべきイベントの事業費を計上するのが本来の数字かなと思うわけでございますが、ございますと言いますとちょっと反論するわけでございせんけども、近々に26年、新年度が始まる

わけでございまして、そのイベントにつきまして庁内で本部会議を設置しておりまして、その本部会議は各課長が委員となっている会議でございますが、その下に作業部会という部会を設置いたしまして、どのような事業を新年度、プレ事業としてやって行っていくか。そしてまた、来年度、本番記念式典ですとか、記念事業をどのように決めていくかというのを、まず庁舎内で議論しております。それで話を戻しますが、先ほど平澤議員おっしゃいました推進会議で本来決定して、それから予算化すべきではないのかというようなご趣旨のご質問かと思えますけれども、私もそのようにするのが本来かと思えますが、先ほど申し上げましたように、まず、当初から予算を組まなければ文化講演会の講師先生、内々にこちらで考えている先生がいらっしゃるわけでございますが、その辺の調整等もございましたので、まずこのように当初予算に計上させていただいたということでございます。それから予算の内訳につきまして先ほどのご質問にあったかと思えますけれども、まず報酬といたしまして19名の委員の報酬36万6,000円計上しております。それから報償費といたしまして、文化講演会の講師先生にお礼として200万円を予算化しております。それから、推進委員の費用弁償といたしまして、9万5,000円。それから先ほど説明申し上げました懸垂幕ですが、役場庁舎本庁と両支所の庁舎に設置するための懸垂幕を3幕購入する予定です。それから食糧費、これにつきましては、NHKのスポーツイベントの際に、昼食代として予算化してるものでございますが、4万5,000円。それと購入費といたしまして、記念誌を作成する予定でございますので、それらの写真を掲載するわけでございますので、その写真撮影のためのカメラ一式ということで、合計33万5,000円を予算計上しているものでございます。

それから推進会議をこれから3月18日に第1回目を予定しているところでございますが、今後推進会議を経まして、プレ事業につきましては、まだこれから件数も出てくると思いますので、その予算につきましては、今後補正予算に計上いたしましてお願いしたいとこのように思っておりますので、合わせてよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 今課長の説明あったんですけども、私イベントについてどうのこうのというのは無いんですけども、ちょっと課長の答弁内容で揚げ足を取るわけではないですが、最後に言われた10周年記念推進委員会会議においてなんか決まった場合には、今後補正について対応していきたいと、今課長言いましたよね。別に揚げ足を取るつもりで言ったわけではないですが、そういう気持ちがあるんだったら今回のこの推進会議をする前に予算計上するのではなくて、推進会議やった後でその委員の意向によって、プレイベント行いますから補正を行ないますというのが普通筋なんですよ。それがあらかじめ本部会議の中、内部の職員の中の本部会議、それから現場の対応の会議の中で今回のこのイベントをしたいということで予算計上するというのは、ちょっと順序が違うような気がするんです。そういう気持ちがあるのであれば、今後、例えば会議体の持って行き方については、10周年記念事業の推進会議の意思を尊重した中で、今後事業については、費用についても補正を持ってやっていく形が一番スムーズに組織上流れていくルールだと思うんです。今回こういうようなことで計上し、予算計上すること

は、やはりルールには違うじゃないかという気持ちがあるんですね。ただこのイベント自体に、私は反対しようとしてないんです。ただ、やり方について違うんじゃないのかと。そういう考えがあるのであれば、そのような対応をしていただきたいと思います。それについて、は課長からの話は同じだと思いますので、理事者の方からもしそういった考え方についてであればお答え願いたいと思います。

○委員長（小平 久君） 副町長。

○副町長（高野利廣君） 合併10周年記念事業の予算につきましては、昨年暮れあたりから作業を始めてきているわけですが、実際に先ほど総務課長から申し上げましたけれども、作業部会あるいは本部会議ということで、これについては役場内部の部会でございます。予算編成するに当たって作業部会でいろいろ内部で検討したものを本部会議に上げてもらって、そこで、本会議というのは課長会議ですが、その中で揉んで、今回当面の必要とする執行経費ということで予算を計上させていただきました。今後、推進会議開催してもっと細部にわたって推進会議の皆さんのご意見をいただきながら、ゆるキャラあるいは町民の歌などについても今後作成についても、そういったことについて議論がされるかと思いますが、そういった経費については先ほど言ったとおり、推進会議のご意見を伺いながら補正対応になろうかと思っていますところです。いずれにしても、今回はプレイベントのそういった事業も含めて、当面必要とする予算を計上させていただいたところであります。

○委員長（小平 久君） 平澤議員。

○委員（平澤 等君） 核心の部分はまだ答えてもらっていないような気がしますが、町長はどうですか。

○委員長（小平 久君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この事業には平澤委員もこだわっておられるようですが、プレの事業につきましては、これらの目的は本番を盛り上げるということで、そうした10周年を町民の皆さん方に周知していくという意味がございます。したがって、様々な今までやってきた事業に、10周年プレ事業ということで銘打って、充実して少しグレードアップして事業を進めるという考え方でございまして、この文化講演会につきましてもいつもやっている文化講演会です。はっきり言いまして。ただ、それをずっとレベルを上げてやると。そういったことで町民の皆さんに、いよいよ来年10周年ということで周知して盛り上げていきたいと。本番はようするにこの推進会議で十分議論いただきまして、合併10周年を成功させたいという気持ちでありますので、そういったことで、ことはあまり予算ございませんが、文化講演会のほかに予算がなくても日本中に放送していただけるNHKのスポーツイベントもお願いをしまして、何とか実現の運びになって来たということでございまして、そういったことで町民の皆さんとともに合併10周年をお祝いしたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） こだわるというようなこと町長からありましたので、深くこだわりま

せん。私はこの時点においてはもうしょうがないと思うんですが、先ほど話にございましたように、１０年後、２０周年、３０周年ある場合、自分たちはいるかいなかわかりませんが、そのときには前もって推進会議というせっかく立派な各団体長の会を立ち上げるのであれば、もうちょっと早めに立ち上げていただいて、様々なプレイベントも含めた、こういった会議体をもって行き方について十分会議をし、その中で予算計上するという、そういうような手段を作っていただきたいと要望して終わります。

○委員長（小平 久君） ほかにございませんか。

大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 定住化促進住宅奨励金についてお尋ねいたします。これは去年１２月に町長に一般質問させていただいたときに、持家制度を廃止するということで、これが突然逆転満塁ホームランですか。持家制度定住促進になりまして１００万円。地元の業者を利用する場合は補助金が出るということになっております。本当にこれは地元の業者にしてみれば、本当に素晴らしいことでないかなと思います。ことしと来年２年を一応やるということで示されておりますけれども、ここにエラーの部分が一つあるかと思っております。これは中古住宅の買い上げの場合は２０万円の補助。それと町外業者においては、町長３０万というのはちょっと、町外業者に対しては、全く失礼でございますけれども、地元の業者の考え方からすれば３０万はちょっと多いのかなという感じはいたします。それで、もし変更はできないと思いますけれども、そういうことも考えていただければ良かったのかなと思っております。これはとにかく地元の業者がこれで元気になるぞということで町長の英断に対して、私は本当に良かったかなと思いますけれども、町外業者の部分では残念ですけども仕方ありませんということになります。とにかく素晴らしい町民に対する町長のことで、良かったかなと思ってこれは大賛成でございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小平 久君） 大湯委員答弁を求めますか。

○委員（大湯圓郷君） お願いします。

○委員長（小平 久君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。これは町内業者、町内企業の育成の目的ではございません。定住をしていただくということでありますので、定住をするために住宅を建てるということになりますから、これは町外業者、町内業者を問わずそれらの目的に沿うものについては、いささかの支援をするというのは当然のことでございます。その見えない部分に多少町内業者に対する配慮というものをさせていただいたと考えていただければ、ご理解いただけるものと思います。

○委員長（小平 久君） ほかに内田委員。

○委員（内田尊之君） 関連で申し上げます。私は今年度終了します持家促進事業から新年度定住促進ということでひとつステップアップした形の中での政策だと理解してはおりますが、そこで自己が定住するという理由がございます。今町長が言われた中でもございましたけども、その定住の理念をお伺いしたいんですけども、その新築するというのはわかります。中古住宅

の購入というのがありますけれども、例えば、今せたな町は海もありますし山もありますし、都市圏から釣りが趣味でここに家を持ちたいと。ただ、持ったけれども夏の期間しかこないと。別荘感覚というのがあろうかと思います。そういう中で、中古物件があつてそれを購入したいとなったときには、これは自己の定住するというまち側が示した概念に合致するのかどうかということをお伺いしたいです。

○委員長（小平 久君） 奥村まちづくり推進係長。

○まちづくり推進係長（奥村大樹君） ただいまの内田委員の質問ですけども、今回この奨励金を制定するにあたりまして、定住の要件でいくと居住に関しては、新築購入も含めてですけども、その住宅に5年以上住んでいただくということを、この奨励金を貰うにあたりまして申請の条件に付けておりまして、少しでも長くせたな町に済んでいただくという観点からの奨励金として制定したということでございます。

○委員長（小平 久君） 内田委員。

○委員（内田尊之君） 当然その別荘というか、期間的に住む方は現実的に太櫓地区にも別荘地がありますが、もう何十年もきてます。ただ期間が365日いるのか、いないのかというだけで、そういう期間が例えばクリアできれば、そういう方々も対象になるということでしょうか。

○委員長（小平 久君） 奥村まちづくり推進係長。

○まちづくり推進係長（奥村大樹君） 基本的に5年間の居住ですけども、その住宅購入、新築含めて住所を移して居住を確認するというきまりとして作っておりますので、住んでいただくと。住所も移していただくという条件でございます。

○委員長（小平 久君） 内田委員。

○委員（内田尊之君） それでは町長にお伺いします。昨年の町長選挙においていろんな公約を出しました。その中で時期的移住といいましょうか、そういうのも一考あったかと思うんです。私はここにも書いているとおり、空き家対策だとかの話ですので定住するというのも当然要件ですけども、この設置理由の中には空き家対策も入ってますので、そういう観点からすると僕は当然、住所を移さなくても首都圏のそういう方々は結構いらっしゃいますから、そういう方々に門を開いて、うちの町はこういう助成をしていると。ステップアップすればこういう空き家もあると。だからどうですかという宣伝の仕方というのも、僕はこれからの戦略としては当然出てくると思うんです。ただ住所を移さなければダメだということであれば、例えば本当に何らかの形で転居してくるか。全くその町内だけの視野でしか物事は判断されないと思うんですが、せっかく僕はいい政策を打って、まあ、お金も言ってみれば20万です補助は。そういう中で、やっぱり門は広げることは考えられませんか、町長いかがですか。

○委員長（小平 久君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 定住化促進住宅奨励金の関係ですが、これは担当から申し上げましたように、そうした定義に基づいて事業を推進するということになると思います。それとは別に議員おっしゃってるような、一時期ここに住んでみて、せたな町のよさを理解して将来ここに

定住したいというそうした一連の流れを作るということは必要なことだと思います。それは今後研究しなければならないと思いますが、例えば町営住宅をそういった方々に対応するように改造して無料で提供するというようなこともほかの自治体では、先行してやっている自治体もございますが、そういった住宅を一時期そこで過ごせるような住宅を幾つか用意するというのもこれから考えていかなければならないと。そこで先ほど申し上げましたように、せたな町の良さを理解して、ここで、終の棲家を建てるとか購入するとかというときには、こういった定住化促進住宅というのもご利用になれるのではないかと。そのためには、今議員おっしゃいましたようなことも、これから進めていかなければならないと思っております。

○委員長（小平 久君） 内田委員。

○委員（内田尊之君） 僕はこの後から考えるということではないと思います。やっぱり政策としてそれでは単発的な施策になってしまう。これから、私この予算委員会の中で申し上げようと思ったんですけども、今町長そういうことで答弁されたから、言わせていただきますけれども、ことし町長、新年度予算執行方針にもありましたけども、新規事業としてどんどんどん精力的な事業を組み込まれているわけです。僕は、これは単発的な政策であると効果は薄いと思う。けども、これが総合的なまとまった政策として打ち出されると、それは絶大な効果を生むと思っております。例えば今の定住化促進事業を新たに新規事業でされます。この後出てきますけども、子育て支援の関係で保育料の関係、医療費の関係、大幅にことし下げてきてます。医療費に関しては、高校生までという形になってます。そして、この後担い手対策という形で、単発的に見たらものすごくいい施策をしてるわけです。それがまとまることによってうちのまちは、こういう政策を基に定住促進してるんだと。町外からあわよくば近隣町村から町外から子育てしやすい、そして担い手対策に手厚い、定住対策にもこれだけの政策を持っているということをPRできるんじゃないですか。そういう形で政策というものを打ち出していかなければ、幾ら単発的に安くしました、良くしました、補助金を与えますといっても横のつながりが面で見ない限りは、本当に政策として効果的な政策になるのかということ言いたいんですけれどもいかがですか町長。

○委員長（小平 久君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 内田委員には単発と言われましたけれども、決して単発ではないんです。今おっしゃいましたように、医療費はここまで、それから保育料はご存知のように4月からやります。そういった若者にも配慮した要するにこれも定住促進のひとつです。ですから、委員は短期でここに滞在するということなところにも配慮してはいかがかという質問だと思いますが、当然そういったこともこれから考えなければならないと思います。ただ、私もたくさん公約いたしましたので、それを精力的にこの4年間で実行していこうと思ってます。1年目ですから一気にやるということになるとかなり財政的にも無理が掛るとその辺も考えながら、より実効ある政策を打っていききたいと、やはり一定の財源の縛りというのはありますから、その辺も見極めてやらせていただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 内田委員。

○委員（内田尊之君） 私は一気にやれなんて言ってないですよ。一気に出してきたのは町長ですよ。この新年度予算出してきてるの町長なんだから、だから何もあとからではなくて今一気に出してきているんだからやったらどうですかということを言っているんであって、それは全く、何て言うんですかね、政策的な考えの相違というしかないんだけど、私は、これもやれあれもやれって言うんだったらあれですけども、出してきてるは町長、これもやります、あれもやりますって今回これだけの政策を出してきてる。そうしたら僕は、単発的に見るんじゃないで、総合的に考えたらどうですかっていう提案をしてる。だから出来るのか出来ないのかという話です。そういう、例えば今の定住化でもそういう短期間、要は別荘みたいなのですね。そういう方でもいいですよという形であれば、うちのまちはこういうことも、こういうこともやってるというPRしなくちゃいけないじゃないですかこれは。これは町内だけの話じゃないですよ。今、総務でホームページから何かありますけれども、これは、どんどん外に発信すべきことじゃないですか。うちのまちが新年度しようとしてることは、僕は本当に他の市町村に比べても決して引けを取るようなことではないし、どうどうと胸を張って外に発信すべきだと思う。それだけの事業内容を新年度予算に組み入れてるんだから、だから、僕は単発ではなくて総合的な判断をしたらいかがですかって言っているんですが、これは最後にします。これは最終的にあんたと意見が違うと言われたらそれまでですから、当然、私は議決権しか持ってませんから執行権は持ってないので、これ以上は申し上げませんが、執行権をお持ちになっている町長として、最後にどういう考えかということお聞かせ下さい。

○委員長（小平 久君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 意見が違うということではございません。意見は多分同じだと思います。ただ、実施する時期は、これはいろいろ検討しなければならないと認めているところでございます。実際、大変町民にとりましては、住みやすいまちになってきたと実感をしております。ご存じのように、けさの新聞にも乙部町でリフォームをやる。あるいは上ノ国では同様に保育料の大幅な引き下げをやるというようなことで、いろいろ、それぞれのまちから問い合わせをいただいたりして紹介をしているところなんです、そうした周りへの影響というのも徐々に出てきておりますし、それがせたなの特色、いいところとしてどんどん広がってきているというのも事実でございますから、こうしたことをしっかり政策的に出していって、少しでも住んでよかったと、住みよいまちという状況をこれからも作ってまいりたいと。十分委員の意見につきましては、参考とさせていただいて、しかるべきときに実施をして実行してまいりたいと思っております。

○委員長（小平 久君） ほかにございませんか。

○委員（澤田光子君） すいません今リフォームの話をされていたんですが、その前の合併10周年記念の関連で手を上げていたのですが、ちょっと遅れまして。これは確認をさせていただきたいと思います。先ほど、副町長からゆるキャラのお話がありました。これは同僚議員が前に町長にゆるキャラを作ったらどうだっていう話をされたことがあります。それ以来なんの進展もなかったわけですが、先ほど副町長が合併10周年の記念事業の中でゆるキャラの話も

という話をされたわけですが、私はこの来年の10周年の事業に向けて、ことし1年をかけて、このゆるキャラ、せたな町をアピールする。今のリフォームの問題もそうですが、せたな町を何らかの形でアピールする。そういうゆるキャラを、ぜひ作っていただきたいと思います。それで、今副町長が先ほど言われたことに対して、ゆるキャラの考えがあると確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（小平 久君） 副町長。

○副町長（高野利廣君） 先ほど申し上げたのは、例えば、ゆるキャラの作成あるいは町民の歌作成についても、これらはこれから開催される推進会議がございますので、そちらのほうに話題提供しながら、そういったことについてどうするか検討してまいりたいということでお話をさせていただきました。

○委員長（小平 久君） 澤田委員。

○委員（澤田光子君） ぜひ、この会議体の中でしっかり副町長と町長が上に立ってるわけですから、ゆるキャラは町民にも呼びかけながらどういうものを作ったらいいのかというものも、きっちと会議体の中でお話をしていただいて、そして町民にも周知していただきながら、ぜひ進めていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（小平 久君） 答弁は。
町長。

○町長（高橋貞光君） 最終決定は先ほどから話をしているとおりこの推進会議ということになります。いずれにしましても推進会議の委員も大変な責任があると自覚しておられると思います。いずれにしましても、町民の皆さんがこぞって10周年を祝うということになるようにこれから進めていきたいと思っております。

○委員長（小平 久君） ほかに。

本多委員。

○委員（本多 浩君） 説明資料の1ページです。住民運動推進費についてお伺いします。その中の街路灯維持管理事業で、この街路灯の防犯灯について、設置、維持補修に50%の補助を行なうということなんですけど。実はこの防犯灯についても当初の設置からかなりの年度が経っているわけです。それで、私どもの町内会の話、おそらくなんですけど、この街路灯が故障する。例えば電気の玉が切れてしまうとか、制御盤っていうんですか、夜付くように制御しますよね。そういった器具が、やはり錆びて機能しなくなることが増えてきているんです。それで今のこの50%の補助率というのが、かなり、各町内会でも直す時に負担になってきているのではないかという気がします。そこで、ここ3年くらいで修理してほしいという要請は何件ほどありましたか。上がってきてますか。

○委員長（小平 久君） 休憩しますか。

樋口課長補佐。

○町民児童課長補佐（樋口 靖君） ただいまの街路灯の整備事業の関係でございしますが、こ

れにつきましては、補助金の交付要綱を制定して実施しているところでございます。それで過去3年間の修繕の要請の件数でありますけども、北檜山区におきましては、今年度修繕につきましては、町内会につきましては2町内会、場所につきましては52箇所を修繕してございます。昨年はありませんでした。23年度におきましては、修繕はなく新設について1箇所ございました。

以上でございます。

○委員長（小平 久君） 本多委員。

○委員（本多 浩君） 故障が昨年が52箇所という説明ですが、私の町内会の防犯灯もやはり去年あたりから故障しだしたんです。ということは、皆さん同じような時期に防犯灯を付けてますので、電気灯などはもう耐用年数にきてるのかなと。もうそろそろすべての町内会が、あそこが壊れた等々声を上げてくるのかなという感じはしております。このまま50%補助ということであると、やはり各町内会も高齢化が進んでおり、年金暮らしも行なっております。町内会費は皆さん平等にということで集めるわけですが、なかなかその辺も生活も苦しくなっているということで、町内会費を上げるにしても、上げていけない状況にあります。ですからこの修理に関して50%ではなくて、例えば70とか80とか上げる予定はございませんか。

○委員長（小平 久君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 私から、今本多委員から修理に関して、要綱では50%。ただし町側が設置したものについては100%という形で要綱ではあります。確かに年々各町内会から、今補佐が話しましたように増えております。いろんなところからも増えておることは事実でありまして、それに基づいて今までずっと半分はということで、半分は維持管理している町内会に持っていただくということでやってきた経緯もあります。この率ですよ。増えているから今後どうなのかということですけども、ほかのほうのいろんな経費というか、負担いただくこともありますけども、今の段階ではうちのほうとしては、この50%、電気料は75%ですが、この50%については上げる考え方はありません。ただ、どうなんでしょうか、今LEDの関係で、そういうようなものに変えたいというようなことも結構あります。ですから、LEDの場合は設置の場合掛かるんです。ですから、そういう例えば要望が、今後町内会通じて多くあるということについては、検討もしていかなければならないのかなと思いますけど、現段階では、26年度に限っては50%の率を引き上げる考え方はありません。

○委員長（小平 久君） 本多委員。

○委員（本多 浩君） 現時点ではないということですが、一つ提案させていただきたいんですけど、例えば、今年度から2年間あるいは来年度から2年間、その間に集中的に修理をします。修理をしてください。2年間の間は、その間の集中的にやる場合は80%なり90%の補助率を上げますよ。それが過ぎた後に、過ぎて経過したら元の補助率に戻すということも考えられませんか。そういったやり方も考えられませんか。

○委員長（小平 久君） 町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 確かにそういう考え方もあるかと思いますが、先ほども言いましたように、今後、そういう要望があれば協議もしていきたいと思っております。今のところは、先ほど申しましたけどもそういう考え方は持ってございません。

○委員長（小平 久君） 本多委員。

○委員（本多 浩君） 一気に修理をしていければ、その後10年、15年って修理費は掛かってこないです。一気にやっちゃえば。そういう考え方できないんですかね。町長どうですか。

○委員長（小平 久君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 気持ちは痛いほどよくわかりますが、個々で責任を持ってやることあるいは共同でやること、まちがやることときちっと分けていかなければならないと思います。この街路灯につきまして、まちの補助金を入れて町内会が設置したものととなります。したがって、所有は町内会です。これはまちのものは、まちが全部壊れたら直すことになってますが、これは町内会の施設ということで、普通こういったものについて修繕に対する助成はないんです。しかし街路灯の場合は、いろいろ防犯とか様々なことも考えなければなりませんので50%の助成を付けているということでございますので、これは一つ、その責任において町内会で修理をしていただきたいと、まちも大分の負担をしていくことになりますのでご理解いただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○副委員長（細川伸男君） 今の器具の補修とかそういう部分じゃなくて、この中にある電気料の75%の補助です。この75%は、各区で防犯灯は容量の大きいところから小さいところもあります。特に北檜山区の繁華街ですか、北清石油から豊岡の橋の部分ですか。このあたりは相当街路灯の大きさも大きいし、使用能力もかなり大きいんです。それで、たまたま今まで現在は、設置した時には国が国道の拡幅に伴って、国がたしかその時に設置してくれたものだと思います。そういう中で、その当時、もうだいぶ経ちますがある程度の補助金が出ましたので、町内会でもその補助事業を利用して、電気料の補てんって言ったらおかしいですが、負担をしていたという経緯があって、その経緯でずっと今まできたんですけれども、まちの中の戸数も減ってしまっていて、それこそ電気代の要するに使用料の部分で、今支障を来している状況と私も聞いてます。そういう中で、それぞれのまちでは75%の中では、運用はできるんだろうと思いますけども、特に防犯だとか交通事故だとかこういう部分でまちの本当の繁華街ですから、じゃあその電気を小さくするだとか、そういうわけにもいかないと思いますので、まちとして補助率75、その場所だとか特にそういう必要な場所には必要な電気をつける、使うということであれば、その補助率を変えとかそういうことをしていかないと、多分町内会でも立ち行かなくなってくるような現実が来てると思うんです。その辺ここでは75%で見えますけども、状況に応じてはその部分をパーセントを上げてやるというような、平準化って言ったら御幣あるかもしれないけど、施設の状況と使用する量のバランスを考えた時に、一律この75でいいのか、やはりそういう部分には少し率を上げるとかということも考えられるのかなと思

いますけどもその辺はどうですか。

○委員長（小平 久君） 樋口課長補佐。

○町民児童課長補佐（樋口 靖君） ただいまの件でございますが、北檜山区の市街地の街路灯の件ですけども、国道沿いにつきましては、平成１１年にまちの事業として実施されているところなんです。そういうことからその国道沿いの街路灯に係る修繕につきましては、先ほど申しました整備事業の要綱の中で、町設置分は１００％助成しますということで謳われていますので、今、細川委員のおっしゃられたところは、そういうことで対応可能かなということで考えておりますので、ご理解をお願いします。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○副委員長（細川伸男君） そしたら確認しますけれども、今現在、市街地の負担は、多分知ってるとは思いますけども、商工会からまちに対して要請をして、その中の７５％、今現在助成しているという状況だと思うんですけども、今の話を聞くと１００％市街地の部分はまちが管理してるというのは、既存の機器に対しての、例えば１００％なのか、私が言ってるのは電気料の７５についての部分と一緒にしているのかなと思うので、その辺分けて話してもらえればありがたいと思います。

○委員長（小平 久君） 樋口課長補佐。

○町民児童課長補佐（樋口 靖君） 申し訳ありません。私が話したのは電気料金ではなくて、修繕の考えでございました。申し訳ありません。ただ電気料金の７５％の関係につきましては、これはほかのところもありますので、内部で検討させていただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 私からも細川委員おっしゃいます高齢化に伴って、電気料のそれぞれの維持管理町内会で大変だということで、７５％もう少しなんとか今後考えられないかというようなことだと思います。先ほどの本多委員の修繕料と同じような考え方だと思いますけども、これは大きな課題ということで、これから確かに戸数は減ってくる、高齢化になってくるということで、それぞれ町内会でも大変かと思っています。ですからちょっと大きな問題なので、補佐も申し上げましたとおり、これは今後の課題とさせていただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○副委員長（細川伸男君） わかりました。今市街地の町内会であれば、寿町、本町、中央、元町ときてます。その中においても、まちの国道の街路灯は他の町内会と離れて、その部分の国道の沿線の両向かいの中で、維持してたものなんです。それでほかの町内会は防犯灯にしても何にしても、普通の小さい皆さん付けてるようなそういう部分は各町内会ではきちっと７５％の中で一般の町民の方々から町内会費として払ってます。けども私の言ってるのは国道沿いの部分、この部分が結局今まではその人方に関係なく、その沿道の中で処理していたという現状なんです。それで先ほど言った街路灯ができたときには、国の補助もあって、それと町内会からの作る段階においての基金みたいのを積んだものですから、その当時５００万から６００万ぐらいの基金があったんです。それで、今の前の電気料よりも、この新しくした部分で

電気料金が大幅抑えられるということで試算して、何カ月かやってその電気量はどのくらいかかるかということで試算して出た中で、その基金を利用して今までずっと基金で電気代の25%の部分をそれで払ってたんです。その基金がもうほとんど枯渇状態でなくなってきたものですから、ほかの町内会とは別なものですから、まちのほうでなんとか街路灯の電気の使用料については、私先ほど言ったように同じ料率でやっちゃうと、結局、使用料の大きいところは、どんどん負担率が増えていくと。なおさらまちの沿道の人方の戸数も減ってしまっただけで、払っていく能力がないということで、確かこの間市街地の部分では、解散したと私も聞いてますので、市街地の国道の部分の使用料をきちんと見直してもらって、まちの中ですからまちがなんとかいい方法なり、何か考えてもらって、その市街地の街路灯組合これからおそらくなんかの話し合いはするとは思いますが、それに向けて考えていくことが必要かと思っておりますので、その辺考え方をお聞きしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） お話ありました件については、前に街路灯維持管理組合からも解散するということで、話は聞いておりました。その経緯も前設置したときに国からいただいたのを基にして今までは、電気料出してきたということで、それもかなり少なくなってきたということで市街地の町内会の方からも聞いておりましたし、それで今後町内会でも今度は市街地の真駒内橋から関係する34器ありますから、それ以外の例えば新町の方は、実際は係ってないですが、今度は皆が共有する部分だということで、町内会の、そういう川のほうの町内会も含めて負担をいただくということも考えているという話も聞きました。年間にするとそんなに1戸あたり大きな額ではないと、何百円程度で済むという話を聞きましたので、ですからその辺の、今後当然ありますので、その辺のまず町内会でそれぞれ町民が幾らか負担をいただいて、それでもどうしても相当経費の負担が掛かるということであれば、今後協議も、まちのほうも幾らかでもその部分だけは別だということで考えていくことも検討をしていきたいと思っております。そういうことで理解願いたいと思っております。

○委員長（小平 久君） ほかに。

○副委員長（細川伸男君） 終わるまでやるんですか。

○委員長（小平 久君） 総務費について相当質疑する方ありますか。

それでは昼食のため、休憩にしたいと思います。

再開は1時でお願いします。

休憩 午後12時01分

再開 午後12時58分

○委員長（小平 久君） 会議を再開します。

2款総務費の質疑を続行します。

細川委員。

○副委員長（細川伸男君） 内容説明資料の２ページの１４目の継続で地域活動推進事業補助金の摘要の中で自主防災組織の結成とありますけども、この組織がどの程度結成されているのかその結成状況の内容と、結成されたところの組織の活動はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 増田主幹。

○総務課主幹（増田和彦君） ただいまの質問にお答えをいたします。平成２５年度きょう現在までにおきまして、本事業を活用いたしまして結成の届け出のあった町内会は四つの町内会でございます。この活動状況ですが、届け出の内容によりますと一つの町内会は、結成をいたしまして、避難場所に集合訓練ということで訓練を実施したということで、合わせて活動活性化の事業も実施をしております。もう一つの町内会におきましては、結成されたのちに、町内の避難経路の検討会を行って、航空写真の拡大図を基にそれぞれ自分のブロックはどう逃げるというような検討をしたと伺っております。これも合わせまして活動活性化の事業も併せて実施をしております。残りの二つの町内会につきましては、結成したという届をいただいたところでございます。ですからその後どのような活動を行なっていくかというのは、こちらにはまだ伝え聞いていないということになってございます。

以上です。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○副委員長（細川伸男君） この組織の結成ですけれども、今聞いたように四つの団体のそういう中で、そしてその中の二つは、実施したということですから、これから、このほかにも防災会議の委員の予算もあるんですけれども、ただそっちはそっちとして、この組織の結成状況を見ますと非常に結成状況が悪いという中で、今のお話を聞くとまち側がどのようなアクションで、どのような指導をして、そして各町内会に対して結成していただけるようなことを考えてやってきたのか。その結果二つは実施しましたというけれども、ほんとに今の防災のことを考えるとこのくらいの数でいいのか。また、このくらいの回数でよしとしているのか。やはりこれも検証してるとは思うんです。検証した結果がどうなっているのかわかれば教えてもらいたいのと、この二つの団体も、多分、去年、震災後２０年という区切りの中の防災訓練、せたな町全域で行われた経緯があると思うんです。だからそれとこの部分はリンクしているのか。またリンクしてないのか。その辺もあわせてお聞きしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 増田主幹。

○総務課主幹（増田和彦君） ただいまの質問にお答えをいたします。まず、ご案内ですが、平成２３年４月以降、災害時要援護者というような考え方がありまして、災害時に手助けが必要な方の支援をしましょうということの計画を持って、福祉部局と連携しながら進めてきたところでございます。これの協力をお願いを町内会長にいたしながら進めてまいったところでございます。２３年後半から２４年度このような案内と一緒に自主防災組織というものについて、Ａ４番裏表２枚程度のリーフレットを作りまして、町内会長にお願いにお伺いしております。その後、この地域活動等推進事業、この事業が始まるということで４月町内会連合会の総会

にお伺いをさせていただいて、補助金のご案内をさせていただいて、ぜひ検討いただきたいというご案内を差し上げております。そのほかに先ほどもおっしゃられておりましたとおり、8月のせたな町総合防災訓練の案内も併せて実施をさせていただいておりますし、12月には1月の総会を見越して、このような補助金制度がありますのでぜひご活用くださいというような案内も再度差し上げているところでございます。このようなPRの方法をとってきたわけですが、町としては決して高い数値であると認識しておりません。ですがあくまでも自主防災組織というところで、防災意識が高まってくればこのような活動につながっていくと。組織化についても、難しく捉えられている面があるのではないかとこちらでも考えておりますので、26年からはPRの方法等もう少し工夫を凝らした中で、進めをさせていただきたいと思っております。また、昨年8月の防災訓練とこの組織化の関連性でございますが、組織化された町内会については、種々それぞれ事情もございまして、参加いただいた町内会と参加いただいていない町内会もございます。事前に訓練の前に形成された町内会もございますし、訓練に参加してみてこれであれば検討の余地があるということで結成をいただいた町内会もございます。こういった経緯それぞれの結成の状況も異なりますので、それらも含めてどのようなこちらからPR方法があるのかという部分を4月以降とっていきたいと考えてございます。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○副委員長（細川伸男君） 検証という中身では説明不足があるのかなと思ってます。それで先ほど言った防災の結成とかそういうものは、以前は、最初は先ほど言った23年度は、町内会にいる高齢者に対して、または障害者に対してどうのような処置っていったらおかしいのか、町内会でどういう形でその人たちを手助けできるか。そういう議論で確かスタートしてると思います。そういう中で25年度この地域活性化事業の補助が出るよということで、その内容を説明して、各町内会にこういうことになったので、ぜひ結成してくださいというような話もあったのも事実です。ただ、そういう具体的な方法とか、それと先ほど私リンクしてるかどうかというのは、その防災訓練でなり、まちの防災をどう考えてるかという部分を考えると少しは協議の仕方が、遅いのではないかと。まして去年の8月に全町挙げて防災訓練をしたときには、かなりの町内会も参加してると思います。そういう中で北檜山区であれば、防災訓練をしたあとの、出て来てくれた人方のお話を聞きながら、まちとしてもきちっと担当者が行って、その検証した結果、こうゆうことがありました。こういうこともしてもらいたいと。そういう要望なり、検証の結果の反省も踏まえてそういうことでまちに対して、きちんと文書で担当者の人方が押えて持ち帰ってると思うんです。だからそういう中身できちっと持ち帰った中を検証していくならば、この予算については少し足りないのかなと。ましてや町長の執行方針の中にもこの助成を使って、町民に対してどんどん知らしめてやっていくんだという強い意思で執行方針にも書いてありますので、尚更防災会議の中身についても昨年度きちっと行なった中で検証しているのか、いないのか。でいるのであればその検証の結果どうなっているのか。そしてそれに対してまちがどう考えていくかということは、多分去年のことですから出てると思うんです。その内容についてもお聞きしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 増田主幹。

○総務課主幹（増田和彦君） ただいまのご質問にお答えをいたします。昨年、ご参加いただきました方から気づいた点、気のついた点ということで、多数ご意見をいただいております。その中で町が対応出来そうなもの、出来ないもの、いろんな角度から検討を取りまとめをして一覧表にさせていただきます。その内容につきましては、昨年末に自主防災組織の結成と併せて町内会にお送りをさせていただいているところでございます。それをもって自分の町内会では気づかなかった部分も、他の町内会の意見を参考にして気づく部分もあろうかと思っておりますので参考に送らせていただいております。今後これをどのように活用していくのか、検証していくのか、有効に持っていくのかというところは、今後自主防災組織の結成であるとか、そういうご相談の際に意見いただいたものを活用させていただきながら、町にある要望で自分たちの町内会としても活用できる部分、改善できる部分、このようなものを加えながら協議の材料にしていきたいと思っております。質問の内容で特に多かったものについては冬季の避難路であるとか、草刈であるとか、これまでも話題になってきたものが多く寄せられております。これについては町内会とも話をしながら抜本的に解決策があるのかどうかを含めてもっていかなければならないと考えております。

以上です。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○副委員長（細川伸男君） 防災組織の中で先ほど言われてるその防災訓練を行なった結果、この中で多分協議なり議論はしてると思うんですけども、今の話を聞くとその中では議論しないで、たまたま結果、内容を踏まえて各町内会に報告しましたということなんですけれども、やはりこういう組織があるのであれば、きちっとその組織の中でその結果を基に検証して、その検証の結果、町内会もそうなんですけれども、まちとしてそれをどうするんだということである程度まちも主導権を持ってやっていかないと、ただその結果を町内会の会長だけに投げかけておいたって、なかなか話が進む話でないと思うし、ただ予算もしっかり町内会で予算も立てられる話じゃないし、多分その検証結果の中には、足も不自由だし、寝たきりの人もいるんだよと。そういう時には要するに車をどうすんだと。寝たきりの人の場合はストレッチャーで運んで、そういう人を乗せるものもなければ困るよと。じゃ防災訓練にこれなるんですかと。いろんな話があったと思います。それにはソフト面以上にハード面でお金が掛かる部分の中にはあったのかなという気がしてますので、そうであれば会議の予算だとかこういう部分だけの予算じゃなくて、きちっとした、持続していかなければならないような、防災についての予算をこの枠の中に入れて取り組むべきかと私は思ってますけども、今回の予算については、そういう予算がどこみても見当たらなかったものですから、防災意識がちょっと薄いのかなと。気持ちはわかるんですけども、僕としたら３年前の東日本大震災のような地震や災害で、全国的にもいろんな問題になって、もしなったらどうすんだということによって皆さんそれぞれの、北海道から沖縄までの間で協議してるという中でございますので、まちもやはり少なくとも、そういう協議やこういう組織の部分じゃなくて、やはりハード面でもなんかを検証を踏まえて、どっ

かの予算の中に私は入れてほしかったし、入れるべきだなという感想があるので、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 答弁はどなたに求めますか。

増田主幹。

○総務課主幹（増田和彦君） ただいまの質問にお答えをいたします。まず、地域活動等推進事業補助金につきましては、町の方でも取っ掛かりのきっかけづくりという予算で考えてございます。ですのでこれですべてが対応可能という認識を持っているわけではございません。おっしゃられるとおり、じゃほかに自主防災の活動を支援する予算がどこかにあるのかといわれるとそれも今回計上してございません。これまでの町の防災訓練におきましては、予算のかからない内容において、町でシナリオを作りまして町の職員が実際現場に赴きまして、お手伝いをする、避難訓練を実施していただくという形をとっております。今回、自主防災組織が元からあるものも含めて五つ。既に自主防災組織の手を出している町内会もございますので、まだ複数の町内会があると思います。その中で例えばこのような形で訓練をやってみたいというようなものがあれば、ぜひご相談をいただきたいと思います。それでもし予算を伴うものであれば予算づけをまたお願いしていかなければならないと思いますし、町の職員の手、車輛等でそれが間に合うのであれば、そのような形でお手伝いをさせていただきたいと考えております。昨年の総合防災訓練につきましては、要援護者の部分までは考えないという形で進めをさせていただきました。これにつきましては地震津波の想定ということで、まず我先に逃げるという認識を持ていただくという部分も加えてのそうしたことでございますので、この要援護者をけして軽く見ているとか、訓練が必要ないと考えているわけではございません。町としても残念ながらその辺の要援護者を絡めた訓練の手法について、まだ若干知識不足のところもあるという部分もありますので、町内会の皆さんにご相談いただきながら勉強しながら早急に実績を積み上げて、完成を目指したいと考えてございます。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○副委員長（細川伸男君） 反論するわけじゃないんですけど、私は逆だと思うんですよ。やはりまちがきちっと防災なり、防災に対しての訓練だとか、そういう部分はもう全国的に話題になってる部分が非常にあるので、また、せたな町も海岸を有してる部分も相当ありますし、その他ここは地形上河川の要するに流末と言ったらいいですか、その流末の一番危険な場所であるし、まして川と陸との差がほとんどないと。堤防決壊したらほとんど市街地の町内会が水に浸かっちゃうと。そういう場所でございますので、投げかけてやるのも結構ですけども、まちもきちんと主体性を持って逆に町民に対して、どんどんどんどんこういうことを考えてるので、町内会どうですかということで逆に引っ張っていくのがまちの仕事じゃないかと私は思うんです。だからその辺を踏まえて、きちっと予算もそれなりの予算をつけてやはりまちの姿勢も見せることによって、町民の皆様方の賛同やら意見やら吸い上げるにしても、そういう指導力を持ってやらないと、ただまちの人をお願いして何かありますかっていうんじゃない、なかなかアイデアも何も出てこない。一部は出てくるかもしれないけど、全体としてのアイデアも

出てこないのかなと。まして地震とか津波となれば範囲が多分限定されるわけではないですけども、狭い範囲になると思うんです。それで地震はとなると、範囲が広くて多分せたな町全域の話になると思うので、その辺地震と津波と水害この辺も合わせて考えてまちで早急にシミュレーションをしながら、町民と一体となって防災対策に対してどう係わっていくか考えて、それについては、多分予算も生じることでございますので、その予算も確立しておいて、そして進んでいければと思いますけども、町長どうですか。

○委員長（小平 久君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まちで今進めているそれぞれの町内会に対する防災組織の結成ということで、結果、答弁申し上げましたように町内会にとどまっているということにつきましては、かなり少ないと率直に思って、残念に思っているところでございますが、やはり、何度も言いますが、自分の命は自分で守るのが基本です。従いまして、それぞれの町内会、皆さん方もそれぞれの町内会に属していると思いますので、防災意識の高い皆さん方ですから積極的に自分の町内会で防災組織の立ち上げに一つ力を尽くしていただければと思います。このすべてを用意して防災組織が結成されるということではなくて、防災組織を立ち上げて、そして訓練をして訓練をしたあと反省をして、そして課題を見い出して、また次の訓練に生かしていく。そうしたことによって防災力が徐々に高まっていくものだと思っております。従いまして私たちとしてもできるだけの協力もしますし、予算も付けてまいりたいと思っております。まちとしてはそればかりではなくて備蓄であるとか、あるいは研究やリース会社あるいは燃料の組合だとか防災協定を結んでおりますが、そういった一朝有事の際に必要な様々なそういったものがあるわけですが、そういったものをいかに早く調達して、避難されている町民の皆さん方に提供できるかということなども災害後のことも十分私たちとしては対応していかなければならないと。まず、町民の皆さん方には災害発生時、自分の命をしっかりと自分で守ってもらうと。これが一番の基本。あとはまちで様々な対応をしていく。もちろん訓練も準備も併せてしていかなければならないと思っておりますので、ひとつ皆さん方にもよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平 久君） ほかに。

大野委員。

○委員（大野一男君） 説明資料の１ページの総務費の１番目パソコン購入事業について質問します。付記されているのは更新時期が来てるんだということですが、まず、前段確認でなぜパソコンをこの時期に変えなければならないのか説明をお願いします。

○委員長（小平 久君） 水野情報管理係長。

○情報管理係長（水野万寿夫君） ただいまの質問にお答えします。１１５台のパソコンの更新については、現在、職員が使用しているパソコンのうち、Windows X PというOSを搭載しているパソコンがありまして、そのX Pのサポートが来月の４月に終了するということがありまして、それに対応するために更新するものです。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 前にもそういう説明を聞いたと思いますので、わかりました。今職員が保有しているパソコンの台数、絶対数があると思うんですが、115台を更新することで、今後このパソコンの更新というのは必要なのか、どのくらいカバーしたのかというのを実数分かっていたら報告願いたいと思います。

○委員長（小平 久君） 水野情報管理係長。

○情報管理係長（水野万寿夫君） 今の質問についてですが、現在保有しているパソコンについては約400台。すでにWindows 7に対応しているパソコンがありまして、残りの115台を更新することによって、すべて最新のパソコンになるということになります。当面、全台最新のパソコンになりますので、当面は更新する予定はありません。

以上です。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 再確認です。これは本所も支所も含めて役場の職員が業務として必要なパソコンは、今回の更新ですべて完了するということでよろしいですか。

○委員長（小平 久君） 水野情報管理係長。

○情報管理係長（水野万寿夫君） はい。本庁、支所、公共施設にもネットワークがありまして、そこに接続されているパソコンすべて更新されるということになります。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 115台廃棄になると思うのですが、この処分についてはどのように扱うかお知らせ下さい。

○委員長（小平 久君） 水野情報管理係長。

○情報管理係長（水野万寿夫君） パソコンの廃棄に関しましては、旧町時代からのパソコンも廃棄せず保有している状況がありまして、今回115台の廃棄も含めまして、すべて更新事業中で廃棄も含め対応していく考えではおります。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 専門家でないのでわからないんですけども、ようするにセキュリティが難しくなる、カバーが出来なくなるから更新するんだということだと思えます。機種が古くなって使えなくなるとか、稼働しなくなって使えなくなるといったものとはちょっと違うのかな。テレビで言えば映らなくなったからということではなくて、使えるんだろうと思えます。そこさえクリアできれば、それを民間の方に、例えば安価でお分けするとか、必要な方に一応報告を出してあげる。あげるというか、贈呈といいますか。そういう考え方っていうのはとれないものでしょうか。

○委員長（小平 久君） 水野情報管理係長。

○情報管理係長（水野万寿夫君） ただいまの質問についてですが、公共のパソコンでありますので、個人情報とかそういった部分も加味しなければならないので、適切に処分するような形で現在は考えております。

○委員（大野一男君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 確かに公共の物ですからいろいろ情報が入ってるということで、それも除去して民間のまだパソコンを必要とする人に、差し上げるというのは難しいという理解でよろしいですか。

○委員長（小平 久君） 水野情報管理係長。

○情報管理係長（水野万寿夫君） 担当としては難しいことと考えておりますので、適切に処分したいと考えております。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） わかりました。

○委員長（小平 久君） ほかに。

澤田委員。

○委員（澤田光子君） 説明資料の1ページですが、環境美化運動推進事業について伺います。これは、ずっとやってきて花を植え込みして、そしてまちをきれいにということで、まちを華やかにするということで続けてきた事業であります。町民児童課が担当課ですね。今花を植えている場所。そしてそこは適正に管理されているかどうかというのは、回って見たことがありますか。まずそこからお聞きしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 樋口課長補佐。

○町民児童課長補佐（樋口 靖君） 北檜山区におきましては、6月中旬ごろから植栽が始まるところです。その後市街地とかにつきましては、一緒に自分たちが配付して見ております。その後、都度公用で歩いたりするときに状況は把握しているところです。

○委員長（小平 久君） 澤田委員。

○委員（澤田光子君） 自分たちが歩いた時に見てあるくという答弁でありましたが、実は、それが適当なのかどうなのか私もよくわからないんですが、たまたま自分の家の前に植えたものは自分の家の前の人たちが管理するという条件があったと思うんです植え始めたころに。ですが、そこがたまたま高齢化が進んで自分たちが草取りができないとか、植え込みは皆さんで手伝ってしてくれるから植えられるけれども、私も歩いてみて、その後の管理ができないという苦情をいただきます。そういう意味で前にもこれは担当課で、誰だったかわからないんですが話したことがあるんですが、国道沿いであれば国道沿いにしたがって花を植え込んでいくわけですが、それが町内会としてやっても、草取りまではなかなかやってくれないんです。そういう管理が本当に出来なくなった。そういうことによってうちのところは植えなくてもいいんですよ。植えないでくださいみたいなことを言うところまでできているのが現状です。そういうところをまちとして把握してるのかどうなのか、それがお聞きしたくて今お聞きしてるんですが、その辺はどうでしょう。北檜山区だけじゃなくて大成区、瀬棚区においてもそういう状況がないのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 樋口課長補佐。

○町民児童課長補佐（樋口 靖君） 北檜山区におきましては、そのような話は把握しておりません。ただ、フラワー部会でそのようなことも話題に出して確認したいと思います。

○委員長（小平 久君） 古畑主幹。

○瀬棚総合支所地域町民課主幹（古畑英規君） 瀬棚区においては、町内会単位で管理していただいている話も実際聞こえてきております。そしたらその町内会長なり、事務局担当なりに相談しまして、あそこは町内会で管理しますからというようなやりとりをして、そこはそのまま計画どおり植えるような形をとっております。

以上です。

○委員長（小平 久君） 中島環境生活係長。

○大成総合支所委員環境生活係長（中島則雄君） 大成区においては管理については町内会で管理されております。先ほどの話は、私どもでは管理ができないということは今年ですか、1、2カ所管理できないということでお話があったことは聞いております。

以上です。

○委員長（小平 久君） 澤田委員。

○委員（澤田光子君） 管理ができないところは、これから、ことし私が質問することによって、こまめに聞いて町内会ごとに聞いたりして把握はするんだと思うんですが、もし管理ができないとなったときに、そこは花壇として、周りはコンクリートになって花壇としてそこだけ穴をあけると言ったらおかしいですが、花壇としている部分を埋め込みするということにはなりませんよね。そういう部分はこれからどのような形をとりながら進めていくのか、今、返答してくださいと言っても多分返答できないのかもしれませんが、そういう部分をこれからどのようにしていくのか、担当課として少し目配りをしていただきたいと思います。町内会として管理ができるのであればそれはそれでいいんですが、できないところは植え込みだけして草ぼうぼうになっている状態で、花いっぱいとはなりませんのでその辺を目配りをしながら担当課として見ていただきたいと思います。その辺はこれからどのように考えているのかお聞きします。

○委員長（小平 久君） 駒谷支所長。

○瀬棚総合支所長（駒谷正義君） 瀬棚区の例を報告させていただきます。確かに澤田委員おっしゃられるとおり、国道沿いのそれぞれの家の方高齢化して管理なかなか難しくなってきました。そこで瀬棚区では、まず草取り、維持管理する場合、日にちをそれぞれシーズン何回か設定いたしまして、全町にボランティアを呼びかけております。国道沿いの方だけでなく、この日何時に国道の草刈りをやりますので国道以外の方もご協力願いますということで、何人か集まっていただいて、一斉に草取りをしていただいている状況でございます。それと国道の瀬棚区の緑地帯相当広いものですから、長年開発をお願いしてその緑地帯にブロックを敷き詰めて、土の部分を狭めていただく工事をここ2年ほどかけて、まだ継続中でございます。ことしお願いしてるわけですが、そんなことで花の植えるスペースを少し狭めていって管理をしやすくするというような方法もとっているところでございます。管理はこれから本当に大変になりますので、当面は先ほど申し上げましたように町内全体でボランティアを募って、まちの景観ということで皆さんで管理をお願いしたいという方法で進めていこうかと思っ

ております。

○委員（澤田光子君） ほかに例はありますか。

○委員長（小平 久君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 北檜山の例ですけども、北檜山の場合は元々始まったのは、管理は町内会が行なうということで町内会の中で、フラワー部会という組織をして、それぞれ管理していただくと。これは若松の国道も同じですが、ですから自分の家の前にあるから、それは中心はそうだと思うんですが、そういう考え方でなくて町内会全部でという意識で、そして各町内会、市街地の場合6町内会ありますが、そこに推進員の方もおいておりますので、その方々が中心となって、植える時から当然草刈りなんかも併せて声かけをしていただいていると。今でもそういう形でやってきたと理解しておりますので、今後もそういう形で継続をしていきたいと思っております。

○委員長（小平 久君） 澤田委員。

○委員（澤田光子君） 中野課長が言われたようにフラワー部会ができていて、確かにそうなんです。フラワー部会があって、その中で各町内会で担当しましょうという形になっているんですが、そのフラワー部会を担当している人たちが高齢化になっていることも事実なんです。そのことによって、今駒谷支所長がおっしゃったように、全町に呼びかけてボランティアというふうには、私は若松に住んでるんですが、そういうふうにはならないんです。ですからその辺は駒谷支所長が言われたように、そういう形もとっていただきたいみたいなことを、町内会に呼びかけていただかないと、自分の町内会は、自分の町内会でやらなきゃいけないんだというものがあるものですから、周りに呼びかけが出来ていない部分が随分あります。そのことによって、草ぼうぼうになっているところもありますので、その辺は見回りをきちっとしていただきたいと思います。あと、先ほど駒谷支所長が言われました緑地帯のブロックを引き詰めていただくという。これはしていかなきゃならないところも。そういう形をとらなきゃならないところもたくさんあるかと思いますが、その辺をきちっと把握をしていただきたいと思いますし、お願いして終わりたいと思います。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○副委員長（細川伸男君） 今の花壇の関連ですけども、北檜山区であれば、多分、何カ所か植えていないとこと、それと花ではなくて、草花以外に植えているところもあるのかなという気がしますので、その辺は花壇としてきちんと使ってもらえるような指導なり、そういう部分がしなくてもいいのか。例えば、個人的な個人の家の前にあったよ。とっても邪魔だから、車出入りするのにも困るから、土のままにしておいて、そのままにしておきたいというような要望があったときには、どう取り扱うのか。それを私も一部から聞かされて、とてもじゃまで車の出入りにはもう全然使えないものだから花は植えないでくれという場所もありますので、その辺まちとしてきちっとフラワー部会に補助している以上は、どこまで対応していくのかその辺のことだけをお聞きしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） これは、北檜山市街地の話をしていますけども。始まったのは平成４年くらいですか。私が最初ですね。そういうことで、そのときにいろいろとまちを町民に環境美化に対する意識を高めるといふか、そういうきれいなまちにすると。それとまた町外から来た方へのおもてなしということで始めたのがスタートで、そういうことで町内会のご理解と一緒に、当然、最初やるときに花壇を作るときには、当然、特に商店街の方々のそういう理解をいただきながら、そういう形でやってきた。それで後継者がいなくなったとか。確かに高齢化になったということもあります。それで今そういう問題が課題として持ち上がってるということだと思うんです。ただ、そういう経緯の中でやってきて、だから、管理できなくなったからその部分だけを、植えないでいいのかと、そうすると景観上、町内ももちろんそうですけれども町外から来たときに、景観上よろしくないと思うんです。全くなにもしいないんだったら完全に埋めてしまうか。そうしなければ、その部分だけあってとなると、どうなのかなという感じもしますので、ですからまちとしては町内会に、もし植えられないのであれば、町内会のひとつの行事としてやっていただくような方法をまず考えていきたいと思います。それによつては、ただ花を植えるというのではなくて、それによつてコミュニティ活動ということで、そういうことでの趣旨もありますので、花を介しながら町内会の連携も図っていくという大きな一つの目的もありますので、その辺なんとかそういう形でやっていただくことをお願いをしていきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○副委員長（細川伸男君） わかりました。ただ、何年来と同じような状況が続いてるとこは、あそこだとは僕は言いませんけれども、間違いなく何年も同じ状況になっているところがあります。それであればやはりことは、まちで花を植えつける段階で回って見ればわかると思いますので、そういう場所については、きちんと花を植えてもらうということで、指導してもらいたいこのように思いますので、お願いします。

○委員長（小平 久君） ほかにございませんか。

２款総務費の質疑を終わります。

それでは説明員の入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 １時４５分

再開 午後 １時５４分

○委員長（小平 久君） 会議を再開します。

次に、３款民生費の説明を求めます。

井口保健福祉課長。

○保健福祉課長（井口勝則君） 説明資料の３ページ目からであります。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、継続であります。福祉バスの運行業務、予算額３２５万２、０００円、全額一般財源であります。町内の老人福祉団体や社会福祉団体などが地域活動の推

進を図るため運行するものであります。

次も継続であります。ふれあいバス運行業務、予算額 9 1 万 8, 0 0 0 円、すべて一般財源であります。瀬棚区におけるふれあいバスの運転業務を委託するのであります。

継続あります。社会福祉協議会運営事業補助金、3, 0 9 4 万 3, 0 0 0 円、一般財源であります。社会福祉協議会の運営や法人後見実施機関開設に係る経費等に対する補助であります。

次に新規であります。灯油購入費助成費、予算額が 1, 0 5 6 万円、すべて一般財源であり、平成 2 5 年に実施した事業内容と同じであります。冬期間の増嵩経費に対するもので、町内に居住する高齢者と町民税非課税世帯に対し冬期間暖房に必要な灯油の一部を助成するものであります。

3 目の老人福祉費、新規であります。敬老祝品、予算額が 2 4 万 8, 0 0 0 円、すべて一般財源であります。すべての敬老者が利用できる記念品として名入れタオルを配布するものであり、従来の温泉入浴券の配布に代わるものであります。

次に継続であります。敬老会開催業務 2 2 7 万 6, 0 0 0 円、すべて一般財源であります。町内 3 区 6 会場で開催される敬老会開催経費に対する委託料であります。

次に継続であります。介護保険居宅サービス事業補助金 2, 5 3 7 万 4, 0 0 0 円、すべて一般財源であります。デイサービスセンター運営に対する補助で、事業を行なっている北檜山恵福会、大成慈恵会に対するものでございます。

次に継続であります。老人クラブ運営事業補助金 2 1 1 万 6, 0 0 0 円、道補助金が 8 3 万 5, 0 0 0 円、残り一般財源であります。老人クラブの運営費に対する補助で 2 0 団体 5 6 9 人に対するものであります。

次に継続であります。高齢者・身障者入浴料助成費 1, 0 7 0 万円で、特別会計等からの振替が 1 0 0 万円、残り一般財源であります。いこいの家温泉、大成温泉の保養センターが年度末で廃止、同時に入浴料 4 0 0 円に設定したので福祉施策として、高齢者等の入浴料を 2 0 0 円に統一したもので、その差額を補てんするものであります。

○委員長（小平 久君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 続いて 4 目の後期高齢者医療費でございます。後期高齢者医療療養給付費負担金で、予算額は 1 億 7, 1 5 0 万 3, 0 0 0 円、これは後期高齢者医療費に係る分を広域連合へ負担するものでございます。被保険者見込み数が 2, 0 2 6 人、1 人当たりの給付額は 1 0 2 万 5, 0 0 0 円ほど見込んでおります。

○委員長（小平 久君） 井口保健福祉課長。

○保健福祉課長（井口勝則君） 5 目障害者福祉費、継続であります。障害者地域活動支援センター業務 6 4 9 万円、すべて一般財源であります。施設の運営管理を N P O 法人せたな共同作業所ふれんどに委託実施をするものでございます。

次に新規であります。障害者雇用促進事業補助金 7 2 万円、一般財源であります。町内における障害者雇用の関心と理解を深めることにより、障害福祉の向上を図るため新たに障害者を雇用する事業者に対し支援するものであります。常時雇用する場合の月額については一人 3 万

円、臨時雇用とする場合についてはその半分の1万5,000円とするものであります。

6目の福祉施設管理費、新規であります。福祉センターやすらぎ館廊下間仕切設置工事52万円、一般財源であります。冬期間正面玄関より直接冷気が入り込むことから暖房効率が低下していることで、間仕切戸を設置するのであります。

次も新規であります。福祉センターやすらぎ館出窓軒天改修工事111万8,000円、すべて一般財源であります。築16年が経過し、軒天の経年劣化が著しいことから改修を行い、施設の適切な維持管理を図るものであります。

次に7目老人ホーム運営費、継続であります。老人ホーム三杉荘の運営事業であります。7,874万9,000円で、7,616万9,000円が、措置費等の収入であります。三杉荘の運営に要する経費であり入所者の福祉の増進を図るのであります。

○委員長（小平 久君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 次に9目重度心身障害者医療費助成事業費でございます。重度心身障害者医療費助成事業、予算額3,654万4,000円、財源内訳では、道補助金1,392万2,000円、その他400万円は被用者保険の高額医療費の立替分であります。残り一般財源1,862万2,000円でございます。一定の要件に該当する障害者に対しての医療費助成で、対象人数は320人を見込んでおります。

続いて10目一人親家庭等医療費助成事業費でございます。一人親家庭等医療費助成事業、予算額358万8,000円、財源では道補助金149万4,000円、その他10万円は被用者保険の立替分であり、一般財源は199万4,000円でございます。一人親家庭の親及び子への医療費の助成で、対象人数は、親、子合わせて192人を見込んでおります。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 続きまして5ページでございます。11目東日本大震災被災者支援費、継続事業でございます。東日本大震災被災者に対する移住支援事業、予算額20万円、全額一般財源でございます。東日本大震災被災者に対するせたな町移住支援要綱によりまして、支援対象者、これは2世帯5名でございますが、その方の被災された居住地への一時帰宅費用の一部を助成するものでございます。

以上でございます。

○委員長（小平 久君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 次に2項児童福祉費、1目の児童福祉総務費でございます。乳幼児等医療費助成事業、予算額2,123万7,000円、財源内訳では道補助金463万2,000円、一般財源1,660万5,000円、本年1月から対象を入院は高校生まで、通院は中学生までに拡大しており、対象人数で未就学児から高校生まで960人を見込んでおります。

次に児童額手当、予算額9,775万円、財源内訳は国道の負担金8,215万7,000円、一般財源で1,559万3,000円でございます。国の基準により予算措置をしたところでございます。

続いて未熟児養育医療給付事業、予算額40万1,000円、財源は国道の負担金19万7,000円、その他13万9,000円は本人負担分、一般財源6万5,000円でございます。昨年度から権限移譲された事業で、過去の対象者実績をもとに1名分の予算を計上したものでございます。

次に2目の保育所費でございます。保育所運営費3区の常設保育所とへき地保育所2カ所の運営経費ですが、予算額9,404万9,000円、財源は国道の負担金及び補助金が642万8,000円、その他2,404万2,000円は利用者の保育料、一般財源6,357万9,000円でございます。参考までに26年度の応募人数ですけれども、北檜山保育所83人、瀬棚保育所36人、大成保育園18人、丹羽へき地保育所10人、若松へき地保育所7人となっております。

次に3目児童福祉施設費でございます。学童保育所運営費、3区の学童保育所の運営経費ですが、予算額は717万円、財源は道の補助金184万5,000円、その他307万9,000円は、利用者の保育料、一般財源で224万6,000円でございます。

次に4目子育て支援費、子育て支援センター運営費で、予算額509万6,000円、財源は国の補助金170万円、一般財源で339万6,000円でございます。3区それぞれに設置している子育て支援センターの運営経費でございます。次に新規事業ですが、子ども・子育て支援事業、予算額は242万4,000円、平成27年度から31年度までの5カ年の子ども・子育て支援事業計画書作成や子ども・子育て会議などの経費でございます。

以上で3款民生費の説明を終わります。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

内田委員。

○委員（内田尊之君） 説明資料の5ページ目、2目保育所運営費で9,404万9,000円計上されております。先ほど、説明の中で中野課長から今年度予定の保育者数の数がありましたけれども、予算額でいいますと昨年よりも1,000万ちょっと増えています。その中身を見ますと臨時保育士の部分と給食費で変わってきてるのかと思うんですが。これは児童の数が昨年より相応に増えたからという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（小平 久君） 佐々木課長補佐。

○町民児童課長補佐（佐々木真由美君） 内田委員がおっしゃるとおりに児童数の増がそうでありまして、あと保育所の賃金につきましては、単価が上がっているということもございます。

○委員長（小平 久君） 内田委員。

○委員（内田尊之君） 子どもがたくさん入っていただけというのは非常に良い事ですが、今後、ことしが極端に去年より児童数が多くなっただけなのか。また来年以降というのはどういう傾向にあるのかというのは把握されてると思いますので、そこら辺はどのように捉えているのでしょうか。

○委員長（小平 久君） 町民児童課佐々木課長補佐。

○町民児童課長補佐（佐々木真由美君） 保育所の所長方がきておりませんのであれなんです
が、現場の話を聞きますと26年、27年はわりと3、4歳児等が多いという現状にあります
けれども、そのあとは、前に議会の中でもお話が出ておりましたけれども、大成区については
0歳時の出生がないとか、そういう0、1歳時の出生減が見られますので、その後は徐々に減
っていくという形になっていきます。

○委員長（小平 久君） ほかに。

石原委員。

○委員（石原広務君） 内田委員の質問に関連ですけど、児童数が前年度より見込みとして多
く見られるということですが、北檜山、瀬棚、大成、丹羽と若松昨年と比べてこの5施設比較
した人数をお知らせいただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 町民児童課佐々木課長補佐。

○町民児童課長補佐（佐々木真由美君） まず、現在の26年3月13日現在になりますけど
も、北檜山保育所の児童数が79名、瀬棚が36名、大成が23名それとへき地保育所ですけ
ども丹羽と若松はメモしてきてなかったんですが、丹羽と若松については、丹羽が10名程度
の若松が7人でそんなに変わってはいなかったと思うんですけども、それで比べてみますと、
北檜山の保育所にちょっと希望が多くなっているという現象があります。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 詳細を伺ってみますと、北檜山が人数でいうと4名ほど増えてると。
これに合わせて先ほど説明がありましたが、臨時職員の採用が人件費として多く見られたとい
うことですが、これに伴った臨職の配置、保育士の有資格、保育士です。あと臨時職員とパ
ートといいますか、その辺の採用人数、北檜山、瀬棚、大成だけで結構ですからその辺の状況
をお知らせいただきたいと思います。あと先ほど質問漏れしましたが、各保育の、例えば北檜
山の79名の年代別に詳細3施設お知らせいただきたいしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 町民児童課佐々木課長補佐。

○町民児童課長補佐（佐々木真由美君） 手元に職員の配置の人数の資料を持ってきておりま
せんので、後でお伝えするということによろしいでしょうか。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） それが資料として出たあとでよろしいでしょうか。

○委員長（小平 久君） すぐ出来ますか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 職員の配置、新年度に見込まれるそれが資料が手元にないということ
ですので、出来た時点でまた質問させていただきたいと思います。総括で結構です。

○委員長（小平 久君） では総括の時点で提出してもらおうということによろしゅうございま
すか。

○委員（石原広務君） はい。

○委員長（小平 久君） ほかに。

石原委員。

○委員（石原広務君） 説明資料の３ページ、敬老会の祝品ですが名入れタオルを配付ということですが、今の段階での配分の方法をお知らせいただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 西田課長補佐。

○保健福祉課長補佐（西田良子君） ただいまのご質問にお答えいたします。一応今の段階での配付の予定といたしましては、瀬棚区、北檜山区におきましては基本郵送を考えております。大成区につきましては、婦人団体の方々によりまして在宅の方に配布されることを予定してございます。

以上です。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 大成区に関してですけど、各女性団体の方からは私たちが町長の意を酌んで１戸ずつ回るということを言っていたので、そういう方向でぜひお願いしたと思います。

○委員長（小平 久君） ほかにございませんか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 説明資料の中で見つけられなかったんですけど、昨年、１００歳の方を国から表彰される段階で、町長の答弁で記憶では賞状だけではなくて、額も前向きに検討するということでしたけれども、今年どうなんでしょう。その辺の予算は見ていただけてるのかどうかお答えいただきたいと思います。それと、ことし１００歳を迎える方の人数も把握してれば、お答えいただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 西田課長補佐。

○保健福祉課長補佐（西田良子君） １００歳を迎える方の人数、今手元にございませんので、すぐ用意したいと思います。そして額縁ですが保健福祉課の老人福祉総務費で予算計上することを考えたですけども、その他の受賞者の方の分も合わせまして額縁を用意するということで、総務費の予算で見ていただいております。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） それは失礼しました。去年の広報誌持ってきてないんですけど、町長が前向きに答弁いただいた後に、広報誌が発行されて町内で１００歳超えた方の３名の方の写真が掲載されたんです。その写真を見たある町民が、もてない、賞状がくしゃくしゃになっていると。それはどういうことなんだということでの問い合わせをいただいた後に、私、町長の代理で前向きに考えてますからと言ってありますので、そういう形で広報誌の掲載もことしはよろしくお願いしたと思います。

以上です。

○委員長（小平 久君） ほかに。

大野委員。

○委員（大野一男君） 予算書の５６ページの保育所費の委託料ですが、昨年の事業の中に児

童健康診断等業務費 38 万 7,000 円、児童尿検査等業務 5 万 7,000 円計上されたんですが、ことし予算書には載ってないんですが、どこか違うところでこの事業を行うのか、ことしから廃止したのか、その辺答弁願います。

○委員長（小平 久君） 担当の方は。

暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 17 分

再開 午後 2 時 29 分

○委員長（小平 久君） それでは会議を再開します。

大野委員の質問に対する答弁をお願いします。

中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 委託料の児童検診等業務と児童尿検査等業務ですね。これは 26 年度から役務費の手数料で計上させていただいております。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 今の答弁確認させていただきますが、もう一つ上の 12 目役務費の中の 105 万円の中で措置してるという解釈でよろしいですか。

○委員長（小平 久君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） そのとおりでございます。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 申し訳ないですが、できれば 25 年度はきちんと事業を明細して書いていましたので、ことしの予算書にもそのようにわかるように明細をきちんと付記していただければ、このような質問ないかと思しますのでよろしく願いをいたします。

○委員長（小平 久君） 財政課長。

○財政課長（高田 威君） 手数料ということ 105 万円になっていますが、さらに予算上では細節ということで、それぞれ仕分けてあるんですけども、ただ、この予算書見る限りではそこはあくまでも手数料というそれぞれの括りとなっておりますので、それについては決算書では詳細について記載するということになります。失礼しました。決算書はでませんで、手数料ということであくまでもそういう仕切りということになります。

○委員長（小平 久君） 大野委員よろしいですか。

大野委員。

○委員（大野一男君） 行政上のいろいろな表記の仕方だろうと思うし、この役務費、委託料の概念というのをちょっと私も知識不足で把握し切れないんですが、委託料で処置したものが役務費の手数料に移るという経緯は、どういう過程を経てそういうふうになるのか。

○委員長（小平 久君） 財政課長。

○財政課長（高田 威君） 本来 25 年についてもこの診断の内容ですね、この項目が児童健

康診断等業務と児童尿検査等業務という名前で、25年については委託料ということになっていたんですけども、その内容的にいきますとそれに対しての手数料に業務の内容が該当すると。それで区分けして今回は本来の科目である手数料としたところでございます。

○委員長（小平 久君） 大野委員よろしいですか。

○委員（大野一男君） はい。

○委員長（小平 久君） それでは先ほどの石原委員の質問に対する答弁、西田課長補佐。

○保健福祉課長補佐（西田良子君） 平成26年度100歳になられる方でございますけれども、3区合計で6名いらっしゃいまして、内訳といたしましては瀬棚区が1名、女性の方です。大成区2名、同じく女性の方です。北檜山区3名、男性2人に女性1人の内訳となっております。

以上です。

○委員長（小平 久君） 次に佐々木課長補佐。

○町民児童課長補佐（佐々木真由美君） 賃金における職員の配置についてなんですけども、26年度の予算の中では、北檜山の臨時保育士の方を3名増、そして瀬棚を2名増という形で、予算は積算をさせていただいております。本来26年度で、児童数が把握できましてからの職員の採用の配置でございますが、北檜山保育所におきましては、正職員が7名、臨時職員が4名の配置になっております。瀬棚保育所ですが、正職員が4名、臨時職員が3名です。大成が、正職員3名、臨時職員が1名という配置になってございます。こちらのほうは児童数の人数の割り当てによりましてそのような配置としております。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 大成保育園のことで聞きますけど、26年度は保育士が3名、臨職が1名で新年度合計4名で対応ということで理解していいんですか。

○町民児童課長補佐（佐々木真由美君） はい。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） ある父兄から言われたんですけど、保育士3名これはいいんですけど、臨職今回、前回1名だったんですけど、もう1名採用になって5名で、児童が減るのにこんだけの保育士がいるのかなっていう話だったんですけど、あくまでも3人と1名の体制でいくということで確認させていただいていいんですか。

○委員長（小平 久君） 佐々木課長補佐。

○町民児童課長補佐（佐々木真由美君） パートの保育士がもう1名います。申し訳ありません。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 25年度に比べて、1増で理解していいんですか。

○委員長（小平 久君） 佐々木課長補佐。

○町民児童課長補佐（佐々木真由美君） 人数のほうは変わってはおりません。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） パートの保育士は有資格者ということで理解してよろしいんでしょうか。もう一度お願いします。

○委員長（小平 久君） 佐々木課長補佐。

○町民児童課長補佐（佐々木真由美君） 今年度においては、臨時の保育士については有資格者ですけども、パートの保育士の方については、資格要さなくて育児経験のある方ということになっております。

○委員（石原広務君） 有資格者ではないということ。

○町民児童課長補佐（佐々木真由美君） はい。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 臨時職員に関して町内の方ですか。

○委員長（小平 久君） 佐々木課長補佐。

○町民児童課長補佐（佐々木真由美君） 八雲町熊石に在住の方です。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 大成、有資格、採用規定なのかわかりませんが、パートで雇用される保育士の方は、実際には資格を持っている方と承知してますけど、それは間違いでしょうか。

○委員長（小平 久君） 佐々木課長補佐。

○町民児童課長補佐（佐々木真由美君） パートの方は資格は要してはいないんです。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 今回、臨時職員の募集があって一度不採用になった方が、有資格者ということで伺っております。で間違いなく新年度で、今の説明だとその方は採用になったという話を聞いたんですけど、それじゃ情報として間違いなのかなということと。あと不採用になった方、町内に住所を有してまして、保育士の資格を取られた方だと聞いてます。その上で不採用になって、今伺うと町外から通勤して経験も、何年も通っている方だと思んですけど。そういうことでどうなんでしょう。まちとしての雇用の場ということでは、経験は資格を取ったばかりにしても、経験は町長ね、初めがあつての経験ですから、そういうことでもどうなんでしょうね、こんだけの人数で、そういう雇用の場でもありますし、その辺の対応何も伺ってませんか。現場として確認してませんか。

○委員長（小平 久君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 私のほうからお答えいたします。大成のほうは、先ほど補佐言いましたように、26年度の体制は、正職員は3人、臨時は1人、パートが半日1人ということは、これは昨年と体制は変わっておりません。確かに臨時保育士を募集したところ2人の方の応募がありました。1人が熊石の前からやっているベテランの方の保育士で、その方については、そういうことで面接の結果入って、もう一人が新しく大成の在住の方でしたけれども、新しく資格を取ったという方で、2人応募がありまして面接の結果、残念ながら新しい方については、採用になりませんでした。それで今回それと同時に、今までパートについては、保育

士助手ということで特に資格の有り、無しは特に謳っていなかったんです。それは資格があったほうがもちろんいいんですけども、こしたことはないんですけども。ただ、ちょうどオープンしたときにそういうふうにならなくなって、ですから臨時のパートの部分はパートの部分で募集をかけておりまして、そしてその方、今までやっていた方が1人しか応募がなかったというなことでそういう形になりました。ただ、これらは大成園長からも強い要望がありまして、本当は有資格者、当然いるものですから、その方については正職員が休みの場合とか、臨時保育士が休んだ場合に非常勤としてお願いするという形で、26年度からは非常勤ということで、その方についてはお願いをすることになっております。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 保育士、臨時職員が所要で休みになったときには、声を掛ければ来ていただける体制、そういう体制をとったということでしょうか。

○委員長（小平 久君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） そのとおりでございます。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 瀬棚保育所で伺ったんですけども、父兄からですが、例えばそういう対応をして、家庭の事情で小さい子を朝の時点できょうどうしても預かってくれないかというお話をしたときには、当然預かってもらう。ただ、その見込みとしてなのかどうかわかりませんが、そういう形をお願いしている非常勤ということで中野課長から答弁ありますけど、そういう方が朝出勤したと、見込みとしてくるはずの子どもがきょうは大丈夫だったという家庭の連絡を受けて、本来であれば非常勤の方が出て、朝連絡したお子さんを見る可能性があったんですけど、急に家庭の事情がそういう預かる状況にならなかったときに、きょうは先生お仕事ありませんからということで、きちんと人件費で経費の部分できちんとした対応をしているということを聞いたんですが、そういう対応は大成の保育園。父兄の話から聞くと対応をしていないということで以前聞いたことがありますけど、その辺課長情報として把握してますか。

○委員長（小平 久君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） そういう話の情報は入っておりません。ただ、今の話はおそらく一時保育の話ですよ。一時保育というか、保育所も一時保育やっています。例えば、仕事をしていないお母さんが、病院だとか冠婚葬祭で行かなければならない場合については、保育サービスとして保育所で一時保育をやるということだと思います。ですからそういうことは対応しています。ただ、昨年1件そういう話の行き違いというか、ちょっとうまくいかなかったという話はお聞きしましたが。それだけで、それ以外の情報は聞いておりません。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 一時保育、早朝保育、時間外保育いろんな政策の中で本当に、ことは特に子育て支援には町長すごく力を入れているということで、町民の方々はすごく理解してるんですけど、少ない人数の中で手厚く保育士なりを配置をするというのはすごく理解ができるんですけど、その中で、例えば、先ほど中野課長が言われた言葉の行き違いはすごくわかって

いるんですけど、以前から早朝保育なり、延長保育なりを希望して断られたと。幼児保育に関しても、せっかく設備をして、例えば、要請を出したらその当時のどこに配置になっているとは言わないですが、園長の言葉でおむつが取れたら来て下さいと父兄に答えたらいいんです。そういうことが今後起こらないような形で、ぜひ、対応していただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○委員長（小平 久君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） そういうことがあったということであれば、誠に申しわけなかったかなと思いますけども、今現在は未満児でも預かるようにしています。ただ、特に最近では1歳児、0歳児というか未満児の預ける方の希望が多くなっているんです。特にその場合は、基準があるんです。例えば、未満児でしたら、2人に必ず保育士1人をつけなければならないというのがありますので、もしかしたら、その時にそういうよう基準で、未満児で人員が居なくて受入れられなかったのかなということも考えられますけども、今はそういうことはお断りすることはありますが、人員の人数が診るというか、保育士がいなくて、基準があつてそれ以上ということになると、お断りするかまたは別の保育所というか、そういうところという相談とかさせていただいております。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） わかりました。大成保育園に関して言わせていただきますけど、保育士3名、臨時職員1名、パートが非常勤も含めて2名ということですね。その中で、それぞれお仕事として、それなりの経験もお持ちの方ばかりだと思うんですが、保育する上で、お子さんをお預かりする上で、臨時職員はここまでしかできないとか、パートはこれ以上はできないとか。そういう決まりというか、お話って何か課長把握してますか。

○委員長（小平 久君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 有資格者であれば臨時の方でもベテランの方は、例えば、当然、保育の担当とかそういうほうに入らせていただいておりますので、その辺は特に分けていることはないと思います。ただ、資格があるかないかによっては、当然資格の無い方については、担任とかそういうことは持てないという部分があります。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 前に議会で3区合併になって、自分の感覚で申し上げたんですけど、瀬棚区の保育園の取り組みというのが、すごく大成から見ても、父兄から見てもすごく前進しているという話を聞いて、町長が合併して人事交流ということで、そういうすばらしい環境で動いてきた先生方が、同じようなことで意見を申しましょって、こういうふうにやりましょってと提案してもなかなか受け入れられない。そういう情報を聞いた父兄の方が申し入れをしたい。でも現場に言っているのか、どこに言っているかわからない、それがかなわないうちに保育園終わってしまったんだという意見も聞いてたんですけど、課長こういった場合、課長に直接問い合わせれば、大成の支所長でもいいんですけど、問い合わせればそれなりに解決策としてやっていただけると思うんですけど。こういった場合どうなんでしょう。例えば学童保育

は関係ありませんけれども、子育て支援センターということで、今回も継続として運営計上されてますけど、子育て支援という意味では、例えばそういう相談なり苦情なりきちんとした形で把握して、それを町なり、現場の保育園なりに伝えて解決するという動きっていうのは出来ないものでしょうか。

○委員長（小平 久君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 子育て支援センターの前に、一応、主任児童委員の方にそういう苦情を受けるようなもし相談があった場合、そういうふうにするようにということで、相談員というか、苦情を…そういうような方をそれぞれ3区ごとの委嘱はしてます。ただ、その方は余り周知はされていませんので、そういうのは確かに相談というか、行き場所というか、そういう方は保護者の方はわからなかったかと思いますけども、今後はそういう方もいますので、そういう方に相談していただければ伝わるようにもなってますし、ただ、子育て支援センターも確かに相談としては受けますけれども、基本的に子育て支援センターは役割が違う場所なんです。ですから、ただ育児の相談の一つの中で、当然、子育て支援センターのほうでも、受けることができますので、そういうところにでも相談していただければ、こちらに繋がるようになっていきます。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 今回、町長の施策中で保育料もすごい値下げをしていただいて、先ほども言いましたけども、喜んでいる町民とあとせっかく決めたならこの1月からでもやってくれという率直な意見も正直ありました。でも子育て支援に力を入れていくということは、今後変わらないと思うので、ぜひ、その政策が細かいところまできちんと町民に、保育されている父兄にも理解していただけるように担当課と連携しながら動いていただきたいと思います。

町長なにかひとことあればお願いしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 確かにそういったことで保育料の大幅な引き下げということでは、多分4月以降喜んでいただけたと思います。その辺も実感していただけたのではないかと思います。保育料が下がったから保育のレベルを落とすということは全く考えておりません。やはり大事な乳児期から就学前までの子供を預かるわけですから、しっかり保育所としての役割をこれからも果たしていきたいし、そのように指導もしていきたいと考えております。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） そういった意味で、町財政を私が考えるところではないですけど、保育料の収入がかなり減になると。そういう意味ではどこか節減しなきゃない。だからといって保育園に不備があってはならないという意味でも、きちんとした人員の配置なり、先生方のパート、臨時職員含めて、きちんとした配置も今後も考えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（小平 久君） ほかに。

大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 説明書の資料の４ページの老人ホーム三杉荘運営事業の中で、２月に給食業務をやってる会社が変わったというんですが、どこからどこに変わったかわかるのであれば教えていただきたい。

○委員長（小平 久君） 平賀係長。

○三杉荘総務係長（平賀英治君） ただいまの質問にお答えします。株式会社日総から日清医療食品株式会社に変わりました。

○委員長（小平 久君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 今の瀬棚区の業者が日総から日清に変わったってことで、非常に不安に思っております。今までどおりのことができないんでないか。そういうことで、まち側から今までの納入業者に、このままでいくと物を納入できなくなる店が出たり、あるいは一本化されたりとなってしまうと、商店も死活問題になりますので、そこら辺のことをこれは役場に係った老人ホームですから、そういうことまで町側から話できるのかなということなんですけど、いかがでしょうか町長。

○委員長（小平 久君） 平賀係長。

○三杉荘総務係長（平賀英治君） ただいまの質問にお答えします。町から要請して今までどおり、瀬棚区の４業者ですか、説明会を行いました。今までどおり取引先ということで説明会を行なっております。

○委員長（小平 久君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（小平 久君） ほかに。

大野委員。

○委員（大野一男君） 今の担当の方の答弁ですが、日清の業者、ちょっと話違いますけども大成区の長生園もこの４月から日清と契約をして、給食業務を行うということで先般大成区の納品業者も集まって、日清の役員の方といろいろ説明をいただきました。メーカーに地元の業者から今までどおり購入しますという返事ではなくて、見積もり合わせやいろいろ条件を整えた上で検討させてもらいますという説明会でした。業態が違いますから長生園は役場の管理下にあるものではない。自主運営の団体ですから、ちょっと性質が違うのかなと思いますけども、役場の管理下で業務運営しているものについては、そういう役場の意向を聞いて、そして日清が地元の業者で引き続き購入しますという約束をしたかどうか。だとすればちょっと違うんじゃないかなと思うんですが、まずその間違いなく地元の業者から買うという約束をしたという確認よろしいんですか。

○委員長（小平 久君） 平賀係長。

○三杉荘総務係長（平賀英治君） ただいまの質問にお答えいたします。長生園はわかりませんが、うちの方では間違いなく説明会の場で、地元４業者から取引をするということ間違いなく約束しました。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 100%ですか。それともそういう部分もあるという話ですか。確認させてください。

○委員長（小平 久君） 三杉荘所長。

○三杉荘所長（新保修二君） うちから新しい業者に今までどおり取引を行なってくださいと。地元優先でお願いしますということで、業者と話し合いをいたしまして、3月4日に今までの4業者を集めまして、会社から今後の取引をさせてくださいということで、説明をした旨聞いております。

○委員長（小平 久君） 大野委員よろしいですか。
大野委員。

○委員（大野一男君） もう一回答弁いただけますか。主語と述語の関係がわからないので、申し訳ありません。

○委員長（小平 久君） 新保三杉荘所長。

○三杉荘所長（新保修二君） 説明会には、私たちは立ち会っておりませんが、今大野委員がおっしゃるように、100%間違いないかということにつきましては、私たち職員としてはそこまでは確約できません。

○委員長（小平 久君） よろしいですか。ほかに。
熊野委員。

○委員（熊野主税君） 説明資料4ページです。6目の新規事業です。やすらぎ館の廊下間仕切り、それからもう一つの出窓軒天改修工事と2本新規ででていますが、同僚議員が一般質問で、冬は寒く夏は暑くその対応が非常に難しい建物だということで、一般質問があった経緯を思っ、その解消のために今回の工事が入るだろうと理解するんですけども、この場合だと、冬期間の云々というのと、軒天だけということと、冬期間のこと多分そうだろうなと理解はできます。夏期間の暑いほうの対策は考えているかどうかお願いいたします。

○委員長（小平 久君） 山本福祉係長。

○瀬棚総合支所福祉係長（山本 亨君） 今回、間仕切りに関しては、やすらぎ館ということで設置してまして、夏の対策についてはデイサービスのエアコン設置ということで、デイサービス会計の介護サービス特別会計の方にあげております。その中でそれは夏の対策、間仕切りはやすらぎ館としても対策ということで考えております。

○委員長（小平 久君） 熊野議員。

○委員（熊野主税君） 同僚議員が質問したこの件については、これで解決すると理解してよろしいですね。

○委員長（小平 久君） 山本係長。

○瀬棚総合支所福祉係長（山本 亨君） そのとおりです。

○委員長（小平 久君） ほかになければ、3民生費の質疑を終わります。

説明員の入れ替えのため暫時休憩します。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時04分

○委員長（小平 久君） 会議を再開します。

次に4款衛生費の説明を求めます。

井口保健福祉課長。

○保健福祉課長（井口勝則君） 6ページ目であります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、継続であります。母子健康診査等業務485万5,000円、2,000円につきましては自己負担金、残り一般財源であります。母子保健対策として妊婦、乳児、1歳6カ月児、3歳児の健診等を実施するものであります。

次に継続であります。患者輸送バス運行業務1,291万2,000円、すべて一般財源であります。へき地保健医療対策として通院手段となる患者輸送バスの運行を行うものであります。

次に新規であります。道南ドクターヘリ運航負担金108万6,000円、すべて一般財源であります。平成27年1月から運航開始となる道南ドクターヘリの運航経費に係る自治体負担分であります。

○委員長（小平 久君） 高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 次に継続で病院事業会計繰出金3億8,568万6,000円でございます。病院、各診療所に対する交付税算入分、いわゆるルール分として2億3,316万7,000円を見込み計上いたしました。そのほかにルール分以外として一般財源から1億5,251万9,000円を措置しております。なお、各施設への補てん金額につきましては記載のとおりでございます。

○委員長（小平 久君） 井口保健福祉課長。

○保健福祉課長（井口勝則君） 2目予防費、継続であります。予防接種業務719万6,000円で国保会計等からの繰入金が100万4,000円、残り一般財源であります。エキノコックス症検査及び予防接種法に基づく各種乳幼児予防接種を実施するものであります。また子宮頸がん等ワクチンの接種及び高齢者肺炎球菌予防接種を実施するものであります。

次のページであります。3目健康づくり事業費、継続であります。健康づくり事業1,891万円、がん検診事業等の補助金が126万5,000円、それから検診の自己負担金等が798万4,000円、残り一般財源であります。町民の健康づくり、健康保持のための各種健康診査及び健康教室など、これらの事業を実施するものであります。また、各種のがん検診、健康診査、健康づくり健診これらを実施するものであります。また、健康づくりの集い事業の開催につきましては、本年度は大成区での開催を予定しております。健康づくり推進員の設置におきましては、70名を町内に配置し地域住民の健康維持増進を図るものであります。

次に新規であります。健康管理システム改修事業、事業費が501万8,000円、すべて一般財源であります。現在、紙ベースの個人検診の個人の健康管理表の電子化を行いまして、

事務の効率化と住民情報の共有活用を図るとともに、モバイルパソコンを導入し健康指導業務の自立を図るのであります。

○委員長（小平 久君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 次に4目環境衛生費でございます。新規で狩場葬苑火葬炉霊台車耐火物張替工事78万9,000円でございます。これは劣化している霊台車2台の耐火物張替えを行うものでございます。

同じく新規で大成火葬場火葬炉耐火物積替工事、予算額229万円、耐用年数を経過した火葬炉耐火レンガの積み替えを行うものでございます。

次に合併浄化槽設置補助金、予算額150万円、公共下水道未整備地域などにおいて浄化槽を設置する際に1基30万円の補助を行なっているものでございます。

次に資源ごみ回収補助金、予算額71万円、ごみの減量化と資源ごみの有効活用を推進するため、子供会や町内会など回収団体に対して補助を行っているものでございます。

次に6目公営温泉浴場管理費でございます。公営温泉浴場管理運営事業、予算額は1,982万5,000円、財源内訳では使用料が892万6,000円、一般財源1,089万9,000円でございます。瀬棚区やすらぎ館温泉の運営経費が主なものでございます。

次に2項清掃費、1目清掃総務費でございます。北部桧山衛生センター組合負担金、予算額2億4,275万9,000円、全額一般財源でございます。内訳は普通負担金として1億8,958万9,000円、特別負担金で5,317万円となっており前年度に比べ1,705万円の増となっておりますが、要因としては焼却処理基幹的施設整備に係る経費が前年度に比べ多くなっているものでございます。

次に2目し尿処理費でございます。し尿等処理事業、これはし尿収集運搬業務に係る委託経費などですが、予算額は4,031万1,000円、財源ではし尿処理手数料で2,636万2,000円、一般財源1,394万9,000円でございます。

以上で4款衛生費の説明を終わります。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。質疑を許します。

内田委員。

○委員（内田尊之君） 説明資料の6ページ、2目の予防費と3目の健康づくり事業費続けて質問をさせていただきます。まず、予防費ですが、予防接種業務で毎年行われてる予防内容が記載されていますが、その中で子宮頸がんワクチンがございまして、これは件数は例年より半分以下になっておりますので、これは最近大きく報道されております子宮頸がんの後遺症に勘案したものかと思いますが、そういう中でまちとして、ことしも6回の予定をされているんですけれども、これはまちとしての推奨で行うのかそれとも、それとも受診者というんですか、相手方の要望によって考えていらっしゃるのかお伺いしたいんですけれども。

○委員長（小平 久君） 長内主幹。

○保健福祉課主幹（長内 京君） 今の質問にお答えします。昨年の6月ですけれども、全国的にこの子宮頸がんの予防接種を受けたお子さんから副反応が出たということで、積極的な勧

奨ができなくなりました。あくまでも勧奨はするんですけれども、親御さんとお子さんは中学校1年生から高校1年生ですが、希望に沿ってこちらでは対応しております。

○委員長（小平 久君） 内田委員。

○委員（内田尊之君） 確かにご説明あったように、厚労省は積極的な勧奨はしていません。ただ、WHOでは進めている現状があるんですけれども、そこで今のご説明によると、受けたいお子さんの多分、親御さんの要望によって行うようなことだと思うんですが、その際に、まちとしてこういう症例がある中で、説明責任といいますか、きちっとした形の説明というのが必要だと思うんですが、その予防接種を行うに当たってそのような接種事故者との説明等の形はとられるのかどうか。

○委員長（小平 久君） 長内主幹。

○保健福祉課主幹（長内 京君） 個別通知をしておりますが、その中で国から出されていまず副反応の状況を書かれたリーフレットも一緒に送っております。あと個別対応として接種をしたいんですけれども、最近の状況はどうなんだろうということ電話での問い合わせ等にも対応してやっております。

○委員長（小平 久君） 内田委員。

○委員（内田尊之君） 最後にしますけども、今説明の中ではパンフレット等で説明を行なっているということですが、要望して親御さんの自己責任において接種するというのは当然構いませんけれども。ただ、今ご説明にあったようにこういう症例があると。そういうテレビ報道等であるんだけど、どうでしょうか。と言う問い合わせ等があるという話でしたが、そのときに、まちの見解として担当としてどのような対応をとられるのか。要は、今子宮頸がんワクチンに対しての保健福祉課としての認識をどのように持っているのか。要は推奨するのか、止めるのかっていう話になろうかと思うんですが、そこら辺はどうなんだろう。

○委員長（小平 久君） 長内主幹。

○保健福祉課主幹（長内 京君） 子宮頸がんワクチンは、子宮がんを防ぐものということで、WHOでも推奨されております。ただ、始まってからほかのヒブとか小児肺炎球菌も同じなんですけれども、同じように副反応が出ていまして、また報道されていないほかのBCGだとか、ポリオワクチンいろいろなワクチンありますが、その中でも同じように副反応が出ております。子宮頸がんは報道がされているところで、マスコミ等でも取り上げられて、そういうところで住民の皆さんには、危険というか、ちょっと不安になるようなところはあるんですけれども、しかし予防接種はその病気を防ぐためのものということの説明をこちらとしてはしております。その話し合いの中で親御さんに判断をしていただいて、実施をしております。

○委員長（小平 久君） 内田委員。

○委員（内田尊之君） 質問ではありません。わかりました。今言うのは、説明をした中で親御さんの判断にゆだねるということだろうと思いますので、ぜひ、そこら辺は、確かに報道ですから一本方向のまだ中身しか出てないというのは当然ありますし、現実的にそのワクチンと、今の症例の互換性が立証されたわけではありませんので、そういう点では答弁されたように確

率の答えというものではないと思いますけれども、多分これから受けようという親御さんは不安は当然あるかと思いますが、そこら辺はよくご説明をいただき、最後は親御さんのご判断にまかせる形で行なっていただきたいと思います。

続けてよろしいですか。

○委員長（小平 久君） はい、内田委員。

○委員（内田尊之君） 続けて3目健康づくり事業ですが、これも毎年同じがん検診等の検査があるわけですが、ことし1, 891万円の予算を計上されておりまして、昨年と対比しますと222万ぐらいの減になっているわけでありまして。その見込みの受診人数も見ますと昨年より少なくなっておりますので、ですからこの債というのが出たと思うんですが、そこで現実的にどうなのでしょう。大分そういうがん検等の予防というのは薄れてきているのでしょうか。

○委員長（小平 久君） 長内主幹。

○保健福祉課主幹（長内 京君） 今のがん検が薄れてきているかどうかというところなんですけど、今押さえてます実績について説明したいと思いますが、25年度胃がん検診が859名、肺がん検診が973名、大腸がん検診が985名、乳がん検診が335名、子宮がん検診が362名、前立腺がん検診が246名となっています。あくまでもがん検診は健診という場なので、この場で精検者が出た場合は、病院で精検を受けてその中でがんとして治療をされている方もいらっしゃいます。あと全体的な町民の人口が減ってきているということと、高齢化に進んでいるということもありまして、人数は徐々に減少されて、あとはまちの検診という形ではなく、病院のほうに直接受診されて健診をされている方もいらっしゃいまして、その把握が出来ていませんので何とも言えないんですけれども、予防という関連で薄れているというような形はそういう実感としては持ってません。健康づくり推進員も町内に70人いらっしゃいまして、会議をやるたびに検診の勧奨をしてほしいという話もして動いていただいておりますので、予防はこれからも重視して頑張っていきたいと思っております。

○委員長（小平 久君） 内田委員。

○委員（内田尊之君） 今の答弁を聞いて、私は安心してますが、予算委員会ですから金額ベースでの話になってしまいますので、やはりこれだけではなくて今の予防接種等々の金額を見ても少なくなってきておりますので、そこら辺で受診率等が落ちてきているのかという懸念をしたわけですが、そうではないというご答弁でしたので、その部分は安心してはいますが、来年第6期の介護計画が作ります。保健福祉計画もそうですけれども、町長も執行方針の中で言われてるように、そういう予防医療、予防体制の充実を図って、介護保険料もものすごい勢いで上がってきてますし、近日の新聞報道でもありましたけれども、町負担分が限りなく高い推移をしていますので、ぜひ、ここは予防医療に力を注いで、最終的には介護保険の抑制につながるような、連携的なそういう施策をぜひ継続していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

○委員長（小平 久君） 井口保健福祉課長。

○保健福祉課長（井口勝則君） ただいまの内田委員から介護保険の関係の話まで出ましたけ

ども、確かに町民の健康ということでは、町民自ら自分の健康は自分で守っていくんだという意識の中で、そういう中で健康増進、また、まちでは各種検診なり、特定検診なりというようなことで、積極的に早期疾病の予防、あるいは早期治療ということを前面において、まちでも検診等について力を入れていくと。そういうことでは26年におきましては、今までのがん検診の、5年間がん検診推進事業ということで5年間やってきたわけですけど26年度については、その期間の間に婦人科健診ということで今まであったんですけど、婦人科健診を受けてない方、未受診の方には26年度全員に受診勧奨をするときということで、実施することになっております。そういうことでは力を入れていきたいということで、介護保険にも必ずいい影響が出てくるのではないかと。これはすぐには出ませんが、長い目で見ると町民の健康づくりのためには、まずもってその予防あるいは先ほど言いました特定検診、がん検診等を進めていきたいと思っております。

○委員長（小平 久君） ほかに。

澤田委員。

○委員（澤田光子君） これは質問というよりも、6ページの道南ドクターヘリ運航負担金ということで、今回新規として108万6,000円出てまいりました。せたな町には絶対必要だということで、ドクターヘリの質問をさせて、もう少しまだまだ時間がかかると思っておりましたが27年1月には運航という形になりました。本当にこの部分の中では、せたな町の町民全員が本当に喜んでいて私は思います。そういう意味でも、まだまだこれは継続ということで出てくると思いますが、ぜひ、本当にドクターヘリを利用するというのは悪いかもかもしれませんが、なるべくは利用しないほうがいいんですけども、本当に助かる命を助ける中で新規事業として出てきたことに、私は町長を初め皆さんにお礼を申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（小平 久君） 答弁求めますか。

町長。

○町長（高橋貞光君） 中身をよく知っての発言でございますから、私からはあまり言うことはしないわけなんです。いよいよ長年の努力が実って、早ければ26年の12月にという状況になっております。ただ試験飛行を少しやらなければなりませんので実際の配備と患者を運ぶのは少し後になるかもしれませんが、大体そういう状況でございます。27年の1月から実際には患者さんを運べるという状況になっているようでございます。先日も今金でその講習会ございまして、函病の救急救命センター長をやっておられる武山先生、わざわざ私のところに次の日寄っていつてくれました。一緒に食事をさせていただきながらいろいろ話をさせていただきましたが、実は一番最初4年前、4年前になりましたが、せたなからこうして声を上げていただいたと。それが4年かかりましてけれども、実際こうして日の目を見ることができたということで武山先生からも感謝をされまして、自分も恐縮したところですが、実際にどれくらいの頻度で、ドクターヘリがせたなから重篤患者を運ぶことになるかということはまだわかりませんが、一つ例を言いますと、広島県のドクターヘリです。宇和島という隣、車で30分くら

いしか離れてないそうですが、これはドクターヘリを利用する頻度が人口2万人です。人口2万人で25年の実績で、大体10日に1回飛んでいるというようなことで、大変ドクターヘリの効果といいですか、救命率の向上が見られるんだというお話を聞きました。せたなでも函館まで2時間以上かかりますから、相当貢献をしていただけるものと私たちとしても大変期待をしております。有効に活用できるようにこれからもしっかりやっていきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 質問する前に町長の答弁の中で、先日今金のほうで講習会があったということでの答弁がありましたけど、ドクターヘリが来年の1月から運航するに当たって、昨年暮れに函館の函病中心に協議会が立ち上がって、今後その協議されるということで知識として持ってましたが、その講習会も含めて今後のスケジュールであるいはそのせたな町として、協議会に対する地域事情もあわせて要望、まちとしての協議、例えば、救急、消防現場と今の段階でされているのか、あるいは今後のスケジュールも併せてお知らせいただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 井口保健福祉課長。

○保健福祉課長（井口勝則君） 今のご質問でございますけども、これからの日程の前に、昨年7月に道南ドクターヘリの調査検討委員会において、27年1月から運航開始をするということで、今まで動いてきております。そしてそれらに掛かる経費等について26年度は幾ら27年度は幾らということで、2年間にわたる費用の積算等を今までしてきました。これからは、27年1月に向かって運航調査の、要するにヘリを飛ばす実際の運航ヘリの調整委員会を立ち上げて事務段階とそれぞれの首長の段階での話合いということで、どのような運航の仕方をするかということの中で細かい作業をこれからしていくところです。委員今言われてましたとおり、これからまちでどういうことを要望していくかということですけども、具体的には保健福祉課の事務段階としては、正直な話まだどこまで要望していくかとかは決めてないですが、ただ細かい話では、例えば道南の各18市長の、当然、契約するものでありますけども、その契約の中では、例えばどういう精算、1年、1年の運航の精算をどうしていくだとかということでの町村への方法について照会きたりしておりますので、それについては当然せたな町としての意向を出しております。これから運航に当たって26年度については1月からだから3回分1月、2月、3月の3回分の運航経費で見えておりますけれども、27年は12回分と、月大体1回ベースということで、積算されております。それらについても、また、どのような、月1回なのかどうか。また運航に係る分についての要望は、話飛びますが、ヘリの降りるランデブーポイントですか、そういうところも事前にせたな町の降りれるところについては提出しておりますので、今度具体的に本当に降りれるところの現場をチェックされたり、こういうところはなんだというようなことから、運航調整委員会始まっておりますので、そういうことから次々と話合いになると思いますので、その中で必要なことについては要望していきたいと思っております。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 協議会には井口課長出席されてるかと思ってましたので、今の話をもとに消防は北檜山にヘリポートを備えた合同庁舎といたしますか、できる予定でもありますか、瀬棚区、大成区にも、もしかしたらその要請する段階できまりといたしますか、準備といたしますか、そういうことも出てくると思いますので、ぜひ現場、瀬棚、大成消防職員の意見も聞きながら、来年の1月の運航にいていただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） ほかにございませんか。

大野委員。

○委員（大野一男君） 関連で具体的にお聞きします。ヘリポートの位置を詳細に提出したという課長の答弁がありましたが、これは公表云々とかはいつごろ予定なのか、そしてそのための準備ありますよね。整地だとかもいろいろ吹流しをどうのとあるらしいんですが、そういうものが具体的に進むのは大体いつごろを見込んでおられるのか、お聞かせ下さい。

○委員長（小平 久君） 井口保健福祉課長。

○保健福祉課長（井口勝則君） 今の段階では3区それぞれに学校のグラウンドとか高校のグラウンドとか、もう既に決められてる各区のランデブーポイントありますので、それについて図面に落として報告してあります。それについて当然消防署もドクターヘリ導入に係る委員会の中に構成として入っておりますので、当然これからどこら辺が主になってどこの部分が、ジュウニなったり主になったりということで協議されると思いますけども、それについてはこれから具体的に話合いがされる場所でありますので、今の段階ではいつということでは決まっております。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） お尻が決まっていますよね来年の1月運航と。そこからスケジュールを追っていくといつ頃まで結論を出して、いつまで具体的に措置をするということがおのずとスケジュールとして出てくると思うんですが、それも無理ということですか。

○委員長（小平 久君） 井口保健福祉課長。

○保健福祉課長（井口勝則君） 去年の12月に時の運航委員会の資料が今手元にないんですけども、ある程度の日程はの中で謳っていたような気がしますが、具体的に細かいものについてはまだ示されてない状況です。

○委員（大野一男君） あとで確認…

○委員長（小平 久君） それではその日程とわかる範囲で報告をもらえればと思います。

ほかにございませんか。

大野委員。

○委員（大野一男君） 先ほどの続きで申しわけないんですが、予算書の60ページの委託料の部分で、インフルエンザの予防接種25年はゼロですけども、ことし362万計上されています。インフルエンザの予防接種業務は、先ほど内田委員の質問中でもあるんですが、ここに付記されているインフルエンザの予防接種の対象というのはどこが違うのか説明してください。

○委員長（小平 久君） 上野主幹。

○保健福祉課主幹（上野宏行君） ただいまのご質問にお答えいたします。平成25年度まではインフルエンザの経費につきましては、すべて国民健康保険で支出しておりましたけれども、平成26年度以降につきましては、一般ですべて計上したということでございます。それで国保の加入者につきましては、国保会計からの繰出金ということで予算措置してございます。

以上です。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） そうしますと対象者は、こちらのほうの資料の先ほど内田委員が、お聞きした6ページのインフルエンザ対象外の町民が対象になるということの理解でよろしいですか。国保加入者ということなんでしょうけど。

○委員長（小平 久君） 上野主幹。

○保健福祉課主幹（上野宏行君） ここで申してございますのでは、65歳以上の町民が対象でございます。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 申し訳ございませんが6ページの資料では65歳以上及びですから65歳以上はこっちで見ているんじゃないですか。そういう解釈になるんですが。違いますか。説明書の中では6ページです。65歳以上及び60歳から64歳の云々ということですが、この疾患を持ってない方は65歳以上の方であれば、今やっているこの本の60ページのインフルエンザで処置するという解釈でよろしいですか。

○委員長（小平 久君） 井口保健福祉課長。

○保健福祉課長（井口勝則君） 今年度から国保会計で今までやっていた部分は、インフルエンザ65歳以上、あるいは生活保護者の分であったんですけども、国保会計になじまない部分がありました。国保会計で国保に加入してる方と、加入していない方が今までいまして、それを一括国保会計の中でインフルエンザ予防接種ということで、今まで接種してきておりました。それについては、私ども気が付かない部分であって、誤り訂正しなければならない部分ですけども、そうであれば一般会計で国保の方も、一般の保険者の方も入りますので、その中で国保の部分だけ国保の加入者の被保険者分のやった分だけ国保会計から繰入れをしてもらうということで組んでおります。あとのインフルエンザの予防接種に、もう一方のある方につきましては、0歳児から15歳までの予防接種に係る分であります。

○委員長（小平 久君） ほかにありませんか。

なければ4款衛生費の質疑を終わります。

それでは説明員の入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩は55分までにしたいと思います。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時54分

○委員長（小平 久君） 会議を再開します。

5 款労働費の説明を求めます。

鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 5 款労働費、予算書は 6 5 ページからであります。季節労働者就労前健康診断助成金 1 2 万 3, 0 0 0 円、就労前健康診断料の 2 分の 1 を助成するのであります。

続いて渡島檜山北部通年雇用促進支援事業 1 1 万 3, 0 0 0 円、これは当町を含めた 4 町並びに関係団体で構成する協議会事業における当町の負担分であり、通年雇用セミナーなど雇用の確保や就労促進に向けた事業を実施します。

労働費の合計は 2 9 万 9, 0 0 0 円であります。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 5 款労働費の質疑を終わります。

次に 6 款農林水産業費の説明を求めます。

鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 6 款農林水産業費、予算書は同じく 6 5 ページからで、農業費であります。農業委員会事務局費 7 0 0 万 6, 0 0 0 円で、主なものは農業委員報酬 3 5 5 万円のほか、臨時職員賃金など活動に係る経費であります。

続いて農業担い手育成セミナー 2 0 万円、地域農業の担い手を対象とした学習の機会の場を提供いたします。

続いて産業担い手育成事業奨励金 1 0 0 万円、財源は産業担い手育成基金であります。これは 2 1 年度の農業関係交付者に対する 5 年後の奨励金であります。続いて経営所得安定対策直接支払推進事業補助金 2 1 0 万円、全額道補助金であります。本制度の推進母体であるせたな町農業再生協議会に対する事務費の補助であります。

9 ページであります。環境保全型農業直接支払交付金事業補助金 2 9 5 万 2, 0 0 0 円、温暖化防止や生物多様性の保全など一定の要件を満たした営農活動に対し支援するものです。今年度の取り組み農家は 1 3 4 件の予定であります。

続いて北海道青年就農給付金事業補助金 5 2 5 万円、全額道補助金であります。これは国の要件を満たした青年就農者に対し給付金を交付し、給付金を交付し就労支援をするものであります。対象者は 3 人を予定しております。

続いて中山間地域等直接支払交付金 5, 7 0 3 万 2, 0 0 0 円で対象農用地の面積に対して交付金を交付するもので、3 地域の交付金の使途は集落協定参加者の合意により決定されます。なお、平成 2 6 年度が 5 カ年計画の最終年であり、2 7 年度以降の計画については国から示されることになっております。

続いて町営牧場指定管理業務 4 6 5 万円、その他財源は 1 3 3 万 2, 0 0 0 円は牧場草地の

一部貸付に伴う賃貸料であります。これにつきましては町営牧場の運営に係る指定管理料であります。

続いて畜産担い手育成総合整備事業負担金1,950万4,000円、その他財源は969万2,000円は受益者負担分でございます。事業実施主体は北海道農業開発公社で本年度最終年であります。26年度は町営牧場で草地整備10.35ヘクタール、隔障物施設3,781メートルのほか農業者分草地整備造成33.24ヘクタールなどを実施いたします。続いて北部檜山酪農ヘルパー利用組合育成事業補助金140万円、これは利用組合運営費に対する補助であります。続いて優良家畜導入支援事業補助金1,000万円、全額産業振興基金であります。24年度からの継続事業で優良家畜導入費用の3分の1以内を助成するものであり、本年度が最終年であります。

続いて新規事業で、畜産粗飼料生産性向上対策事業補助金215万円で全額産業振興基金であります。これにつきましては、配合飼料の高騰により畜産農家の経営運営を圧迫していることから、良質な粗飼料の確保を図るため、デントコーンの作付拡大や草地の自家更新への種子助成、草地内の雑草防除に伴う薬剤助成などを行い負担の軽減を図るものであります。事業対象面積はデントコーンの作付拡大など140ヘクタール、事業費で645万円、補助率3分の1以内であります。

次に農地費であります。基幹水利施設管理事業1,807万1,000円、その他財源の424万5,000円は受益者負担土地改良区今金町分であります。これは真駒内ダムの機能を維持するための施設管理や点検整備に要する経費であります。

10ページです。国営造成施設管理体制整備促進事業433万1,000円、土地改良区の管理に係る推進事業と農家賦課金の負担軽減を図る支援事業分であります。

続いて豊岡排水機場改修事業2,452万6,000円、昨年度からのを2カ年事業で26年度はゲートの塗装外周フェンス安全柵の改修等を行い施設の長寿命化を図ります。

続いて新規事業で、農業基盤整備促進事業1,950万円、1,300万円は道費で補助残650万円は全額受益者負担分であります。26年度から28年度までの3カ年事業で農産物の生産性の向上を図るための基盤整備に対し補助するものであり、26年度につきましては、暗渠排水8ヘクタール、区画整理1ヘクタールを実施いたします。

次も新規事業で、豊岡幹線排水路機能回復事業800万5,000円、400万円は道費で残りが一般財源でございます。これは豊岡排水機場に接続する幹線排水路に土砂が堆積し、流れを阻害していることから大雨のたびに国道付近の農地が冠水している状況であります。これらの解消を図るため、土砂の除去を2カ年で行うものであります。本年度は800メートルの除去を実施いたします。

次も新規事業で、農道大矢谷2号線改修事業800万5,000円、400万円は道費で残りが一般財源であります。これにつきましては道路路盤の沈下に伴い降雨時には車道部に雨水が冠水し、車両の通行に支障を来していることから道路の嵩上げ延長150メートルを行い、交通の安全を確保するものであります。

次に小倉山地区畑地帯地区総合整備事業負担金680万円、その他財源416万6,000円は道のパワーアップ分と受益者負担分であります。最終年の今年度は事業費3,400万円で暗渠排水13.7ヘクタールと修正工事を実施いたします。続いて愛知地区基盤整備事業負担金467万2,000円、その他財源233万5,000円は道のパワーアップ分であります。26年度は事業費1億5,300万円で、区画整理15ヘクタール、暗渠排水6.7ヘクタールなどのほかで、事業は平成32年度まであり総事業費は7億8,300万円を予定しております。

続いてがんび岱地区農道整備事業負担金4,275万円で、26年度は事業費1億9,000万円で、防雪柵580メートルを実施する予定であります。

11ページです。農業センター費です。農業センター業務運営費1,268万4,000円、その他財源の417万4,000円は、土壌分析手数料、生産物売払い収入、農協運営負担金等でございます。施設の運営管理に関する経費で業務内容は、生産部会や普及センターからの要望のある試験栽培やブロッコリー育苗などのほか、25年度から実施した地域農業の担い手となる農業青年に対する農業塾を引き続き開催いたします。

次に林業費でございます。未利用林地残材活用モデル事業業務500万円、その他財源の250万円は産業振興基金であります。25年度からの3カ年事業で間伐等で発生した林地残材の有効活用を図るため、搬出コストの低減に向けた調査等を実施し、地材地消を推進するものであります。

続いて未来につなぐ森づくり推進事業、人工造林分でございます。補助金900万円、これは道の単独事業で民有林の伐採跡地等の人工造林に対し支援するもので、本年度39.28ヘクタールを予定しております。

続いて一般民有林造林事業につきましては、町単独の上乗せ補助として、除間伐400万円で、174.28ヘクタール、作業路50万円で、340メートル、下刈り90万円で、262ヘクタールを実施いたします。

次に新規事業で町有林資源調査業務でございます。20万円で、適切な森林施業を実施するための基礎資料とするため、まちが有する森林資源の保存量や立地環境等の調査を行うものであります。

続いて松岡地区町有林循環造成工事745万2,000円、その他財源の416万1,000円は立木の売払い収入であります。松岡地区に有する45年生のトドマツの伐採を行い伐採後にグイマツを樹下植栽し、循環型の森林整備を図るものであります。

12ページであります。新規事業で松岡地区町有林カラマツ伐採工事49万4,000円、その他財源の37万2,000円は、立木の売払い収入であります。松岡地区の町有林において伐期を迎えた52年生カラマツを伐採し、そのあとにグイマツ300本を植栽するものであります。

続いて林業専用道共和線開設工事3,000万円、町有林の間伐の促進と間伐材の有効利用を図るため、本年度から2カ年で路網の整備を行い適切な森林整備を図ります。開設延長は2,

530メートルで、今年度は1,450メートルの開設工事を予定しております。

続いて町有林下刈り工事434万2,000円、町内3区において町有林の下刈り51.08ヘクタールを行います。

次に水産業費であります。マゾイ稚魚放流事業33万6,000円、これは大成地域マリンビジョンの一環として、道立室蘭栽培水産試験場の協力を得て高級根付け漁種であるマゾイの稚魚10万尾を放流し資源の増殖を図るものであります。

続いてウニ移植放流事業補助金810万円、これは檜山漁業振興基金を活用し、町内4地区にムラサキウニを20トンずつ移植放流し資源の確保を図るものであります。

続いてウニ種苗購入事業補助金427万5,000円、これも同様に檜山漁業振興基金を活用し、町内3地区に7.5ミリのエゾバフンウニと瀬棚区に30ミリのキタムラサキウニの種苗を放流し資源の確保を図ります。

13ページであります。あわび漁場再生事業補助金27万円、これにつきましては平成24年度からはアワビ育成用の漁場を活用して、まちの種苗センターから購入したエゾアワビの種苗を放流するもので、種苗代の2分の1以内を助成いたします。これにつきましては本年度で最終年となります。

続いて水産多面的機能発揮対策事業負担金286万円、これは平成21年度から実施してきた環境生態系保全活動事業を拡充し、平成25年度に創設された事業で、町内4活動組織が行うウニの密度管理や栄養塩類の供給などの活動に対し、経費の一部を補助し藻場の再生を図ります。事業期間は平成27年度までの3年間であります。

続いて漁業振興対策事業補助金681万円、財源は全額産業振興基金であります。平成25年度からの2カ年事業で、第1種漁業権を行使し増養殖事業を行なう部会等に対し、構成員1人当たり3万円を限度に補助金を交付し、前浜振興を図るものであります。

続いて産業担い手育成事業奨励金100万円、財源は全額産業担い手育成基金であります。これも21年度の漁業関係交付者2名に対する5年後の奨励金であります。

続いて上浦漁港整備事業負担金693万3,000円、26年度は船揚場の改良を実施するものであります。

続いて14ページです。あわび種苗育成供給事業4,697万1,000円、その他財源の3,499万8,000円は種苗の売り払い収入であります。これは水産種苗育成センターの運営経費で町内外に35ミリから50ミリのアワビ種苗30万1,300個を供給し、前浜の漁業振興を図ります。

続いてナマコ栽培事業262万4,000円、水産種苗育成センターにおいてナマコの種苗生産や中間育成を行い、町内各海区へ稚ナマコを配布し前浜の漁業振興を図るものであります。種苗配布予定数は15から20万個で、目標生産数は30万個であります。続いて新規事業で、水産物保管冷蔵施設新築工事6,416万7,000円、財源は道交付金が3,000万円、残りが一般財源であります。これは、昭和39年に建設した檜山漁業瀬棚支所の冷蔵施設の老朽化に伴い、まちが事業体となり瀬棚港内に収容能力50トン、鉄骨平屋建冷蔵庫1棟の新築

とフォークリフト1台を整備するものであります。

続いて次も新規事業で、元浦青年研修所屋根改修工事125万3,000円、築49年を経過した元浦青年研修所の屋根の老朽化が著しいことから屋根の葺き替えを実施するものであります。

農林水産業費の5億6,333万4,000円であります。

以上でございます。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

内田委員。

○委員（内田尊之君） 説明資料の11ページ、6目農業センター費です。農業センター業務運営費1,268万4,000円で計上されております。この説明内容でも下段に書いてますが、せたな町農業塾の実施と書かれております。これは同僚議員の一般質問でもありましたけれども、この担い手育成といいましょうか、後継者を育てる上では、農業塾は非常に良いことだと認識をしていますが、これは昨年から始まりまして、ことし2年目ですけれども、昨年の実績です。どういう研修をされて何人くらい参加されたのかということと、もう一つ農業塾農業センター費で見ますが、農業センターとソフト部門の企画の関連性というのは担当課でどのように考えていらっしゃるのかこの2点質問させていただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 沼口主幹。

○農業センター主幹（沼口英樹君） ただいまの内田委員の質問にお答えしたいと思います。まず、農業塾の実績ということでございますけれども、農業塾に取り組んだきっかけになりますけど、昨年3月に策定いたしましたせたな町農業振興ビジョン、そちらにおきまして農業の振興を図るためには、まず心づくり、人づくりが必要だと。それから農業センターを効率的に活用する観点から、現行業務に加えまして後継者の資質向上など研修機能の追加も検討すると記載しておりまして、こうしたことから平成25年度から新たな取り組みとしまして、若手後継者を対象にせたな町農業塾を開校したところでございます。また、平成25年度におきましては、30歳以下で水稻に畑作や園芸などを組み合わせる形態を対象として募集いたしまして、10名の参加で事業を行なったところでございます。まず、座学でございますけれども農業の現状や課題、それからT P Pの交渉状況、それから稲作の技術等について講習を行なったところでございます。また、視察研修につきましては自然条件や農業形態が類似している山形県に赴きまして視察を行なってきたところでございます。特に、先進地視察では、飼料用米や直売所、ブランド米の取り組みを研修いたしまして、参加した農業青年それから随行した町職員とも大きな刺激を受けてきたところでございます。その中でも、真室川町で飼料用米の取り組みをしてまして、そちらで視察しまして米政策が飼料用米に大きく転換するというのが示されてる中で、米所でもあり畜産地帯でもあります当町において大変参考になったものと考えてございます。

次にせたな町の農業センター条例において、研修ですね。どういう視点でということござ

いますけども、現行のせたな町農業センター条例については、研修についての記載はございません。しかし条例におきまして設置目的としまして農業振興に寄与にすると。それから農業センター業務に関する規則においては、その他農業振興に関することと記載されております。そうした大きな括りの中で、この度の農業塾、研修事業は実施できるものと考えております。また、町の行政組織条例におきまして、後継者の育成に関しては、産業振興課の農業振興係が所管となっておりまして、農業センターの運営につきましては農業振興係と一体となっておりまして、農業後継者の育成を所管する農業振興係と連携することによって、農業センターにおいて今後もこの事業を実施していきたいと考えております。

○委員長（小平 久君） 内田委員。

○委員（内田尊之君） 今農業塾のその実績を答えいただきましたけども、その中身としては大変良い事だと思いますし、これは続けていって少しでも多く後継者に研修、学習をしていただきたいということはやまやまですけれども、私は農業センターと塾の関係をお聞きしたのは、農業センターが企画等を考えていくということであれば、今、答弁の中で条例にも触れていただきましたけども、私が思うに農業センター条例がありますよね、その中で農業センターが設置されてるんですけども、私はそういう形でいいですよ、もう少し農業センターが独自性を持って、なおかつ活性化を考えていくということであれば、条例を整理、改正してもっと動きやすい、農業センターとして独自の発想の元で企画ができるような形にすればいいかなという思いがあるんです。今の条例においては、内容の上段にあるような、土壌分析ですとか農作物栽培技術試験という設置目的であって、説明あったとおりそれをもって農業の振興に寄与するという一項がありますから、大きく見れば言われるとおり出来ないという話ではないですけども、私は将来的な農業センターの展望を考えたときには、そういう整備等も含めて考えていったほうが、もっともって独自の企画が出来るんじゃないかなと思うんですが、担当課としてはいかがなものでしょうか。

○委員長（小平 久君） 下堀参事。

○産業振興課参事（下堀 亨君） 内田委員の2回目の質問にお答えします。農業塾大変ご評価をいただきましてありがとうございます。今後の展望に掛かることだと思いますけども、この農業塾は、当面今の農業センターの人員体制なり、農業青年のニーズ、農協のニーズなりを踏まえて当面はまだ去年立ち上がったばかりですので、予算措置の中で継続を検討していきたいと思います。いろいろ国もそうですけども、法制化によって行政組織は法律なり条例に縛られて、非常に強制力がでると思いますが、当面まだ私も手探りなものですから、何年かやって定着して農業センターがもう少し充実した折には、条例化は町長とも相談しながら検討していきたいと思います。なお委員おっしゃるように農業センターをもう少しこの活性化すればほかの町村のようにいろんなことを検討できるということで、おととしの11月に農協と町長の間で検討会ありました。この趣旨は何かというと、ほかのそういうところは農協と役場が一体となっていてそういうことをやっているものですから、せたな町ではそういうことできないかなということで検討したんですけども、まだ今の段階では時期尚早ということで当面この体制でい

くということで結論になったということです。

以上です。

○委員長（小平 久君） ほかに。

内田委員。

○委員（内田尊之君） 早々に言わせていただきます。続いて二つ関連しますので、続けて言わせていただきたいと思いますと思うんですが、内容説明書の13ページあわび漁場再生事業補助金と次の14ページのナマコ栽培事業で262万4,000円、この2点関連しますので続けてお聞きします。まず、あわび漁場再生事業補助金は今年度が最終であるということで課長の説明がありましたけども、27万円という予算処置が取られてますが、補助率を2分の1内ということなんですが、今まで実績としてどのぐらいの助成をされているのかということをお聞きしたいということと、もう一つは、それをもって費用対効果としてどのように担当部署ではお考えなのかという2点についてお伺いします。

○委員長（小平 久君） 藤井水産振興係長。

○大成総合支所水産振興係長（藤井卓也君） 内田委員のご質問にお答えいたします。まず、あわび漁場再生事業補助金につきましては、実施箇所が大成区1カ所のみですので、私のほうで説明させていただきます。本事業は平成24年度から実施しておりまして、平成24年度には40ミリ種苗3,000個、平成25年度には40ミリ種苗4,000個、平成26年度においては、予算書に記載されておりましたが5,000個の予定であります。効果についてありますが、40ミリ種苗で放流した場合、通常天然漁場ですと15から20ミリ成長するんですが、この大成区の漁場は優良漁場ということで、30ミリ前後成長する魚場であります。このことから通常2年で出荷されるものが1年半で40ミリのものが70ミリで出荷される形となっており、平成25年度の出荷状況においては、これは12月31日現在ですが前年比52キロ増、金額にすると63万円の増加が発生しております。

○委員長（小平 久君） 内田委員。

○委員（内田尊之君） 数はわかりました。それと費用対効果もあるようにお聞きしたんですけど、それでは今後、事業は今年度で終わるようですけども、今後、前浜の活性化といいましょうか、そういう中ではどのように担当課としては持っていきたいのかということをお聞きしたいと思います。それと関連しますのでナマコ事業の262万4,000円についても、一緒にご質問しますが、これは15万から20万個の稚魚を放流するということですけども、先ほどのあわびもそうですが、そのぐらいの数を前浜に放流したとして、どのぐらいの生存率というんでしょうかね。15万から20万ずっと入れてくるんでしょうけれども、どのぐらいの生存率なのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（小平 久君） 手塚水産振興係長。

○水産振興係長（手塚清人君） 前浜の今後の事業の方向についてということでしたが、26年度につきましては、予算内容説明資料に記載しております漁業振興対策事業、これを前浜で活用していただくという部分で事業を行なっていくということと、そのほかに振興基金、檜山

の漁業振興協会のウニ関係の事業が当面の前浜の対策の事業になりますけれども、振興協会の事業につきましても２８年度で終了する見込みですし、漁業振興対策の事業についても２６年度で一旦終了するという形ですので、今後この事業の展開等につきましては、漁協や先日結成されました理事協議会等と話をしながら漁業者の要望踏まえて、今後ある程度長期的な計画等の検討が必要かと思います。それとナマコの生存率です。函館の中央水試の調査によりますと残留率は１７％、指導所の話ですと大きく見ても２０％程度ではないかということであります。

○委員長（小平 久君） 内田委員。

○委員（内田尊之君） よくわかりました。私は当町の漁業を鑑みますと町長も行政報告等と言われてましたけれども、非常に厳しい状況下にあるというのは皆さんと共通した認識だと思うんです。それを打開するためには月並みですが、当町においては前浜漁業の活性化はなくてはならない政策だと思いますので、ぜひ担当課の今の答弁でありますと、今後継続して研究されるということですから、それを続けていっていただいて前浜漁業の繁栄というものを、ぜひ構築していただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 答弁は。

手塚水産振興係長。

○水産振興係長（手塚清人君） 今後も漁業者の皆さんと、どのような魚種に対して事業を行なっていけばいいとかいろいろ議論を重ねながら対策等を検討してまいりたいと思います。

○委員長（小平 久君） ほかに。

平澤委員。

○委員（平澤 等君） 細目理由は書いてないですが、６６ページの農業総務費における負担金についてお聞きしたいと思います。

○委員長（小平 久君） すいませんが平澤委員、予算書でやってますか。

○委員（平澤 等君） はい。

○委員長（小平 久君） 予算書の６６ページです。

○委員（平澤 等君） 予算書の６６ページです。農林水産業費、農業費の２目の農業総務費の中の１９節負担金補助及び交付金２８５万８，０００円の中の１番上に書いてございます農漁村結婚相談所負担金３８万円ということが書かれてございます。このお金の使い方どうなっているのか内容について説明願いたいと思います。

○委員長（小平 久君） 吉崎事務局長。

○農業委員会事務局長（吉崎照人君） ただいまの農業結婚相談所負担金３８万円になりますが、平成２３年度まで町からの負担金をいただきまして、結婚相談所におきまして交流事業等を実施しております。２４年度、２５年度につきましては町からの負担金を受けておりません。と言いますのは、それは交流事業を実施していなかったことになります。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 今私が聞いたのは予算書に掲げられているから、これはどのように使うんですかということで聞いたんですけども。

○委員長（小平 久君） 吉崎事務局長。

○農業委員会事務局長（吉崎照人君） 結構相談所の運営につきましては、運営委員会がありまして、その運営委員会の協議の中で、事業としては平成25年度の実績にございますが、事業費としてせたな交流と檜山農業青年交流、昨年7月に実施しました檜山北部アグリフェスタに対する結婚相談所からの事業負担金として支出しております。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 去年とおとしは予算にできなかったけれども、今年はみて、結婚相談所の負担金で説明があったとおり、ことしもこの事業を行うために38万円を充当すると、そう解釈してよろしいですか。

○委員長（小平 久君） 吉崎事務局長。

○農業委員会事務局長（吉崎照人君） 26年度の費用につきまは、アグリフェスタのようなイベントは予定されておりませんが、交流事業ということで計画したいと考えております。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 昨年アグリフェスタ行われたことで、各農村の方それは今金町も含めた中で行われ、各産振の職員の方は大変な苦労されて、なんとか盛会のうちに行われたとゆう報告は受けてございます。その中で非常にある意味で未婚の青年たちの出会いの場になって、非常に意義があるものであったと聞いてございます。今局長から説明があったとおり、ことしも38万円の予算の中で実施したいということで、非常に喜んでございますが、今の段階でそれが行われるか行なわれないか未定ですがという表現がございました。やはり何らかの形で予算つける以上は、こういうようなことを行いたいんだ。行うんだと言わないで、ただつかみの中で予算計上してるわけではないと思うんです。そう意味ではちゃんとした方針はあると思うので、その辺について裏付けもう一度お願いします。

○委員長（小平 久君） 吉崎事務局長。

○農業委員会事務局長（吉崎照人君） 先ほど申し上げましたが、アグリフェスタに匹敵するようなイベントにつきましては、予定されておりませんが、交流事業として結婚相談所の対象となっておりますのは、両JAの独身者がおりますので、両JAの担当者含めて具体的な交流事業の計画を協議してまいりたいと考えております。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 肝心なところが聴き取りにくくて残念なんですけども、私の解釈でいけば、ことしもそういった意味で非常に意義のあることなので各関係団体等を通じた中で、実行していくということでよろしいですね。

○委員長（小平 久君） 吉崎事務局長。

○農業委員会事務局長（吉崎照人君） 相談所としては交流事業を計画していきますが、相手のあることなので、その辺は両JAの担当含めて協議してまいりたいと考えております。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 局長段階でこのような話…、一つ最後は理事者になるんですけども、

非常にまちにとって大きな問題、またつかみどころない。私も何回か一般質問してますけども、こういった問題について38万の予算ということで立ててもらって、多いか少ないかは別問題として、これはしっかり取り組んでいかなければならないことだと思うんです。それに対して他力本願的な考えじゃなくて、まちからの考え方町長からひとことお願いします。

○委員長（小平 久君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 農業に限らず漁業、商工業も含めまして後継者のお嫁さんの問題は大変大きな課題と受け止めております。なかなか効果的な対策がないというような中で、その取り扱いには大変苦慮しているところでございます。昨年もアグリフェスタと盛会のうちに終わらせていただきましたが、これも担当課が苦勞するのはもちろん別に問題ではないんですが、大変JAきたひやま、あるいは新はこだて、あるいはJA今金の青年部に大変なご苦勞をかけたということから、それぞれもう同じようなことでは協力できないというような状況になっているところでございまして、残念に思っているんですが、26年の扱いにつきましては農業委員会の中で、両農協の組合長それから私ももちろん入っておりますが、農業委員会の会長がトップで仕切っておりますので、そういったことで、その中でそれぞれの立場から意見をいただきながらしっかり取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

○委員長（小平 久君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

本多委員。

○委員（本多 浩君） 今の関連してお願いしたいんですが、昨年アグリフェスタが開かれた中で、こういう話が聞こえるんです。確かに地元のおいしい肉もあったし、野菜もありました。それなりに盛り上げてくれる人もいましたと言うんだけど、肝心の男と女って言いますか、その会話がなかったというのが一番問題だったそうです。女性は女性で固まってしまう。男性は男性で固まってしまうんだと。それ以上は、毎年同じような内容であってはなかなか最終的にパートナーを見つけるまではいかないのかと思っています。あるテレビ見てましたら、都会からホストを呼んで、その交際するための講座を開いたという話を聞いています。やっぱり本人たちに任せても、もううまくいかないんだ。だから強制的にそういう講座を開いてどうだと。やったほうが効果があると思うんだよね。どうですかそういう講座を開くのは。

○委員長（小平 久君） 吉崎事務局長。

○農業委員会事務局長（吉崎照人君） 過去に結婚相談所が事業として様々な交流事業を実施しております。その結果どうなんだと。けして良い結果ばかりではないと認識しておりますが、ただ対象となります独身の農業者の方のしたい時期、あるいは積極的な意見は大変期待される場所なんです。対象者が農業従事者あるいは農業後継者からまず、農業を知ってもらおうということが、必要なんだろうと思います。そういった面では例えば、農業体験あるいは農家暮らし体験等々の事業も有効なのではと思いますが、その辺JAの担当者あるいは農業青年の対象の方含めてどういった事業が有効なのかという協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

○委員長（小平 久君） 本多委員。

○委員（本多 浩君） そんなに難しく考えることではないんです。今までやってきて効果がないから、こういう講座を開いたらいいんじゃないのということだから、そういうことをやって実際効果があったらというのが、テレビの中で移されているわけですから、それはやったほうがいいですよ。簡単です。

○委員長（小平 久君） 吉崎事務局長。

○農業委員会事務局長（吉崎照人君） それこそ事務局だけがことを進めるのではなくて、先ほども申しましたが、関係者と協議しながら進めてまいりたいと思います。

○委員長（小平 久君） ほかにございませんか。

なければ6款農林水産業費の質疑を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこれまでとし、この続きは明日、3月14日10時から再開したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれで閉じ、明日3月14日10時から再開しますのでご参集願います。

本日は、これにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時49分

委員会条例第28条の規定により署名する。

平成26年4月15日

委員長 小平 久

署名委員 本 多 浩

署名委員 大 野 一 男

平成26年せたな町議会予算審査特別委員会 第3号

平成26年3月14日（金曜日）

○議事日程（第3号）

- 1 議案第 1号 平成26年度せたな町一般会計予算
- 2 議案第 2号 平成26年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 3号 平成26年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 4号 平成26年度せたな町介護保険事業特別会計予算
- 5 議案第 5号 平成26年度せたな町介護サービス事業特別会計予算
- 6 議案第 6号 平成26年度せたな町簡易水道事業特別会計予算
- 7 議案第 7号 平成26年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算
- 8 議案第 8号 平成26年度せたな町公共下水道事業特別会計予算
- 9 議案第 9号 平成26年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算
- 10 議案第10号 平成26年度せたな町風力発電事業特別会計予算
- 11 議案第11号 平成26年度せたな町病院事業会計予算

○出席委員（11名）

委員長	大野 一男 君	副委員長	細川 伸男 君
委員	奥村 喜美男 君	委員	本多 浩 君
委員	内田 尊之 君	委員	熊野 主税 君
委員	石原 広務 君	委員	小平 久 君
委員	澤田 光子 君	委員	大湯 圓郷 君
委員	平澤 等 君		

○欠席委員（0名）

1. せたな町議会委員会条例第19条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高 橋 貞 光 君
教育委員会委員長	梶 田 道 廣 君	
農業委員会会長	三 上 博 則 君	
選挙管理委員会委員長	大 坪 観 誠 君	
代表監査委員	残 間 正 君	

1. 町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	高 野 利 廣 君
-------	-----------

総務課長	西村	晋	悟	君
財政課長	高田		威	君
税務課長	堂端	重	雄	君
町民児童課長	中野	真	一	君
保健福祉課長	井口	勝	則	君
産業振興課長	鎌田	勝	幸	君
建設水道課長	丹羽	光	則	君
出納室長	原田	一	美	君
国保病院事務局長	小林	安	晴	君
産業振興課参事	下堀		亨	君
総務課長補佐	高橋		純	君
総務課長補佐	中野	俊	司	君
税務課長補佐	丹羽		優	君
町民児童課長補佐	樋口		靖	君
町民児童課長補佐	佐々木	真由	美	君
北檜山保育所長	太田	啓	子	君
保健福祉課長補佐	西田	良	子	君
保健福祉課長補佐	元島	敬	二	君
地域包括支援センター所長	横川		忍	君
産業振興課長補佐	渋田	彰	人	君
産業振興課長補佐	八木	忠	義	君
農業センター副所長	三浦	孝	史	君
建設水道課長補佐	原		進	君
建設水道課長補佐	松本	健	裕	君
建設水道課長補佐	尊保	和	仁	君
建設水道課長補佐	早川	泰	二	君
出納室長補佐	関	功	悦	君
国保病院事務局次長	小坂橋		司	君
総務課主幹	増田	和	彦	君
財政課主幹	神田		昌	君
税務課主幹	濱口	喜	秋	君
税務課主幹	佐々木	正	人	君
町民児童課主幹	濱登	幸	恵	君
町民児童課主幹	坂谷	洋	二	君
北檜山保育所主幹	伊藤	悦	子	君
保健福祉課主幹	上野	宏	行	君

保 健 福 祉 課 主 幹	長	内	京	君
産 業 振 興 課 主 幹	浜	高	正 明	君
農 業 セ ン タ ー 主 幹	沼	口	英 樹	君
建 設 水 道 課 主 幹	上	田	一 男	君
建 設 水 道 課 主 幹	平	田	大 輔	君
国 保 病 院 事 務 局 主 幹	伊	勢	千 佳 子	君
職 員 厚 生 係 長	阪	井	世 紀	君
ま ち づ く り 推 進 係 長	奥	村	大 樹	君
広 報 統 計 係 長	尾	野	真 也	君
情 報 管 理 係 長	水	野	万 寿 夫	君
財 政 係 長	吉	田	有 哉	君
環 境 衛 生 係 長	藤	谷	知 昭	君
地 域 生 活 係 長	黒	沢	美 知 子	君
保 育 士 係 長	加	茂	秀 子	君
福 祉 係 長	神	成	和 江 子	君
保 健 推 進 係 長	垣	本	利 子	君
介 護 保 険 係 長	竹	内	亜 希 子	君
地 域 支 援 係 長	古	守	亜 珠	君
農 業 振 興 係 長	三	浦	剛 大 人	君
水 産 振 興 係 長	手	塚	清 泰 一	君
耕 地 整 備 係 長	河	原	泰 一 威 仁	君
畜 産 係 長	吉	田	威 裕 行	君
林 業 振 興 係 長	白	戸	威 裕 隆	君
管 理 係 長	井	村	佳 涼 平	君
上 下 水 道 係 長	川	上	佳 涼 喜 嗣	君
上 下 水 道 係 長	鈴	木	涼 喜 智 美 子	君
管 財 係 長	金	澤	喜 智 美 子	君
出 納 係 長	堀	部	智 美 子	君
給 食 係 長	林		そ の 子	君

《大成総合支所》

総 合 支 所 長	岡	崎	邦 三 郎	君
産 業 建 設 課 長	佐	野	英 也	君
地 域 町 民 課 長 補 佐	木	村	一 夫	君
産 業 建 設 課 長 補 佐	沖	崎	孝 純	君
産 業 建 設 課 長 補 佐	杉	村	彰	君
地 域 町 民 課 主 幹	中	川	讓	君

産業建設課主幹	久津間	智	君
水産種苗育成センター主幹	栄田	武志	君
大成保育園長	中宿	八千代	君
国保病院大成診療所事務長	古守	幸治	君
税務係長	芦田	三恵子	君
住民係長	萩原	千明	君
環境生活係長	中島	則雄	君
福祉係長	谷川	一志	君
水産振興係長	藤井	卓也	君
建設係長	高橋	真一	君
保育士係長	沼口	恵子	君

《瀬棚総合支所》

総合支所長	駒谷	正義	君
産業建設課長	福士	裕継	君
養護老人ホーム三杉荘所長	新保	修二	君
地域町民課長補佐	萩原	勝幸	君
産業建設課長補佐	松岡	義明	君
国保病院瀬棚診療所事務長	高木	雅彦	君
地域町民課主幹	古畑	英規	君
瀬棚保育所長	國井	美千代	君
税務係長	小林	和仁	君
住民係長	稲船	奈穂子	君
環境生活係長	山下	誠一	君
福祉係長	山本	亨	君
水産振興係長	池田	裕之	君
商工労働観光係長	栗谷	一樹	君
上下水道係長	小池	秀樹	君
養護老人ホーム三杉荘総務係長	平賀	英治	君
養護老人ホーム三杉荘生活相談係長	平山	史明	君
養護老人ホーム三杉荘生活相談係長	畠中	悦子	君

1. 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長	成田	円裕	君
教育委員会事務局長	篠塚	三喜郎	君
大成教育事務所長	辻	雄一	君
教育委員会事務局次長	横川	洋二	君

瀬 棚 教 育 事 務 所 長	沖	崎	善	光	君
教育委員会事務局主幹	上	野	朋	広	君
教育委員会事務局主幹	丹	羽	小	百 合	君
教育委員会事務局主幹	黒	澤	美	知 子	君
給食センター副所長	早	川	克	紀	君
北 檜 山 幼 稚 園 長	鎌	田	郁	美	君
大成教育事務所主幹	杉	村	輝	明	君
社 会 教 育 係 長	松	原	孝	樹	君

1. 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	吉	崎	照	人	君
農 地 係 長	長	内	解	人	君

1. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	西	村	晋	悟	君
書 記 次 長	中	野	俊	司	君

1. 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	佐	々 木	正	則	君
事 務 局 次 長	佐	藤	英	美	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	佐	々 木	正	則	君
事 務 局 次 長	佐	藤	英	美	君
書 記	松	林		功	君

開議 午前１０時００分

○委員長（小平 久君） おはようございます。

ただいまの出席委員１１名で定足数に達していますので、予算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに会議を開きます。

引き続き日程第１、平成２６年度せたな町一般会計歳出７款商工費からとし、説明を求めます。

鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 資料の１４ページからです。７款商工費予算書は８０ページからになります。ふれあい市場開設事業で１８万８，０００円、これはふれあい市場開設に伴う施設の火災保険料や修繕料などの維持管理費でございます。

続いて商工会補助金１，５７６万円、これは運営経費に対する補助であります。

続いて中小企業経営安定資金融資利子補給費補助金６１万３，０００円、これは町内企業の資金借入れに対する利子補給の助成であります。

１５ページです。観光協会補助金５５０万円、海開きや観光客受け入れ事業などの経費１５０万円のほか、臨時職員２名の人件費の補助などを行い観光協会の体質強化と推進体制の整備に支援を行います。

続いて観光協会補助金イベント分でございます。５４５万円、これはせたな漁火まつりをはじめ各区のイベントに対する補助であります。

続いて食と産業まつり開催事業補助金２５万円、これは地元の農水産物の加工品のＰＲと合わせ地産地消の推進や町民の交流を図るため、同事業に補助をするものであります。

続いて観光施設及び各種公園等維持管理業務３，１４１万８，０００円、その他財源の３，４１万１，０００円は、パークゴルフ場の使用料が主なものであります。これはパークゴルフ場をはじめとする各区の観光施設や公園などの維持管理に要する経費で、作業員による芝刈りなどの直営業務が１，４８０万１，０００円、各町内会にある公園や公衆トイレなどの管理に係る委託料分が９９２万１，０００円、それと若松公園排水路改修と老朽化した熊尻山小屋改修工事請負費６６９万６，０００円であります。

続いて湯とびあ臼別管理運営事業５８万２，０００円、その他財源４３万８，０００円は入浴の際の清掃協力金であります。これは施設の維持管理に係る経費でございます。

続いて、てっくいランド管理運営事業５９９万９，０００円、その他財源２５万円はシャワーの使用料などであります。これは施設の維持管理に係る経費で管理運営につきましては、観光協会へ委託をしています。

続いて、青少年旅行村運営事業６１２万１，０００円、その他財源の３４１万円は施設の利用料でございます。施設の維持管理に係る経費で管理人賃金や警備員、外壁補修に係る経費１７５万円が主なものでございます。

１６ページです。国民宿舎あわび山荘管理運営事業２，０５０万円、これは指定管理の１，

700万円のほか地下ポンプの改修工事を今年度実施するものであります。

次いで温泉ホテルきたひやま管理運営事業6,060万円、地方債の3,850万円につきましては合併特例債を予定しております。指定管理料2,000万円のほか、25年度に引き続き経年劣化した屋上アスファルトの防水改修や温泉棟の暖房設備改修、高圧キュービクルの改修工事を今年度実施するものであります。

商工費の合計は1億6,707万8,000円であります。

以上で説明を終わります。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 説明資料の3目の観光施設管理の内容ですけども、若松公園の排水路改修工事ありますけども、この内容わかれば説明していただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 浜高主幹。

○産業振興課主幹（浜高正明君） 細川委員の質問にお答えいたします。若松公園の今の状況としまして、若松公園の中から流れている排水路の断面が小さい状況で、雨天の際にはオーバーフローをして隣の民有地に水が流失している状況があります。それと導水路のコンクリートトラフが経年劣化によりまして、不陸と割れ、そしてネジの剥離が生じている状況で、トラフの裏側を水が流れている状況であります。これを改修するものでありますが、改修内容としてはコンクリートトラフを敷設替え、このコンクリートの延長が60メートル程度あるんですが、その中の不陸となっている箇所や割れている部分のトラフを敷き替える内容になっております。合わせて集水枡を2基新設するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） わかりました。それで、多分まち側も把握しておると思いますが、国道横断している枡があつて、あれは天理教の向い側にある枡だと思いますけども、そこに集中的に公園から流れ来る水がそっちに回って、そこで土砂、または雑木だとかそういうもので、閉塞されて町内会の方でも掃除は若干してるみたいけども、この水がそちらに行かないようにというような形の中での改修は考えてやったのかどうか、お聞ききたいと思います。

○委員長（小平 久君） 渋田課長補佐。

○産業振興課長補佐（渋田彰人君） 町内会から要望あった国道までの間のトラフの割れと水が裏走ってという要望でしたので、国道の手前までのその区間の改修工事としております。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） トラフというより、枡ありますよね。その枡は触らないで、逆にその枡の上に、枡を作って公園から来る水をその枡で受けることによって、そういう雑木だとかごみだとか、そういうものがそこで回収できるような仕組みということは、ここでは考えていないということで理解していいですか。

○委員長（小平 久君） 渋田課長補佐。

○産業振興課長補佐（渋田彰人君） 国土の手前の柵の手前に、スクリーンみたいなので、一応ごみはそこで止まるようにはして、そこで草とか詰まった物は上げるような仕組みにはなっております。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 一応はなっているんですけども、それが機能しなくて直接柵に、そういうものが詰まって国道横断のすぐ手前の柵で閉塞しているということで、ずっと前からお話は聞いていましたので、今回この予算を組んで、その辺の改修も合わせてしてるのかなと思って質問したんです。

○委員長（小平 久君） 渋田課長補佐。

○産業振興課長補佐（渋田彰人君） 10メートル手前に柵を設置しまして、そこでも一回ごみを取って緩和はするようにはして考えております。

○委員長（小平 久君） ほかにございませんか。

7款商工費の質疑を終わります。

それでは説明員の入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○委員長（小平 久君） 会議を再開いたします。

次に8款土木費の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽光則君） 予算書の84ページからでございます。

8款土木費、1項土木管理費で2目熱源供給施設管理費です。継続事業で源泉施設点検整備業務で2,381万4,000円で全額一般財源でございます。各施設に浴用、暖房用として温泉水を供給している各井戸の源泉ポンプ、揚湯管、水位センサー等を引き上げて点検整備を行い温泉水の安定供給を図るものでございます。

次が新規事業で、瀬棚4号井中央監視装置設置工事で788万4,000円、全額一般財源でございます。中央監視による運転状況の把握や記録の保存を行うとともに、非常時の際の故障通報により早期対応が可能となり、温泉の安定供給を図るものでございます。

次が、2項道路橋梁費、1目道路維持費、継続事業で町道等除雪業務1億2,320万円、全額一般財源でございます。町道及び公共施設の除雪業務でございます。北檜山区で7,810万円、瀬棚区で3,310万円、大成区で1,200万円でございます。

次も継続事業で、町道等排雪業務624万円で全額一般財源でございます。町道及び公共施設の排雪業務でございます。

次に、17ページへまいります。次も継続事業で防雪柵設置取外業務で2,196万円、全

額一般財源でございます。冬期間において地吹雪、吹溜まりの影響を多分に受ける路線について防雪柵を設置し、交通安全の向上を図るものでございます。

次に継続事業、流雪溝施設維持管理事業で1, 848万2, 000円です。財源内訳は、国道支出金が1, 774万円、一般財源は74万2, 000円でございます。北檜山市街地の流雪溝に係る維持管理費、維持管理経費については国道、道道、町道の流雪溝設置延長による比率でそれぞれの道路管理者が負担するものでございます。負担割合は国道管理者が89.2%、道道管理者が7.3%、町道管理者が3.5%でございます。

次、新規事業で大成区の町道くどうの丘通線舗装修繕工事で150万円でございます。全額一般財源でございます。車道部の不陸を改修し交通の安全対策を図るものでございます。

次も新規事業で大成区の町道白浜通線防護柵敷設替工事でございます。500万円で全額一般財源でございます。老朽化により腐食した防護柵を敷設替し、交通の安全対策を図るものでございます。

次に18ページにまいります。継続事業で町道交通安全施設整備工事で135万円、全額一般財源でございます。町道の区画線の補修、カーブミラー及び警戒標識補修等により交通安全の向上を図るものでございます。

次、2目の地方道改修事業費で継続事業、町道橋長寿命化修繕事業で5, 715万4, 000円でございます。国道支出金が3, 570万円、地方債が2, 130万円、15万4, 000円が一般財源でございます。町内125橋のうち、損傷程度及び重要路線に架かる10橋について、今後、橋梁長寿命化修繕計画を基に橋梁の長寿命化、維持管理費の縮減を図るものでございます。本年度は小川橋の補修設計業務と東丹羽橋の補修工事を予定してございます。

次に新規事業で、道路改良舗装調査事業で253万円、全額一般財源でございます。町道豊岡鍋坂線支線1号線へつながる路線の改良舗装に向けた測量調査を行い、地域の環境整備を進めるものでございます。

次、継続事業で町道北檜山駅線舗装補修工事で1, 900万円でございます。国道支出金が1, 264万円、640万円が一般財源でございます。北檜山市街地の幹線道路の舗装補修工事を実施し、道路交通の安全確保に努めるものでございます。

1項河川維持費、3目河川費、継続事業で瀬棚区の準用河川最内川堆積土砂除去工事で210万円で全額一般財源でございます。河川内の堆積土砂を除去し、河道断面を確保することにより水害を未然に防止するものでございます。

次、新規事業で瀬棚区の普通河川法華寺川転落防止柵改修事業で、事業費190万円、全額一般財源でございます。既設の転落防止柵は、腐食により破損しておりますので、危険であるため改修を行い転落事故を未然に防止するものでございます。

次の4項港湾費、3目港湾建設費で瀬棚港修築事業負担金4, 950万円、全額地方債でございます。東防波堤の延伸でございます。ブロックの製作と据付を予定してございます。

次に、7項住宅費、1目住宅管理費で継続事業、町営住宅屋根改修事業で734万5, 000円で全額一般財源でございます。町営住宅の適正な維持管理のため屋根改修工事を実施し、

居住環境の整備を図るものでございます。場所につきましては、豊岡高台団地、旭第2団地、あかしや団地を予定してございます。

次も継続事業で、町営住宅内部改修工事で221万4,000円、全額一般財源でございます。町営住宅の適正な維持管理のため内部改修を実施し住環境の整備を図るというもので、あかしや団地の46の12号室を予定してございます。

次に、19ページでございます。継続事業で町営住宅避難梯子改修工事で、予算額が302万4,000円で全額一般財源でございます。町営住宅の適正な維持管理のため避難梯子改修工事を実施し、入居者の安全確保を図るということで川沿団地を予定してございます。

次に、新規事業で町有住宅屋根外壁改修事業で352万1,000円で全額一般財源でございます。町有住宅の適正な維持管理のため屋根塗装及び外壁改修工事を実施し、居住環境の整備を図るものでございます。対象は太櫓町有住宅、二俣町有住宅を予定してございます。

次に、継続事業で職員住宅屋根外壁改修工事で、予算額が399万6,000円、全額一般財源でございます。住宅の適正な維持管理のため屋根葺替え及び外壁改修工事を実施し、居住環境の整備を図るということで、瀬棚区の職員住宅を予定してございます。

次が2目住宅建設費で、継続事業で町営住宅解体事業、予算額が1,815万1,000円で財源内訳は国道支出金が786万円、一般財源が1,029万1,000円でございます。町営住宅の長寿化計画に基づき政策空き家としている住棟について、周辺環境の悪化防止及び安全安心な地域確保を図るため老朽化した町営住宅を除去するものでございます。本年度は豊岡下団地1棟5戸、大成区の役場前B団地3棟12戸を予定してございます。

8款の土木費合計で予算額は7億4,379万4,000円を予定してございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

澤田委員。

○委員（澤田光子君） 予算書には載っていないのですが、これはお聞きしたい部分で町営住宅についてお聞きしたいと思います。解体事業とか入っているんですが、町営住宅で入居者が町営住宅を借りているんですが、でもそこに住んでいないという方がいらっしゃると思うんですが、まちでも多分把握していると思うんですが、でも住宅料が入ってくるという部分で、まちとしてはどういう対処の仕方をしてるのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 金澤管財係長。

○建設水道課管財係長（金澤喜嗣君） ただいまの質問にお答えします。委員の言うとおり、数件そういうような物置代わりに使っている住宅も把握はしております。そういう方々には指導は今後していくつもりでございますので、ご了解願います。

○委員長（小平 久君） 澤田委員。

○委員（澤田光子君） 了解できません。すいません。今まで物置代わりになっているところは、指導はしていなかったという捉えかたでよろしいのでしょうか。

○委員長（小平 久君） 金澤管財係長。

○建設水道課管財係長（金澤喜嗣君） 現状態では、明渡しの法的措置もとってございますので、今後そのような形でやってまいりたいと考えております。

○委員長（小平 久君） 澤田委員。

○委員（澤田光子君） 実は私も数件物置代わりになっているところを現状を見ている部分もありまして、それで気になっていたところなんです。というのは借りている方が、当然、高齢化が進んできてるわけです。そうすると、その方が亡くなった場合、まちとしてその入っているものを全部、まちとして撤去しなきゃならない状況になるんじゃないかと。それがとても心配です。それで実際に、私もちょっと町営住宅の管理条例を見ましたら、入居者が町営住宅を引き続き1カ月以上使用しないときは、町長の定めるところにより届出をしなければならないという条例もあるわけですが、町営住宅を借りた場合の条例はたくさんあるわけですが、そういう中でも、やはり早目早目に手を打たなければ、本当に高齢化になって荷物も整理できない。子供さんの居所もわからない。そんな状況になったときに困るのはまちであります。まちで全部補てんしなければならないという状況になりますので、その辺は早目早目に手を打っていただかなければならないのではないかと思いますので、町長はどう考えておりますか。

○委員長（小平 久君） 丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽光則君） ただいま町長ですけども、町長になり代わってではないですが、担当課長として答弁させていただきます。いろいろな方がいらっしゃいます。先ほどの委員のご質問では、滞納者じゃなくて、入金していてなんて言うんですか、物置代わりに使用している例もあるということで、その方々については数件確認しております。いろいろ借りている方のご都合もあるようで、早めに解消していただくような指導はしております。ただなんと言いますか、借りている人の親子だとか、いろいろ変な話ですが仮のご夫婦みたいな形で使用方もされてる方もいらっしゃるので、なかなかそういう面で指導しすぎというか、個人情報の関係もありますので、たまにはそういう苦情も聞いております。なるべく解消するように努力したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（小平 久君） 澤田委員。

○委員（澤田光子君） 最後になりますが、いろいろな事情があるんだと思います。ただ私の知っているところでは、20年以上も娘さんのところにいらっしゃって、函館に多分いらっしゃると思うんですが、本人は入院したきりになっているというお話を聞きました。でも、実際には物が入ってて、まちとしては多分手を付けられない状況にあるんだと思うんですが、20年以上も荷物が入ったきりになってるということは、周りの人たちがとても被害をこうむっているんです。町営住宅は長屋式になっているものですから、そこに入っていないということは、当然、ネズミとかの出入りがあって、その隣に住んでいる方にもそういう被害が被っている状況もあるというお話も伺いました。そういう部分ではまちとして、居所がわかってお金が入ってるとしますので、居所もわかってるんだと思うんですが、そういう対象をしっかりと今やっておかねばならない状況にあると思います。それは、本当に1件だけではなく、何件もあ

るとお話を伺ってますので、そういう対応をしっかりとまち側としてやっていかなければ、どんどんこういう形が増えてきたりすれば、あそこがいいんだからここもいいだろうという考えにもなりますので、その辺はしっかりとした対応をしていただきたいと思います。と思っています。

○委員長（小平 久君） 丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽光則君） ただいまの件ですが、たまたまそういう中で未納者の方がおりまして、今、前の議会にも提案をお願いしていますが、訴訟物件等もございまして、その件が第1に今進めなければならないものですから、担当者もきょう函館簡易裁判所へ出向いております。その関係もございまして、その件が片付きしだい未納者ではありませんけれども、有効に使っていただけるような指導をして、解消に努めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（小平 久君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） なければ8款土木費の質疑を終わります。

それでは、説明員の入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○委員長（小平 久君） 会議を再開いたします。

次に、9款消防費の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは資料の19ページをお開きいただきたいと思います。予算書でいきますと91ページからになります。9款消防費、1項消防費、1目消防費、継続事業でございます。檜山広域行政組合消防費負担金、予算額6億8,972万4,000円、財源内訳ですが、地方債2億5,930万円、これにつきましては合併特例債が2億310万円、新庁舎の建築工事です。それから過疎債といたしまして4,830万円、デジタル無線の整備、それから790万円が大成区の消火栓の設置工事となっておりまして、残り4億342万4,000円が一般財源でございます。内容といたしましては、本部経費といたしまして7,025万4,000円、消防署費分といたしまして3億5,270万8,000円、消防団の経費といたしまして4,141万8,000円、消防施設経費分といたしまして2億2,534万4,000円となっておりまして、括弧書きにございますとおり、この経費のうちには、本部の経費分にはデジタル無線の整備事業費6,120万8,000円、それから消防施設経費分には、庁舎の新築工事分2億1,388万2,000円を含んでいるものでございます。

続きまして、2目災害対策費、継続事業でございます。災害備蓄品購入事業、予算額158万7,000円、国道支出金70万円、一般財源が88万7,000円となっておりまして、災害の初期に必要なとなる備蓄物資を購入するとことで、平成23年度から執りかかっているも

のでございます。購入する品物につきましては次のとおりとなっております。

それから続きまして、3目、新規事業でございます。事業所用防災行政無線戸別受信機購入事業、予算額432万円、その他財源100万円につきましては自己負担金でございます。残り332万円につきましては一般財源でございます。昨日条例でご説明いたしましたとおり、町内に事業所、営業所を持っておられる法人及び町内で営業する個人事業者へ貸与する防災行政無線の戸別受信機を購入するものでございまして、台数につきましては100台を予定してございます。

続きまして新規事業でございます。防災行政無線屋外拡声子局更新事業、予算額900万円でございます。全額一般財源であります。経年劣化が著しいスピーカー、アンテナなどを更新するものでございまして、概ね30基を予定してございます。

続きまして新規事業でございます。防災行政無線立象山中継局非常用発電機改修工事、予算額49万8,000円、全額一般財源でございます。瀬棚区の立象山にあります中継局の発電機の機器の更新を図るものでございます。

以上、消防費の合計7億3,007万1,000円となっております。

よろしく願いいたします。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

大野委員。

○委員（大野一男君） 説明書の19ページの最初のデジタル無線共同設置事業ですが、3区にそれぞれ消防施設有してます。北檜山については新しく庁舎建ちます。そこにデジタル無線を設置するということの理解ですか。もうひとつ、大成、瀬棚については事業を今予定してますよね新しい庁舎。そこが移ったときにデジタルも一緒にやるというのか。とりあえず今の施設にやるというのか、その辺の順番というのはどうなんですか。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただいまのご質問にお答えいたします。大野委員おっしゃるとおり、本庁の施設につきましては、これから新築される施設に設置されるものでございます。それから両支署につきましても、ただいまそれぞれの施設を改修しますけども、そちらに設置するものでございます。

○委員長（小平 久君） ほかにございませんか。

大野委員。

○委員（大野一男君） 新規事業で、法人事業所に防災、スピーカーを設置するということですよ。今、それぞれの個人でやってるのを法人のところでも今度つけましょと、これは100件ほど予定してるということですが、想定としてどういうところを期待しているのか。また、どういう効果を見込んでそういうものを考えたのか、お聞かせください。

○委員長（小平 久君） 増田主幹。

○総務課主幹（増田和彦君） ただいまの質問にお答えをいたします。設置の想定ですが、説

明資料にもあるとおり、町内の事業所ということで、今現在、付けることで条例に、先日ご審議いただいた部分ですが、各世帯には、付けることができるということと、国や道の出先機関、福祉施設こういったところには、付けることができるということで設置をしまいったわけですが、法人でありますとか個人の営業所には、付けることができるという条例内容になっておりませんでした。ですので事業所に従業員がいます。そのときに昼間放送を掛けられても聞こえないということで、設置していただきたいというご要望がありました。その要望に応えるというものでございます。

以上です。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） わかりやすく言えば、例えば北檜山にある商業施設、大型商業施設とかコンビニとかあるいは大型スーパーであるとか、そういうところに設置をするということも可能になったということですよね。そうすると買い物中に、例えば緊急情報があった場合、周知の敏速性が図られるということだろうと思うので、この事業はぜひ積極的に対象になる施設、把握できてるわけですから町からもどうですかと促して、安心安全を確保する意味でも普及に努めていただければいいと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（小平 久君） 答弁求めますか。

増田主幹。

○総務課主幹（増田和彦君） ぜひ町内回覧等も使いまして、広く一般の世帯の方にもこういう事業所にも、付けれるようになりますということのPRと案内はさせていただきたいと思っております。

○委員長（小平 久君） ほかに。

澤田委員。

○委員（澤田光子君） これは26年度の予算ということで、国の予算が消防団の充実強化にということで、国として2億円見てるわけです。それで今、現実せたな町においても、消防団に入団する人たちが少ないという。私も消防の出初式等に行くと随分人が減ったと感じるこの頃ですが、そういう意味で消防団入団促進キャンペーン等の消防団の入団促進策や研修の充実、消防団と自主防災組織、今せたな町で進めている自主防災組織の連携等により、地域の総合防災力の向上を図るという意味で、国として2億円の予算を見てるわけですが、せたな町にも今はまだ入ってきていないのかもしれませんが、そういうものが入った折には、答弁としては色が付いていないので、交付税として入ってきてもわかりませんとなるのかもしれませんが、色がついてなくても今、消防団の団員になる方が少ないという意味でも、そういうキャンペーンといったらおかしいですが、入団する方々に対してそういう金額もそうですが、お金もそうですが、当然挙げてくださいという部分もあるんですが、そういうふうに使っていただきたいと私は思っているんですが、どう考えてるのか教えていただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） お答えいたします。ただいまの澤田委員のご質問の中でありました。その色の付いている付いてないというお話でございましたが、おそらく交付税の話をされているのかと思ったわけでございますが、確かに国では平成26年度におきまして、2億円の予算を消防団に充てるといような目的で予算措置をしているようでございます。それで交付税の話を先に申し上げますと、確かにでせたな町に消防団の経費として幾ら幾らというのが毎年入ってきているわけでございますが、その積算根拠になるものは当然でございます。それで、ただいまご質問にありましたとおり、せたな町に入ってきた分そっくり消防団の経費に予算充当するようという内容のご質問かと思えますけれども、それはその状況に合わせまして、今後検討をされることだと思いますので、町長はその辺十分状況をつかみまして、的確に判断されるものと思っておりますので、その辺でご理解いただきたいと思います。それから、消防団の装備の件につきましてもお話あったかと思えますけれども、新年度で、先般新聞報道等もありましたとおり、消防団の拡充それから昨今消防団員が非常に新たに入られる方が少ないというご時世におきまして、何とか消防団員の確保という観点から総務大臣自ら地方公共団体にも消防団員の確保に努めるべく、例えば、新たに採用される職員につきましても、消防団員に自動的に入るといようなそういう仕組みも考えているようでございますけれども、それにつきましては、また、今後いろいろと議論される部分が多いと感じております。従いまして本町におきましても、その辺消防署とももちろん通じまして、消防団員ともその辺の協議は十分今後されていくものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（小平 久君） 澤田委員。

○委員（澤田光子君） 町長にお伺いします。今本当に地域住民の安心安全の確保に大きな役割を果たすのが消防団だと私は思っております。そういう意味でも2億円国として見てる部分ですが、そういうものが入ってきたならば、本当に消防団の確保のためにという意味も兼ねて、また自主防災組織との連携も強化するという意味でも、ぜひ消防団に充当していただければと考えておりますが、町長としてはどう考えておりますか。

○委員長（小平 久君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まちの町民の命、それから財産を日ごろより一生懸命守っていただいている消防団につきましては、本当に私たちとしても感謝をしているところでございます。議員おっしゃっている全国で2億円ということですから、この全国の市町村で割ると本当に小さな金額で、その金額で消防団が強化できるかということになりますと、必ずしもそうはいかないと思っておりますが、しかし委員ご承知のとおり現状でも消防に関する交付税措置については、大変少ない金額でございまして、大きな多額の一般財源を投入して消防団を維持していると思っております。管内見ましても、せたな町の消防は大変団員数も多いと、装備も充実しているところにあるわけでございますが、しかし、それでじゃいいのかということになりますと、消防団も高齢化をしておりますし、機動力の面から言いましても消防団員が多いということは望ましいことだと思っておりますから、こうしたことにつきましても十分これから考

えていかなければならないと。最近、消防団員の減少というのが随分全国的にも取り挙げられておりまして、総務省、消防庁でも危機感を持って対応をしなければならないと考えていると聞いております。そのための方法として、先ほど総務課長から申し上げましたが、いろいろな方法があると思っておりますから、まちとしましてもそういったものを情報収集しながら、せとな町としての消防団の組織をきちっと整備をしていくということをしていかなければならないと思っておりますので、これからいろいろご相談をさせていただきたい。ただ、いずれにしましても、消防団本来の持っている機能、使命というものを果たしていただくためには、日常のこの訓練も非常に大事なことでなっておりますので、そういった部分での予算措置につきましても、しっかりと予算を確保してまいりたいと思っております。

○委員長（小平 久君） 澤田委員。

○委員（澤田光子君） 今、町長が答弁してくださったように、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（小平 久君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） ただいま町長から団員を入れるのにいろいろな方法もあると言っていました。実際に私も消防団員のひとりですけども、新しく団員が入ってくるというに、区切りが悪いから9月にしてくれだとか、11月にしてくれだとか、1ヶ月くらいで要望した団員が入団できればいいんですけども。署の関係かそれから檜山の本部の関係かあれなんですけれども、すぐに入れていただけない。間が空くと、なんだ入れてもらえないなら、これどうなんだろうなって、やっぱり早目に手配していただけるようなことを考えていただきたいと思うんですけどもいかがですか。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 誠に申し訳ございません。その辺の部分につきましては把握をしてございませんでしたので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時10分

○委員長（小平 久君） それでは会議を再開します。

先ほどの大湯委員の質疑に西村総務課長から答弁させます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは、ただいまの大湯委員のご質問にお答えいたします。消防団員の入団する際の手続についてでございますが、毎回、消防団員の入団申し込みがある都度、手続を行うわけでございますが、翌月の1日を概ね基準日といたしまして、手続をしているというようなことでございます。従いまして、例えば、申し込みが15日までにあった場合

は、翌月の1日を手続の日に来るでしょうし、それ以降、15日以降下旬に申し込みがあった場合は、翌々月になろうかと思しますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（小平 久君） よろしいですね。

○委員（大湯圓郷君） わかりました。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） すいません最後です。災害備品購入事業ですが、付記を見ると26年度で一応一つの区切りという表記ですが、23年から4年間で整備をしてきたということで、当初いろいろ目論むときに3.11の東北震災であるとか、あるいは南西沖地震等やはり実感として防災をどうするかということ、それに備える備蓄がどうあるべきかという背景をしっかりと勘案しながら、当初の予定を立ててそして4年間都度予算を計上しながら整備してきたと思うんですが、その充足感といいますか、それはどうなのでしょう。当初の予定どおりきちんと進んだ。そして3区のそれぞれの備蓄体制も完備したという理解でよろしいのかどうか。

○委員長（小平 久君） 増田主幹。

○総務課主幹（増田和彦君） ただいまの質問にお答えをいたします。平成23年から26年と計画の表記はございますが、先ほど委員もおっしゃられたとおり東日本大震災を教訓として、緊急的に整備するものの期間として23年度から26年度で計画を持ちまして、これにつきましては、26年度で、すべて配備を完了する形になります。ですが備蓄品につきましては、食料であるとか、飲料水の計画的な更新、賞味期限のある物の更新です。こういったものと使用期限のある物の更新もございます。また現在立てた計画ですべて備蓄が完了したということにはならないと思いますので、26年度に次期の整備計画を改めて立てていくということで、本年度せたな町の備蓄計画の指針を作成いたしまして、26年の計画の材料としたいということで考えてございます。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 今答弁いただいたように、当然、食品等は賞味期限等がありますので、そういう物の更新も随時していかなければならないだろうということですので、26年一つの区切りということは結構ですが、27年以降の整備についても、しっかりと指針を出して担当が言われたように、町民に示していただきたいと思います。

よろしく願います。

○委員長（小平 久君） ほかにありませんか。

9款消防費の質疑を終わります。

次に10款教育費の説明を求めます。

篠塚事務局長。

○教育委員会事務局長（篠塚三喜郎君） それでは、説明資料は20ページからで、予算書は94ページからです。10款教育費、2目の事務局費から記載順にご説明いたします。指導主事報酬156万円、学校教育や学校経営における諸課題などへの指導助言や対応を行うため、教

育委員会に指導主事を配置するものでございます。

外国語指導助手報酬360万円、主として中学生の英語教育の充実を図るため、外国語指導助手、いわゆるALT、アシスタントランゲージティーチャーを配置するものでございます。

非常勤講師、J-ALT報酬264万6,000円、小学校における英語教育の充実を図るため、25年度より町独自で英語の教員免許資格者を配置しております。全小学校からの評価が大変高いことから、これを継続して実施するものでございます。特別支援教育支援員等賃金1,342万8,000円、幼稚園や学校における学習や発達などにつまずきのある子供に対する学習支援を行うため、支援員を当該校に配置するものでございます。檜山北高通学費補助金105万4,000円、財源は生活交通確保対策基金でありまして、せたな海岸方面と大成区からのバス通学費の軽減を図るものでございます。

研修会等補助金97万7,000円、教職員の資質向上を図るため、へき地複式教育連盟、学校教育研究会、特別支援学級教育研究会に対する活動費の支援でございます。

小学校費に入りまして、スクールバス運行業務431万円、それからスクールハイヤー使用料916万円は、児童の就学を確保するものでございます。

要保護及び準要保護児童就学援助費391万9,000円、国費が2万円で、経済的支援を必要とする世帯に対する学用品などの支援を行うものでございます。

小学校の施設整備につきましては、久遠小学校においては、校舎屋上フェンス撤去104万4,000円と暖房ボイラー煙道改修223万6,000円を実施いたします。

21ページにうつりまして、瀬棚小学校においては、校舎外壁改修4,738万円と受変電設備改修241万円を実施します。なお外壁改修工事のその他財源の4,000万円は、公共施設整備基金でございます。

次に、中学校費です。スクールバス運行業務2,152万8,000円、スクールハイヤー使用料1,145万6,000円は生徒の通学を確保するものでございます。

中学校活動事業補助金256万円、これは中体連事業と文化事業におきまして参加経費を補助するものでございます。要保護及び準要保護児童就学援助費521万3,000円、国費が11万2,000円、経済的支援を要する世帯に対する学用品等の支援を行うものでございます。

中学校の施設整備につきましては、まず瀬棚中学校の耐震化を行います。屋内運動場耐震改修3,399万3,000円、国費が2,351万3,000円、その他財源の600万円は、公共施設整備基金で、一般財源が448万円となります。校舎耐震化改修1,990万4,000円、国費が1,442万2,000円、その他財源400万円は公共施設整備基金で、一般財源が148万2,000円となります。このほかに、給水管取替改修で627万円と1階の屋上防水改修453万6,000円を実施します。

次からは社会教育費です。生涯学習講座等講師謝礼114万5,000円、学習ニーズに対応した学習機会の提供を図るため、生涯学習講座を初めとする記載の事業を実施いたします。

芸術観賞事業110万円、本年度は京都大学音楽部交響楽団一行120名のコンサートを開

催するとともに、北海道人形劇フェスティバルを当町で開催しまして、すぐれた芸術文化の鑑賞機会を提供いたします。

22 ページです。社会教育団体補助金 166 万円、文化協会や女性団体連絡協議会、PTA 連合会、子ども育成会連絡協議会、町文化祭実行委員会、郷土芸能団体連絡協議会の記載の事業に対する活動の支援を行うものでございます。

フロンティア・アドベンチャー事業補助金 54 万 7,000 円、これは継続しまして小学生のジュニアリーダーの育成と高校生のボランティアリーダーの育成をいたします。

姉妹都市交流推進協議会補助金 270 万円、財源はスポーツ文化振興基金で、本年度はハンフォード市からの訪問団の受入れの年に当たります。また 25 年度からスタートしました中学生の派遣事業が継続されるほか、恒例のピアノコンサート事業が開催されます。

学校支援事業 34 万 1,000 円、文化活動やスポーツ活動の指導者を各校に派遣しまして、学校の教育活動を地域で支えるというものでございまして、登録者の保険料を助成いたします。

ブックスタート事業 13 万円、乳幼児期の読書活動を通じまして、親子のふれあいを助長する目的で、絵本や子育てに関する資料などを配布しましてボランティアによる読み聞かせなどを行っております。

B&G アドバンスインストラクター養成研修 62 万 8,000 円、B&G 財団が主催しまして、沖縄での研修会に職員を派遣しまして、海洋スポーツ指導者の育成確保を図るものでございます。

全道全国大会参加奨励補助金 316 万 5,000 円、これは少年野球の全国大会出場等に対する参加経費を計上いたしました。

社会体育団体補助金 299 万円、その他財源の 64 万円は、スポーツ文化振興基金で、この分につきましては、スポーツフェスタ並びに海洋クラブの事業分でございます。これは体育協会やスポーツ少年団連絡協議会、スポーツ合宿招聘事業、スポーツフェスタ実行委員会、B&G 海洋クラブの記載の事業に対する活動費の支援を行うものでございます。

23 ページに移ります。体育施設整備事業 4,882 万 6,000 円は、大成プールの改修で 3,747 万 6,000 円、北檜山スポーツ公園防球ネット張替 665 万円、北檜山スポーツ公園南側グラウンドフェンス取替で 470 万円を実施いたします。

最後に、学校健診業務委託料 179 万 2,000 円、国費が 18 万 4,000 円で、児童、生徒検診や心臓病検診、耳鼻科検診、眼科検診を実施しまして、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

教育費の合計は 5 億 4,656 万 4,000 円であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

澤田委員。

○委員（澤田光子君） 3 点ほどあるのですが、3 点、1 回に言ってもよろしいでしょうか。

1点、1点言ったほうがいいですか。

○委員長（小平 久君） そのようにお願いします。

○委員（澤田光子君） わかりました。

まず1点目、説明資料の22ページ、ブックスタート事業ですが、昨年は何人が対象になっていて、ことしは何人を見込んでいるのか教えていただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 松原係長。

○教育委員会社会教育係長（松原孝樹君） ただいまの質問についてお答えいたします。今年度は、対象者が56名で、26年度につきましては9月現在までの対象者で17名になっております。それ以降につきましては、まだ出産の予定とか、そういうのが把握されておきませんので、26年度につきましては9月までの数字ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 澤田委員。

○委員（澤田光子君） 大事な事業なのでしっかりと進めていただきたいと思っております。

もう一点、予算書の95ページの負担金補助及び交付金の中に、日本語レッスン料負担金とあるんですが、これはどういうことなのかちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 上野主幹。

○教育委員会事務局主幹（上野朋広君） 現在、配置されております外国語指導助手の方につきまして、英語は出来ても日本語がまだ出来ていない場合に日本語のレッスンを受けるための負担金でございます。

○委員長（小平 久君） 澤田委員。

○委員（澤田光子君） ではもう1点、これは皆さんも多分、目にしたことがあると思うんですが、学校図書館に新聞がありますかという、北海道新聞の下に出てるんです。多分、目にしたことがあると思うんですが、せたな町の小学校、中学校あるわけですが、その学校図書館には整備がされているのかどうなのか、予算はついておりますので整備がなされてるのかどうなのかお伺いしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 丹羽主幹。

○教育委員会事務局主幹（丹羽小百合君） ただいまのご質問でございますが、平成24年度から全小中学校に新聞を配置して、学校図書室に置いていただくように指導しております。

○委員長（小平 久君） 澤田委員。

○委員（澤田光子君） それは図書室に置いてあるのですね。すいません、ちょっと、もう1点伺います。実は学校によっては、子供たちがいつも目に触れれる、図書館は限られている方、といいますか、皆が皆入るわけでないので、目につくところに置いてあるところもあると聞いております。そういうところもあるのかどうなのか。また、これは予算もしっかり国として付いておりますので、その予算をしっかりとせたな町としては使っているというお答えでしたので、そういう部分はあるのかどうなのか。目に付くところにあるのかどうなのかもお聞きしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 篠塚事務局長。

○教育委員会事務局長（篠塚三喜郎君） ただいまの件でございます。先ほどの件と重複して答弁することがございますけども、本件につきましては24年度から文科省で、新学校図書館図書整備5ヵ年計画の中で、全国の義務教育諸学校、ようするに小中学校ですが、ここにおいて新聞を活用した学習機会の整備を図るということを目的に、国が市町村に対しまして財政措置しまして、まちが予算化するという形でうちは消耗品で計上してございます。実は澤田委員提示いただきました新聞記事ですが、これは私ども見ました。それで5月12日の校長会におきまして、私どもも澤田委員と同様に予算は付けてましたけれども、危惧していた部分があったので、確認させていただきました。残念ながら一部の学校において子供たちの触れる部分でないところで設置していたところがありましたので、この趣旨を説明しまして指導しまして、直ちに改善するようという事で確認いたしました。設置場所につきましては、中心校これは図書室を持ってる部分については図書室に。それから小規模校においては図書室ございませんので、ホームなどの図書コーナー、子供たちがいつでも目の触れる場に設置するように指導しております。

○委員長（小平 久君） 澤田委員。

○委員（澤田光子君） わかりました。これは大事な事なので続けていただきたいと思います。また、続けることによって、ただ置き去りにするのではなく、これを利用して子供たちが新聞を読む、活字に触れることも大事な事なので進めていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（小平 久君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） なければ10款教育費の質疑を終わります。

それでは、説明員の入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○委員長（小平 久君） 会議を再開いたします。

次に11款公債費の説明を求めます。

高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 11款1項ともに公債費でございます。元金、利子を合わせて17億1,326万9,000円の償還を予定してございます。このうち民間等資金の長期債繰上償還金として1億3,912万2,000円の繰上げ償還をお願いしております。なお財源のその他につきましては、港湾使用料と町営住宅使用料でございます。

以上で公債費の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 11款公債費の質疑を終わります。

次に12款職員給与費の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長(西村晋悟君) それでは12款の説明に入ります前に、一つお願いを申し上げます。大変恐れ入りますが1ヵ所の訂正がございますのでお願いしたいと思います。合計欄のその他財源の欄ですが5,763万8,000円となっておりますが、正しくは2,763万8,000円でございます。下の合計欄でございます。誠に申し訳ございませんがご訂正方よろしくお願いいたします。

それでは説明に入らせていただきます。12款1項1目、いずれも職員給与費でございます。職員給与費、予算額13億1,651万5,000円、財源内訳ですが国道支出金が580万3,000円、その他財源2,763万8,000円、残り一般財源が12億8,307万4,000円となっております。特別職につきまして3人、4,538万円、一般職が157人、12億5,367万6,000円、再任用職員といたしまして6人、1,745万9,000円となっております。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長(小平 久君) 説明が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 12款職員給与費の質疑を終わります。

次に13款予備費の説明を求めます。

高田財政課長。

○財政課長(高田 威君) 最後に13款1項1目ともに予備費でございます。昨年と同額の300万円を計上いたしました。

1款から13款までを合わせた平成26年度の予算総額は88億9,191万5,000円となるものでございます。財源内訳につきましては記載のとおりとなっております。

以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長(小平 久君) 説明が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 13款予備費の質疑を終わります。

○委員長(小平 久君) それでは説明員の入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前 11 時 36 分

○委員長（小平 久君） 次に、歳入 1 款町税から 10 款交通安全対策特別交付金までの説明を求めます。

堂端税務課長。

○税務課長（堂端重雄君） それでは予算書の 12 ページをご覧くださいと存じます。1 款町税費、1 項町民税、1 目個人分でございますが、本年度予算額 2 億 4,214 万 9,000 円でございます。276 万 3,000 円の増でございます。1 節の現年課税分でございますが 2 億 3,764 万 1,000 円、前年比 302 万 3,000 円の増となっておりますが、個人分の所得割につきましては、給与所得、営業所得そして農業所得等々昨年度の徴収実績等を勘案しながら予算を計上させていただいております。2 節の滞納繰越分でございますが、450 万 8,000 円、前年比 26 万円の減としております。

続きまして 2 目法人でございますが、本年度予算額 2,904 万 1,000 円でございます。47 万 4,000 円の増でございます。1 節の現年課税分でございますが、2,898 万 1,000 円、前年比 47 万 4,000 円の増としております。これは法人 1 社の増で 194 社を見込みながら計上させていただいております。2 節の滞納繰越分でございますが、6 万円で前年同額でございます。

続きまして 2 項固定資産税でございます。1 目固定資産税、本年度予算額は 2 億 6,468 万 9,000 円でございます。346 万 9,000 円の増としております。1 節の現年課税分でございますが 2 億 6,205 万 7,000 円、前年比 330 万 6,000 円の増とさせていただいております。これは土地そして家屋償却資産を含む固定資産税でございます。2 節の滞納繰越分でございますが 263 万 2,000 円、前年比 16 万 3,000 円の増とさせていただいております。

続きまして、2 目国有資産等所在市町村交付金でございますが、これは 532 万 9,000 円、82 万 2,000 円の増でございます。これは北海道森林管理局等ほか 2 件分でございます。

続きまして 3 項軽自動車税でございます。1 目の軽自動車税、本年度予算額 1,643 万 5,000 円ということで 4 万 1,000 円の増でございます。1 節の現年課税分でございますが、1,638 万 1,000 円、3 万 1,000 円の前年比増でございます。2 節の滞納繰越分でございますが 5 万 4,000 円、前年より 1 万円増とさせていただいております。

続きまして、13 ページの 4 項町たばこ税でございます。1 目町たばこ税、本年度予算額 6,770 万円でございます。56 万 4,000 円の増とさせていただいております。

5 項入湯税でございます。1 目入湯税、本年度予算額 284 万 4,000 円、498 万 6,000 円の減となっておりますが、これは昨日条例可決させていただいておりますが、入湯税今年度からは宿泊客のみということになりますので、そのような予算計上とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（小平 久君） 高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 2款地方譲与税から10款交通安全対策特別交付金につきましては、前年度交付見込み額、平成26年度の地方財政計画に示される伸び率などを勘案し、積算してございます。まずは2款地方譲与税、1項1目ともに地方揮発油譲与税の5,400万円の計上でございますけども、地方財政計画の延びなどとともに、対前年の3.5%減で見込んでございます。

2項1目ともに自動車重量譲与税6,700万円の計上でございます。地方財政計画の伸びなどをもとに、前年度交付見込み額の17.4%減で見込んでございます。

3款1項1目ともに利子割交付金70万円の計上でございます。前年度と同額を見込んでおります。

14ページをお開き願います。4款1項1目ともに配当割交付金80万円の計上でございます。前年度交付見込額の33.3%増で見込んでございます。

5款1項1目ともに株式等譲渡所得割交付金14万円の計上でございます。前年度交付額の33.3%増で見込んでございます。

6款1項1目ともに地方消費税交付金9,300万円の計上でございます。前年度と同額を見込んでございます。

7款1項1目ともに自動車取得税交付金920万円の計上でございます。前年度交付見込み額の45.0%減で見込んでございます。

次のページです。8款1項1目ともに地方特例交付金90万円の計上でございます。前年度と同額を見込んでございます。

9款1項1目ともに地方交付税57億2,782万2,000円の計上でございます。地方財政計画で示される地方交付税の伸び率などを基本に積算してございます。前年度予算に比べて全体で3.4%の増を見込んでございます。普通交付税につきましては、前年度予算に比べ金額では2億2,164万5,000円の増、伸び率では4.4%の増、特別交付税につきましては、前年度予算に比べ3,000万円の減、伸び率では5.6%の減を見込んだところでございます。

10款1項1目ともに交通安全対策特別交付金130万円の計上でございます。前年度と同額を見込んでございます。

以上でございます。

○委員長（小平 久君） 歳入1款から10款までの質疑を許します。

内田委員。

○委員（内田尊之君） 予算書の15ページ、9款地方交付税についてお伺いします。本年度今課長のご説明では57億2,782万2,000円、3.4%の増というご説明がありましたけれども、町長も都度言われてますけども平成28年度から合併特例債の優遇期間が終了しまして、都度それから少なくなっていくということを言われております。これは私たちも当然

承知しているところでありますけれども、昨年11月の新聞報道に書いておりましたけれども、総務省で2,014年、平成26年度からのことを言っているかと思いますが、合併町村の支所数に応じて、地方交付税を加算する方針を固めたという報道がございました。この理由としたしましては、合併自治体の9割に当たる市町村が、旧市町村に現在支所を置いているという状況にあるということ把握しております。そこは窓口サービスですとか、災害対応を担う上で必要という実情に沿ったものであるという判断をしたものだと思うんですが、それをもって実状に沿った支援を国はするということが言われておりますけれども、交付税の、今の課長のご説明では3.4%の増ということなんですが、この支援財源というのも勘案されて、歳入の見込みされているのか。また、そういう情報が現時点でどの程度まちとして把握されているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 国から財政計画の中で示されている内容につきましては、一般的なものでございまして、標準的な支所の経費、所管区域の人口で8,000人で2億4,000万円程度として、経費それぞれ職員の人件費とか、維持管理費、地域振興経費などをそれぞれ見込んでございます。そういったもので全体で昨年の交付税の実績額の1%減で大まかなものを総体的に1%減ということで去年の普通交付税の額に対して1%減という大まかなもので来てございますので、そういった部分については、今申し上げた支所に関する経費、そういった部分を含めて積算してということで、今回の普通交付税で52億2,782万2,000円の中には、支所の分も含まれているということでご理解願えればと思います。

○委員長（小平 久君） 内田委員。

○委員（内田尊之君） ちょっとよくわからなかったんですけども。それでは総務省の見解がございませうね、昨年11月に出されてるわけですけども、当初、当町合併して現在、瀬棚、大成に支所を持っております。そういう中で先ほど言いましたけれども、9割に当たる合併市町村では、従前どおり支所体制を持っていて、当初、総務省のざっくりの積算は大変大きいもので、人口10万人当たりで2支所を持っている中での計算であったわけですから、そういう点でいうと、全然加算という話にはなっていなかった状況であって、ただ、昨年その現状を十分勘案した中で、加算措置をするということが言われてるわけですから、そこら辺の財政として、国等にある程度の確認ですとか、落ちといいましょうか、合併町村ですから私たちはその国の方針に従って、いち早く合併をしたまちですので、そういう対応というのは、情報も含めてされてはいないんですか。

○委員長（小平 久君） 高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 確認というか、国から交付税の算定方法ということで通知がきます。その中で、国全体で3,400億円程度のものを、3年かけて3分の1ずつ加算していく。合併市町村にです。まずそれが大枠です。そして、そのほかに、これはこれから細い部分については、決まってくると思うんですけども、細い部分については、まだこちらには示されてないですけども、大枠で、先ほど言った旧市町村の役場を支所と見なした場合、その支所が

8,000人、標準的なものです。8,000人で2億4,000万円ということですから、当然、例えば3,000人だったら、約3.1程度のものがそれぞれの支所ごとにくると。一概に幾らとは言えないんですけども、概ね標準的なものでしか通知はきてごさいません。そういうものを基に、私たちも交付税算定に当たりましては、余り最初から歳入を大きく見ることはしないんですけども、控え目に見ながらそういうことで予算組はしてごさいます。万が一歳入欠陥起こした場合、基金を取り崩すとかそういうことにしなければならないものですから、予算はあくまでも歳入については、ちょっときつめに堅くみている状況でごさいます。

○委員長（小平 久君） 内田委員。

○委員（内田尊之君） わかりました。財政の手法としてそういう形で今、予算計上したということですから、その手法に関しては、課長もご存じの上でのことと理解いたしましたので、申しませんが、こういう形の中で、私どもも先ほども言いましたけれども、28年度から優遇する処置は切れるわけです期間が終わって。これから、それ以降は年々交付税、いわゆる一本算定に向かっていくわけですので、こういう情報等は私たちとしては貪欲に確認して、少しでも合併町としての有利性といいたしめようか、優遇性を探っていくべきだと思いますので、今後とも財政では、目を皿にしてこのような情報取得に努力していただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 北海道においても合併市町村の連絡協議会等ごさいますので、事あるたびに町長上京の折に、そういう国に対しての要求なども含めながら、適切に要望してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小平 久君） ほかにありませんか。

なければ歳入1款から10款までの質疑を終わります。

昼食のため、1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○委員長（小平 久君） 会議を再開いたします。

11款分担金及び負担金から20款町債までの説明を求めます。

高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） それでは11款負担金及び分担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金につきましては、畜産担い手育成総合整備事業に係る受益者分担金で、昨年より43万2,000円減の969万2,000円を計上いたしました。

16ページをお開き願います。2項負担金につきましては、昨年より1,514万3,000円減の1億5,869万6,000円を計上いたしました。主なものといいたしましては、1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金の中で老人ホーム入所措置費負担金1億320万9,000円、3節の児童福祉費負担金の中で、常設で保育料2,188万1,000円でごさい

ます。

12款使用料及び手数料についてですが、消費税率の引き上げに伴う改正は、平成26年度中において適切な料金の改正について検討することとなっておりますことから、当初予算には、計上してございませんことを申し添えます。まずは1項使用料でございます。主なものとしたしましては、17ページの中ごろにあります3目衛生使用料、3節公営温泉浴場使用料で864万2,000円。

18ページをお開き願います。5目商工使用料、2節商工使用料の中でパークゴルフ場使用料290万円、青少年旅行村使用料338万円、6目土木使用料、4節港湾使用料で976万4,000円。

次のページですけれども、6節住宅使用料1億150万円でございます。合計で昨年より891万1,000円減の1億5,273万1,000円を計上いたしました。

20ページをお開き願います。2項手数料につきましては、昨年より104万8,000円減の3,304万2,000円を計上いたしました。主なものとしたしましては、1目総務手数料、3節戸籍住民基本台帳手数料で464万7,000円、2目衛生手数料、1節保健衛生手数料の中で、し尿等処理手数料2,636万2,000円でございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、昨年より919万1,000円増の2億1,817万9,000円を計上いたしました。主なものとしたしましては、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金の中で障害福祉サービス等給付費負担金が1億2,621万円。

次のページですが、2節児童手当国庫負担金6,656万6,000円でございます。増額の主な要因としたしましては、障害福祉サービス等給付費負担金が給付費の伸びによりまして1,204万2,000円が増えたことによるものでございます。2項国庫補助金につきましては、昨年より3,093万1,000円増の9,707万5,000円を計上いたしました。主なものとしたしましては、3目土木費国庫補助金で、町道舗装補修事業交付金1,260万円、橋梁長寿命化補修事業交付金3,570万円、4目教育費国庫補助金で、せたな町中学校校舎及び屋内運動場の耐震化改修工事に係る安全・安心な学校づくり交付金3,793万5,000円でございます。増額の主な要因としたしましては、農業体質強化基盤整備促進事業補助金2,443万や町道雲内線災害防除事業交付金2,450万円が減ったものの、新規事業で町道舗装補修事業や橋梁長寿命化補修事業交付金、安全・安心な学校づくり交付金が増えたことによるものでございます。

22ページをお開き願います。3項委託金につきましては、昨年より949万3,000円減の2,203万1,000円を計上いたしました。減額の主な要因としたしましては、3目土木費委託金の中で、北檜山流雪溝施設管理委託金が940万円の減によるものでございます。

14款道支出金、1項道負担金につきましては昨年より1,402万4,000円増の1億7,478万1,000円を計上いたしました。主なものとしたしましては、1目民生費道負担金、1節社会福祉費負担金の中で、障害福祉サービス等給付費負担金6,310万5,000

0円、国保会計や後期高齢者会計の基盤安定負担金、併せて8,227万9,000円でございます。増額の主な要因といたしましては、障害福祉サービス等給付費負担金が、給付費の伸びにより602万1,000円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金が、保険料の軽減分の増によりまして732万8,000円が増えたことによるものでございます。

次のページです。2項道補助金につきましては、昨年より2,012万6,000円減の2億580万1,000円を計上いたしました。主なものといたしましては、1目総務費道補助金、1節総務費補助金の中で、地域づくり総合交付金4,120万円、2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金の中で、重度心身障害者医療給付事業補助金1,392万2,000円、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金の中で、中山間地域等直接支払交付金事業補助金4,277万3,000円。

24ページをお開き願います。豊岡地区水利施設整備事業補助金1,695万円、2節林業費補助金の中で、共和線開設に係る林道事業補助金1,530万円でございます。減額の主な要因といたしましては、林道専用道のヌタップ線、二俣3号線に係る補助金合わせて5,560万1,000円の減によるものでございます。3項委託金につきましては、昨年より736万6,000円減の3,427万1,000円を計上いたしました。主なものといたしましては、1目総務費委託金、2節徴税费委託金1,091万1,000円となります。

26ページになります。6目消防費委託金の平田内川ほか2ヶ所の防潮水門施設管理委託金1,000万円でございます。減額の主な要因といたしましては、参議院議員選挙費委託金1,336万6,000円の減でございます。

15款財産収入、1項財産運用収入につきましては昨年より567万7,000円増の4,826万7,000円を計上いたしました。主なものといたしましては、1目財産貸付収入、2節建物貸付収入の中で、公宅料1,436万2,000円、4節物品貸付収入、光ファイバーケーブル等貸付料997万9,000円、2目1節ともに利子及び配当金の中で、地域振興基金運用収入1,043万3,000円でございます。増額の主な要因といたしましては、2目の利子及び配当金の中で、地域振興基金318万4,000円の増によるものでございます。2項財産売払収入につきましては、昨年より151万3,000円増の4,313万円を計上いたしました。主なものといたしましては、2目1節ともに生産物売り払い収入の中のあわび種苗売り払い収入の3,499万8,000円でございます。

16款1項ともに寄附金は科目設置のための最小限の額を計上いたしました。

28ページをお開き願います。17款繰入金、1項基金繰入金につきましては、昨年より7,309万1,000円増の1億2,080万3,000円を計上いたしました。主なものといたしましては、1目生活交通確保対策基金繰入金3,623万4,000円は、生活バス路線運行経費や高等学校通学費補助などへの財源充当分、4目産業振興基金繰入金2,146万円は、漁業振興対策事業や優良家畜導入支援事業補助金などへの財源充当分、5目公共施設整備基金繰入金5,000万円は、瀬棚小学校校舎外壁改修工事や瀬棚中学校の耐震改修工事への財源充当分でございます。増額の主な要因といたしましては、産業振興基金繰入金や公共施設

整備基金繰入金が増えたことによるものでございます。

次のページになります。２項特別会計繰入金につきましては、昨年より２０４万６，０００円増の４７５万３，０００円を計上いたしました。この特別会計からの繰入れにつきましては、各種がん検診健康診査などを受診した際の助成費などを繰入れするものでございます。

１８款１項１目ともに繰越金につきましては、例年同様に３００万円を計上いたしました。

１９款諸収入、１項延滞金加算金及び過料につきましては、１目延滞金は、諸税延滞金として例年同様に１万円、２項町預金利子につきましては、前年度実績を勘案し３０万円。

３０ページをお開き願います。３項貸付金元利収入につきましては、昨年より１７万５，０００円減の１０５万６，０００円を見込み計上いたしました。４項雑入につきましては、昨年より２６２万２，０００円増の７，５１４万７，０００円を計上いたしました。主なものとしては、４節農林水産業費雑入の中で、檜山漁業振興協会補助金１，２３７万５，０００円、８節教育費雑入の中で、学校給食費納付金３，１３５万６，０００円でございます。増額の主な要因といたしましては、食料供給基盤強化特別対策事業補助金２８９万１，０００円が増えたことによるものでございます。

最後になります。２０款１項ともに町債でございます。主なものとしては、１目総務債では、臨時財政対策債や町有施設等解体事業に係る借入。

３２ページをお開き願います。２目農林水産業債では、がんび岱地区農道整備事業などに係る借入、３目土木債では、港湾整備事業などに係る借入、４目消防債では、消防救急デジタル無線整備事業などに係る借入、５目合併特例債では、消防庁舎の建設や地域振興基金造成のための借入れなど見込み、１５事業合計で昨年より３億３，７２０万円増の９億６１０万円を計上いたしました。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

１１款から２０款までの質疑を許します。

内田委員。

○委員（内田尊之君） ３２ページ２０款町債についてお伺いします。ただいま課長の説明にあったとおり、昨年比３億３，０００万増ということですが、これは説明のとおり大型事業の実施に伴う増額とは理解しております。その内訳の中で合併特例債が３億５，２６０万円になっておりますが、現在この合併特例債の当町の発行状況、また地域振興分も合わせて教えていただきたいんですけども。

○委員長（小平 久君） 高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 合併特例債の状況でございますけども、事業部分と、それと基金造成部分の二つに分けて説明したいんですけども。まず、特例事業の部分でそれぞれ事業やりまして、その今までの合計が１１億８，１３０万円、約１２億くらいの事業を今まで、合併してから２６年の今年の予算まで見ておりまして、約１２億円の事業を展開してございます。

それと基金造成につきましては、合併当初から、今まで２６年、今回の予算計上まで１３億５，３１０万円を積み立てをしているところでございます。

○委員長（小平 久君） 内田委員。

○委員（内田尊之君） 今ご説明いただきましたけれども、事業費で約１２億、それと地域振興基金分として、基金分として１３億ということで全体で大体２６億程度の発行額かと思いますが、これは当然、合併特例債ですから合併町の優遇措置として与えられた起債ですけれども、これも当初合併特例債の発行期限も当初から５年延長ということで優遇されてきておりますので、私はやっぱり有効な起債の一つであると考えているんです。当然、返済期間の制限等がございますので、場合によっては過疎債のほうが有利になる可能性も当然出てくるやと思うんですが、しかし合併町においては有利な起債と思っております。ですから期限も目の前に来ているわけですが、これからまだその期限内で、まだ財政では計画的な財政計画があるかと思うんですが、この特例債を極力私は利用していくべきとだと思っておりますが、財政の考え方としてどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（小平 久君） 高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 合併特例債につきましては、充当率９５％、それと過疎債については、充当率１００％ということで、いずれも７割バックというものはあるわけですが、財政といたしましては充当率や算入率それぞれ異なっておりますけれども、それぞれの起債において、それぞれ国で枠がございます。それで基本的には財政としては有利なものを見極めながら、今後においても起債の活用を適切に借りてまいりたいと考えております。

○委員長（小平 久君） 内田委員。

○委員（内田尊之君） 私の記憶が正しければ平成２３年の時点で、当時は、確か６億程度の起債発行だったと思うんです当町は。その時に一緒に出てましたのは、発行上限額は当然各町、合併町村に合わせた制限額がありまして、当初においては６１億８，４１０万程度の額が上限額として提示されていたと思います。そういう関係からしますと、当然、課長言われるとおり財政としては条件を見きわめた中で、有利な起債を使うということだと思っておりますが、私は、それも当然しかるべきことだと思っておりますけれども、合併優遇の措置というものの納期限はあるとしても、これだけの優遇があるわけですから私としてはやっぱり合併特例債の当然、可能な事業に限って、今後、極力活用をしていくべきではないかという思いがありますけれども、そこら辺はどのような。それでも優位性を探った中で考えていくということでしょうか。

○委員長（小平 久君） 高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 委員おっしゃられるように、特例債の活用枠が約６１億８，０００万円合併当時ございました。それで特例事業につきましては４６億６，０００万円まで借りることができます。それと基金造成は１５億２，０００万円まで活用することができますということでそれぞれ決められてございます。それで先ほど説明したように、特例事業の部分では約１２億使っておりますので、３４億何がしのものがまだ使えます。それと基金造成では１５億２，０００万円に対して１３億５，０００万を使っていますので、まだ１億６，０００万

くらい積み立て出来ますということでそれぞれあります。基金については毎年積み立てますので一応27年、来年の積み立てをもって、これで差額部分も併せて借りて来年27年で基金造成については、これで終了となるんですけども、特別事業については先ほど申しましたように、まだ35億ぐらいありますので、その辺は過疎債の枠でどうしてもおさまらないとか予算の額であふれるものとか、そういったもの様々ありますので、そういうものを総合的に見て合併特例債におきましては、返済がある程度自由がきくということもありますから、そういうものを総合的に見極めながら、起債の借入れについては、対処してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（小平 久君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 歳入11款から20款までの質疑を終わります。

ここで再度一般会計歳入歳出全款の質疑を許します。ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） これをもって一般会計歳入歳出全款の質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 次に、賛成討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

議案第1号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成26年度せたな町一般会計予算は原案のとおり可決いたしました。

それでは、説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時25分

○委員長（小平 久君） 会議を再開いたします。

整理番号第2、議案第2号 平成26年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

各会計予算概要説明資料により内容の説明を求めます。

中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） それでは資料は4ページをお開き願います。平成26年度せ
たな町国民健康保険事業特別会計予算案についてご説明申し上げます。平成26年度の歳入歳
出予算総額は17億4,736万5,000円で、前年対比2,856万2,000円の増と
なっております。増の要因につきましては、保険給付費の実績と国保連合会への高額医療費共
同事業拠出金の増額などによるものです。

それでは右側の歳出から主な経費についてご説明いたします。1款総務費4,521万7,
000円、前年対比747万7,000円の減、これは人件費などに係る経費でございます。

2款保険給付費12億29万円、前年対比2,679万円の増、一般及び退職被保険者に係
る療養給付費や高額療養費などの保険者負担分で、過去2年間の実績を勘案し予算計上してお
ります。

次に、3款後期高齢者支援金等1億6,411万3,000円、前年対比で520万2,0
00円の減、保険者が後期高齢者医療制度への財政負担として拠出することになっているもの
で、支払基金が試算した額を予算計上しております。

次に、6款介護納付金7,600万円、前年対比20万円の減、40歳から64歳までの介
護保険被保険者に係る保険料相当額を介護納付金として、支払基金へ納付するものでございま
す。

次に、7款共同事業拠出金2億4,600万1,000円、前年対比1,500万円の増、
高額な医療費が発生した際に、国保連合会が交付する事業に対する拠出金で過去3年間の実績
をもとに、国保連合会が試算した額を予算計上しております。

次に、8款保健事業費1,033万1,000円、前年対比342万6,000円の減、こ
れは特定健診や各種がん検診、インフルエンザ予防接種などに係る経費でございます。なおイ
ンフルエンザ予防接種業務委託を新年度から一般会計で全額予算計上し、そのうち国保被保険
者に係る分を繰出しする形としたため減となっております。

11款諸支出金416万円、前年対比315万円の増、これは大成診療所の施設整備に係る
病院会計への繰出金などでございます。

次に、左側の歳入でございます。1款国民健康保険税では3億5,496万円、前年対比6
99万円の減、実績等を勘案し一般保険者等で、前年対比784万円減の3億3,373万円、
退職者保険者分で、前年対比85万円増の2,123万円を見込み予算計上しております。

次に、3款の国庫支出金から7款の共同事業交付金までは、定められている算出方法に基づ
き予算計上しておりますが、主なものとしては、3款の国庫補助金では前年対比4,510万
円減の7,828万円。

5款の前期高齢者交付金で3,100万円増の4億9,980万円。

7款の共同事業交付金で3,950万円増の2億4,600万円を計上しております。

9款繰入金では、前年対比734万7,000円減の1億4,260万7,000円、内容
としては人件費などに係る一般会計からの繰入金でございます。なお、被保険者の保険税負担
の軽減を図るため、国庫支出金や交付金、国保税など収入見込額を勘案し26年度においても

一般会計から法定外分として2,000万円を計上しております。

ただいまご説明した内容によりで国保会計予算の収支の均衡を図ったものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

議案第2号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 平成26年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第3、議案第3号 平成26年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

内容の説明を求めます。

中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 資料は5ページになります。平成26年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算案についてご説明申し上げます。平成26年度の歳入歳出予算総額は1億4,241万9,000円で前年対比2,067万円の増額となっております。増額の要因につきましては、広域連合への納付金の増額などによるものでございます。

それでは右側の歳出からご説明いたします。1款総務費444万2,000円、前年対比348万2,000円の増となっておりますが、これは後期高齢者システム機器の更新時期にあるため、それに係る委託料を計上したことによるものでございます。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金1億3,529万8,000円、前年対比1,609万8,000円の増となっておりますが、保険料の改定により増額となるもので広域連合が試算した額を計上してございます。

3款保健事業費247万7,000円、前年対比109万円の増、これは健康診断やがん検診などの事業に対しての一般会計への繰出し分でございます。

次に、これに対する歳入ですが、左側でございます。1款後期高齢者医療保険料では、広域連合が過去2ヵ年の収納実績をもとに試算した7,514万2,000円を予算計上しております。前年対比では656万4,000円の増額となっております。

次に、3款繰入金では、前年対比1,302万円増の6,463万1,000円、広域連合への事務費負担金825万8,000円、保険料軽減分5,637万3,000円を一般会計から繰入れするものでございます。

次に、5款諸収入では、前年対比109万円増の258万2,000円、広域連合からの健康診査等委託料やインフルエンザ予防助成費などでございます。

ただいまご説明した内容により収支の均衡を図ったものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

議案第3号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 平成26年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

それでは説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時25分

○委員長（小平 久君） 会議を再開いたします。

整理番号第4、議案第4号 平成26年度せたな町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

井口保健福祉課長。

○保健福祉課長（井口勝則君） 概要説明資料の6ページであります。それでは、歳出より主なものについて説明いたします。

1款総務費、本年度4,028万9,000円で、前年度より894万7,000円の増、一般管理費での職員人件費及び高齢者福祉計画第6期介護保険事業計画策定に係るアンケート調査の実施等による増が主なものであります。

2 款保険給付費につきましては、今までの保険給付費の実績をもとに居宅介護サービス費や地域密着型介護サービス給付費の増加分等を見込み、今年度9億900万5,000円で、前年度より3,034万1,000円の増となっております。主な内訳につきましては、介護サービス給付費が前年より2,139万6,000円増の7億8,642万円、デイサービス等の介護予防サービス給付費が、利用者の増により前年より840万円増の4,347万6,000円となったものが主なものであります。

3 款地域支援事業費では、本年度8,752万3,000円で、前年より498万5,000円の増となっております。主な内訳につきましては、包括的支援事業費において、前年度より379万9,000円増の5,112万2,000円となっており、地域包括支援センター活動用車両更新分などの増が主なものであります。

歳出の合計については、10億3,721万5,000円で、前年より4,427万円の増となっております。

次に歳入について、主なものについて説明いたします。1 款保険料は、今年度1億2,881万2,000円で、前年度より54万2,000円の増となっております。これにつきましては65歳以上の1号被保険者の保険料であります。

3 款国庫支出金、4 款支払基金交付金、5 款道支出金につきましては、保険給付費及び地域支援事業費に対し、定められた算出法により計上しております。本年度につきましては、保険給付費等の増加によりまして、前年度より3 款から5 款合計で2,151万2,000円の増となっております。

7 款繰入金につきましては、本年度2億4,844万2,000円で、前年より2,310万5,000円の増であります。主なものにつきましては、地域支援事業平均では地域包括支援センター活動用車両更新分と除雪サービス事業助成費とこれらの増によりまして6,382万7,000円となっております。もう一つが職員給与費等の繰入金におきましては、人件費及び高齢者福祉計画第6期の介護保険事業計画の策定に係るアンケート調査の実施等により、前年より894万8,000円増の4,042万7,000円となっております。また、介護保険事業基金繰入金が前年度より466万5,000円増となっているのが、主な要因であります。

9 款諸収入では除雪サービス事業費の自己負担金がなくなったこと等によりまして前年度より減となっております。

歳入の合計は10億3,721万5,000円で、歳入歳出とも前年度より4,427万円増、前年対比4.4%の増となっており収支の均衡を図ったところでありますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

議案第4号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 平成26年度せたな町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

整理番号5、議案第5号 平成26年度せたな町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。

内容の説明を求めます。

井口保健福祉課長。

○保健福祉課長(井口勝則君) 概要説明資料の7ページ目であります。歳出より主なものについて説明いたします。

1款サービス事業費、本年度4,138万円で、前年より512万7,000円の増となっております。事業の内訳につきましては、せたなデイサービスセンターの業務委託料等経費2,911万8,000円で、今年度施設内のエアコン設置工事等により334万6,000円の増となっております。また瀬棚高齢者グループホームあさなぎ業務委託料につきましては、昨年度から指定管理となっていることから、火災保険料のみの予算となっております。介護予防支援事業費につきましては、介護予防プラン策定業務を民間居宅介護支援事業所に作成可能な分について委託することなどから、前年より178万1,000円増となっております。

歳出の合計につきましては4,138万円で、前年度より512万7,000円の増となっております。

次に歳入について、主なものについて説明いたします。1款サービス収入は本年度2,930万4,000円で、前年より451万7,000円の増となっております。内訳につきましては、通所介護サービス事業収入にあっては、利用者の増加により、前年より339万円増の2,145万円となっております。また、介護予防サービス計画収入及び自己負担金収入にあっては利用者の増加により増となっております。

収入の合計につきましては4,138万円で、歳入歳出とも前年度より512万7,000円増の前年対比14.1%増となっており、収支の均衡を図ったところでありますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(小平 久君) 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

熊野委員。

○委員(熊野主税君) 説明にありましたデイサービスセンターエアコンの設置の件です。多

分、昨日、一般会計のときに民生費で言われました冬寒く、夏は暖かい施設を夏の分の手当ては民生費でしましたけどということで、エアコンを夏の暑い分はこちらのサービス事業費のほうで手当てしますという答弁でしたので、この規模ですが、そこその金額ではっておりますので、大きい施設なのでどのくらいの規模にエアコンの設置をするのかをお教えてください。

○委員長（小平 久君） 山本福祉係長。

○瀬棚総合支所福祉係長（山本 亨君） 熊野委員の質問にお答えします。デイサービスのエアコンにつきましては、通常のカフェのエアコンを室内に２機付けまして、それで室内を冷却する。冷暖房の予定であります。

○委員長（小平 久君） 熊野委員。

○委員（熊野主税君） 今の感覚だとかなり工事が大変なので、この金額だと思うんですが、厨房だとかということは今回考えていないということですよ。

○委員長（小平 久君） 山本福祉係長。

○瀬棚総合支所福祉係長（山本 亨君） 厨房につきましては、平成２５年今年度ですが、すでに厨房用エアコン設置ということで、工事は済んでおります。

○委員長（小平 久君） 熊野委員。

○委員（熊野主税君） ということは、このデイサービスセンターの夏は温かく冬は冷たいということはすべて解決するという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（小平 久君） 山本福祉係長。

○瀬棚総合支所福祉係長（山本 亨君） そのとおりです。

○委員長（小平 久君） よろしいですか。

○委員（熊野主税君） はい。

○委員長（小平 久君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

議案第５号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって、議案第５号 平成２６年度せたな町介護サービス事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

それでは、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時00分

○委員長（小平 久君） 会議を再開いたします。

整理番号第6、議案第6号 平成26年度せたな町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽光則君） 資料の8ページでございます。右側の歳出からご説明申し上げます。

1款事業費用、本年度1億6,697万5,000円でございます。内訳は営業費用1億3,657万円、総務費で4,578万8,000円、維持管理費で9,064万3,000円、営業外費用で3,040万5,000円でございます。

2款の資本的支出、本年度1億1,282万4,000円で、内訳は建設改良費が4,118万円、施設改良費2,098万円で、太櫓簡易水道施設整備工事、長磯簡易水道施設整備工事、簡易水道事業費で2,020万円、これは瀬棚区水道施設整備工事でございます。起債償還費が7,164万4,000円でございます。

3款の予備費が50万円でございます。

歳出合計いたしまして、本年度は2億8,029万9,000円で、前年対比5億3,135万5,000円の減でございます。この前年対比で大幅減少の原因といたしましては、大成区水道工事3億755万2,000円が、国の景気対策によりまして平成25年度の補正対応になったため大幅減になってございます。

左側の歳入でございます。1款事業収入、本年度2億325万6,000円でございます。内訳は営業収入で1億4,494万2,000円、水道使用料でございます。営業外収入が5,831万4,000円で、他会計繰入金等でございます。

2款の資本的収入、7,704万3,000円で、内訳としまして他会計出資金で7,699万3,000円ほかでございます。

歳入を合計しまして2億8,029万9,000円で、前年対比歳出と同額5億3,135万5,000円の減でございます。

以上をもちまして収支の均衡を図ったところでございます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

内田委員。

○委員（内田尊之君） せたな町簡易水道事業特別会計予算の説明資料の8ページ、歳入水道使用料、1億4,491万6,000円について質問いたします。

先の5日定例会におきまして町長の行政執行方針が行われました。その中で、町長は水道料、

また、これから審議されます下水道使用料とともに消費税法改正に伴う消費税及び地方消費税については転嫁しないという方針を出されました。国の方針では、円滑に転嫁するようにという方針が出されていると思います。また、これが執行方針なんですけども、前の総論の中には、先ほど一般会計の歳入で財政課長が説明ありましたとおり、消費税の引き上げに伴う公共料金等への転嫁につきましては、新年度において適切な料金の改定について検討しますという旨が書かれております。書かれておりますというか、町長は総論ではそう答えているわけでありませう。ところが、水道料、下水道料の公共料金に関しては転嫁しないという旨も言われてますので、町長の据え置くという理由はなぜこの水道料、公共下水道の公共料金には転嫁しないで、据え置くのか、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（小平 久君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これは町政執行でも申し上げておりますように、新年度において適切に処理をするということですから、スタート時は当然、据え置くことになろうかと思ひます。

○委員長（小平 久君） 内田委員。

○委員（内田尊之君） そうしますと、水道料、下水道に関しては転嫁しないということも出されてますけども、それは新年度において改正等の考えを示すということなんでしょうか。

○委員長（小平 久君） 町長。

○町長（高橋貞光君） そのとおりです。新年度におきまして、この消費税の転嫁等については、しっかりと見直してまいりたいと考えております。

○委員長（小平 久君） 内田委員。

○委員（内田尊之君） 当然、先ほど国のお話をしましたけれども、総務省ですが、これも昨年の10月に各自治体に対して通達が出ておりまして、これはホームページから私も見たんですけども、各地方公共団体におきましても、消費税率の引き上げに伴う公共料金等の改定について税負担の円滑化と適正な転嫁を基本として対処していただきたいということがあります。そのことの考え方を踏まえて、平成26年4月1日の消費税率の引き上げに向け、適切に対処されますようお願いいたしますという通達が来てると思うんですが、当然この消費税の転嫁というのは、これは特別事業者に対しても昨年10月、消費税転嫁対策特措法が出ておりまして、要は転嫁しないというのは法律違反だということになっておりますので、当然、自治体としては転嫁しないという話にはならないのかなと思ひます。そういう点では消費税制自体は、最終的に消費者が負担をするという基本でありますし、今、社会保障と税の一体化改革の中での方針でありますから、そういう意味合いでは、新年度改定、消費税転嫁の改定がなされるということでもう一度確認をさせていただきたいと思ひます。

○委員長（小平 久君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この問題につきましては、当然、消費税のこともありますが、適切な水道使用料を徴収をするということから、様々な角度からこれからの水道運営委員会において議論をさせていただくと考えているところでございます。

○委員長（小平 久君） ほかに。

質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

議案第6号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 平成26年度せたな町簡易水道事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第7、議案第7号 平成26年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算を議題としまします。

内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長(丹羽光則君) 続きまして9ページでございます。右側の歳出からご説明申し上げます。

1款事業費用、本年度1,440万8,000円で、内訳は営業費用で1,440万円、維持管理費が1,398万円で、水質検査手数料等でございます。営業外費用が8,000円で、支払い利息等でございます。

2款の資本的支出、1,519万1,000円、建設改良費1,510万円、施設改良費で内訳は太田簡易給水施設整備工事、瀬棚地区営農用水道施設整備工事、雲内地区飲雑用水道施設整備工事、小川地区営農用水道施設工事でございます。その他が起債償還費でございます。

3款予備費20万円で歳出合計いたしまして、本年度2,979万9,000円で、前年対比378万7,000円の増でございます。

左側の歳入の欄でございます。1款事業収入、本年度1,667万7,000円でございます。内訳は営業収入で1,023万1,000円で、水道使用料が1,022万5,000円、営業外収入が644万6,000円、他会計負担金644万1,000円でございます。

2款の資本的収入、本年度1,312万2,000円で、内訳は他会計補助金1,309万1,000円で、一般会計補助金等でございます。

歳入を合計しまして、本年度2,979万9,000円で、前年対比378万7,000円の増でございます。

以上をもちまして収支の均衡を図ったところでございます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○委員長(小平 久君) 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

議案第7号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 平成26年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第8、議案第8号 平成26年度せたな町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽光則君） 同じく資料の10ページ目でございます。右側の歳出からご説明申し上げます。

1款事業費用で、本年度1億6,319万9,000円でございます。内訳は営業費用としまして1億1,962万円、総務費で2,057万2,000円、消費税等でございます。処理場費が9,062万7,000円です。営業外費用が4,357万9,000円で支払利息等でございます。

2款の資本的支出、3億793万4,000円、内訳は建設改良費で1億4,700万8,000円で、下水道整備費で1億4,700万8,000円です。内訳は污水管渠設計調査業務、北檜山下水処理場長寿命化実施計画業務、瀬棚クリーンセンター改修実施設計業務、北檜山地区下水道新設工事、雨水の7工区でございます。三本杉地区下水道新設工事、上浦漁港下水道新設工事等でございます。起債償還費が1億6,092万6,000円で、長期債元金でございます。

3款の予備費が50万円で、歳出合計いたしまして4億7,163万3,000円で、前年対比5,515万5,000円の増でございます。

左側の歳入でございます。1款事業収入で、本年度1億6,366万9,000円で、内訳は営業収入で9,288万1,000円、下水道使用料7,532万円、その他営業収入で1,756万1,000円、営業外収入が7,078万8,000円で他会計繰入金等でございます。

2款資本的収入、3億796万4,000円で、内訳は町債が7,000万円、下水道事業債等でございます。他会計出資金が1億7,749万1,000円で長期債元金等でございます。補助金が5,950万、歳入を合計いたしまして4億7,163万3,000円で、前年

対比 5, 515 万 5, 000 円の増でございます。

以上をもちまして収支の均衡を図ったところです。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

議案第 8 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号 平成 26 年度せたな町公共下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第 9、議案第 9 号 平成 26 年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽光則君） 同じく資料の 11 ページでございます。右側の歳出からご説明申し上げます。

1 款事業費、本年度 582 万 5, 000 円で、内訳は営業費用としてまして 563 万 1, 000 円、営業外費用で 19 万 4, 000 円でございます。

2 款の資本的支出で 52 万円、内訳は起債償還費でございます。

3 款予備費が 5 万円で、歳出合計いたしまして 639 万 5, 000 円で、前年対比 6 万 1, 000 円の減でございます。

左側の歳入でございます。1 款事業収入で、本年度 586 万 5, 000 円で、内訳は営業収入で 155 万 5, 000 円、内訳は排水施設使用料等でございます。営業外収入が 431 万円で、他会計繰入金等でございます。

2 款資本的収入で 53 万円、内訳は他会計出資金 52 万円、長期債元金等でございます。

歳入を合計いたしまして 639 万 5, 000 円で、前年対比 6 万 1, 000 円の減でございます。

以上をもちまして収支の均衡を図ったところでございます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

議案第9号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号 平成26年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時21分

○委員長(小平 久君) 会議を再開いたします。

整理番号第10、議案第10号 平成26年度せたな町風力発電事業特別会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

富士産業建設課長。

○瀬棚総合支所産業建設課長(福士裕継君) それでは資料の12ページでございます。歳出からご説明をいたします。

1款電気事業費で2,045万9,000円、前年対比77万3,000円の増であります。内容は電気主任技術者の報酬、施設メンテナンス経費、基金への積立金、公課費などです。

2款公債費で前年度同額の3,467万7,000円、これは起債の償還金でございます。

3款予備費で100万円、歳出の合計が5,613万6,000円で、前年対比77万3,000円、1.4%の増であります。

続いて歳入であります。歳入の主なものとして、3款諸収入で5,612万1,000円、前年対比77万円の増で、これは北電への電気売払い収入でございます。

歳入の合計5,613万6,000円で歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

議案第１０号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって、議案第１０号 平成２６年度せたな町風力発電事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第１１、議案第１１号 平成２６年度せたな町病院事業会計予算を議題とします。

内容の説明を求めます。

小林国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 資料の１３ページをお開き願います。平成２６年度病院事業会計予算の総括表案でございます。本年度収益的収支を１３億２，６６５万７，０００円とし、前年比７，９５１万２，０００円、６．４％の増としております。収入の付記欄でございますが、左側になりますけれども、繰入額、交付税措置額、いわゆるルール分でございますが、２億２，９４１万３，０００円、それから町単独持ち出し分で１億４，０６１万９，０００円、合わせまして３億７，００３万２，０００円としています。町単独持ち出し部分につきまして、前年比５，０６１万９，０００円の増としております。

次に、資本的収支の支出ですが８，７３１万８，０００円、収入は６，３６４万４，０００円を予定しております。不足する額２，３６７万４，０００円は損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

１４ページをお開き願います。町立国保病院分でございます。本年度の収益的収支ですけれども、９億４，０６６万４，０００円、前年比で５，９０５万６，０００円、６．７％の増としています。

支出、１項医業費用では、前年比２，６２１万８，０００円増の９億６２４万１，０００円、増減の主なものは人件費で１，５８７万９，０００円の減です。これは嘱託職員の退職によるものです。それから材料費、前年度比１，６５４万１，０００円の増は、薬品費の増でございます。減価償却費１，６５７万円の増につきましては、制度見直しによる増でございます。

３款特別損失、前年度比で３，２６５万７，０００円の増につきましては、前年度、期末勤勉手当分の増でございます。

次に収益でございます。左側ですけれども、１款医業収益、外来収益で前年比３，７６９万２，

000円増の2億3,330万円です。

2款医業外収益の負担金交付金を、前年比2,468万2,000円増の2億1,879万1,000円、不採算地区病院の運営に要する経費などを繰入れし、収支の均衡を図ったところであります。付記欄でございますけれども、繰入額が交付税措置額につきましては2億335万4,000円、町単独持ち出し分が8,632万6,000円、合わせて2億8,968万円としています。

次に、資本的収支ですけれども、支出では本年度4,343万8,000円とし、前年比1,230万6,000円の減としています。

1款建設改良費の工事請負費2,514万4,000円ですが、病院の屋上防水工事、それから屋外給油タンク設置、それから非常用発電機導入等の工事を予定しております。機器備品購入費960万2,000円では、骨密度測定装置、人工呼吸器の購入を予定しております。ほか、企業債償還金、奨学資金貸付金を計上しております。

収入、左側になりますが2,698万8,000円とし、1款企業債940万円、これにつきましては、医療機器購入分でございます。

2款他会計出資金1,374万8,000円、3款基金繰入金384万円を計上しています。収支不足する1,645万円につきましては、損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

次に15ページになります。瀬棚診療所の収益的収支では1億8,390万4,000円、前年比1,812万5,000円、10.9%の増としています。

1款医業費用では、前年比1,506万3,000円増の1億8,024万4,000円で、増額の主なものは、経費でございますが338万2,000円の増で、これにつきましてはCTスキャナ装置の保守点検業務分でございます。それから減価償却費では1,130万3,000円の増で会計制度の見直しによるものでございます。

3款特別損失では、前年度期末勤勉手当分の増となっています。

収入ですけれども、1款医業収益では、前年比331万円の増の1億3,932万1,000円で外来収益分であります。

2款医業外収益では負担金交付金を1,481万5,000円増の4,419万3,000円としています。付記欄でございますが、繰入額は交付税措置額が1,892万6,000円と町持ち出し分2,526万7,000円を合わせ4,419万3,000円とし収支の均衡を図ったものであります。

資本的収支の支出では669万2,000円とし、1款建設改良費、医療機器購入費635万1,000円、2款企業債償還金64万1,000円を計上しています。

収入では、1款他会計出資金44万8,000円を計上、収支で不足する654万4,000円については損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

次に16ページをお開き願います。大成診療所分の収益的収支ですが2億2,008万9,000円、前年比で233万1,000円、1.2%の増としています。

支出では、1款医業費用1億9,823万4,000円、前年比117万3,000円の減です。増減の主なものは給与費、前年比423万5,000円の増、それから材料費で前年比507万1,000円の減としております。

3款特別損失では356万9,000円の増で、前年度期末勤勉手当分でございます。

これに対する収入ですが、1款医業収益、前年比493万6,000円増の1億6,547万6,000円とし、主なものは外来収益分でございます。

2款医業外収益の負担金交付金につきましては3,615万9,000円見込んでいます。付記欄繰入額ですけれども、交付税措置額が713万3,000円、町持ち出し分が2,902万6,000円、合わせまして3,615万9,000円とし、収支の均衡を図ったところであります。

資本的収支の支出では、1款建設改良費、医療機器購入費で3,480万9,000円、X線撮影装置画像読み取り装置を購入するものでございます。

2款企業債償還金207万9,000円を計上しております。

収入では1款企業債3,160万円で医療機器購入分でございます。

2款他会計出資金、3款他会計補助金を計上しております。

収支で不足68万円につきましては損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

以上病院事業会計について説明を終わります。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりましたので、収入支出全款一括質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 平成26年度せたな町病院事業会計予算は原案のとおり可決いたしました。

以上で本特別委員会に付託された21件の案件の審査は終了いたしました。

本委員会は全議案すべて原案可決と決しましたので、本会議にその旨報告いたします。

これをもって予算審査特別委員会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦勞さまでございました。

閉会 午後 2時36分

委員会条例第28条の規定により署名する。

平成26年4月15日

委員長 小平 久

署名委員 本 多 浩

署名委員 大 野 一 男